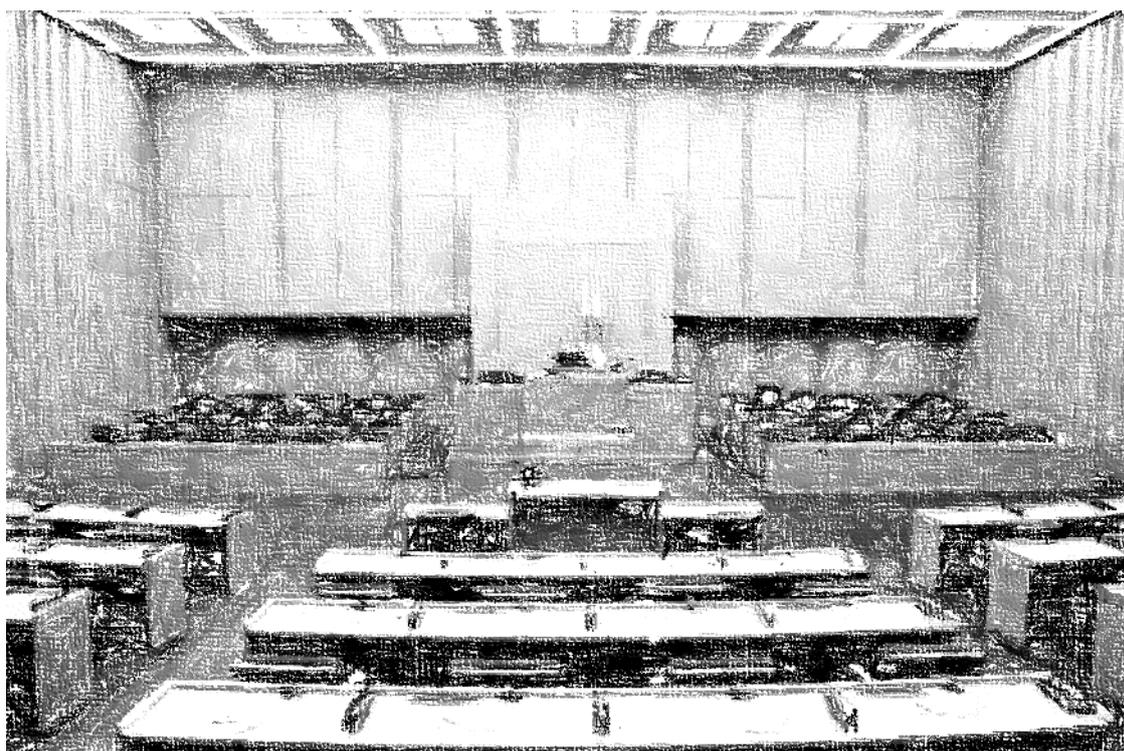


調査時報

特集

- 特集1 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設
- 特集2 中核市の議会運営に関する調査
- 特集3 令和6年度鹿児島市議会議員研修会概要記録



鹿児島市議会

2025 7月 No.152

目 次

| | | |
|--------------------|----------------------------|-----|
| 特 集 1 | 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設 | 1 |
| 特 集 2 | 中核市の議会運営に関する調査 | 84 |
| 特 集 3 | 令和6年度鹿児島市議会議員研修会概要記録 | 105 |
| 議会のうごき | 市議会日誌（令和7年2月～5月） | 118 |
| | 令和7年第1回市議会定例会において可決された意見書 | 123 |
| | 令和7年第1回市議会定例会において不採択となった陳情 | 124 |
| | 令和7年第1回市議会臨時会において不採択となった陳情 | 139 |
| 議長会報告 | 令和7年2月～5月 | 141 |
| 地方行財政調査資料目録 | 令和7年2月～5月 | 165 |
| 図書室だより | （新規購入図書） | 166 |

特 集 1

中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

本特集は、本市が独自に調査した中核市の主要新規単独事業及び令和6年4月以降の新規開設施設の中から特徴的なものを掲載したものである。

| 区分 市名 | 推計人口 (R7.4.1現在) | R2 国調人口 | 市域面積 | 市街化区域 面積 | 令和7年度当初予算 (一般会計) |
|----------|--------------------|-----------|------------------------|-----------------------|---------------------|
| 函館市 | ○ 234,530 人 | 251,084 人 | 677.87 km ² | 47.87 km ² | 152,490,000 千円 |
| 旭川市 | 314,101 | 329,306 | 747.66 | 79.57 | 180,140,000 |
| 青森市 | ○ 261,227 | 275,192 | 824.61 | 53.34 | 133,422,000 |
| 八戸市 | ○ 213,735 | 223,415 | 305.56 | 58.39 | 100,500,000 |
| 盛岡市 | 278,186 | 289,731 | 886.47 | 52.30 | 124,280,000 |
| 秋田市 | 293,116 | 307,672 | 906.07 | 75.86 | 148,390,000 |
| 山形市 | 238,236 | 247,590 | 381.58 | 40.93 | 105,508,000 |
| 福島市 | 269,208 | 282,693 | 767.72 | 50.59 | 125,300,000 |
| 郡山市 | ○ 310,950 | 327,692 | 757.20 | 68.86 | 140,650,000 |
| いわき市 | ○ 300,705 | 332,931 | 1,232.51 | 101.01 | 150,837,883 |
| 水戸市 | 265,583 | 270,685 | 217.32 | 42.51 | 127,561,000 |
| 宇都宮市 | 510,448 | 518,757 | 416.85 | 93.41 | 240,630,000 |
| 前橋市 | ○ 328,063 | 332,149 | 311.59 | 49.79 | 157,836,036 |
| 高崎市 | ○ 364,634 | 372,973 | 459.16 | 52.03 | 164,700,000 |
| 川越市 | ○ 352,673 | 354,571 | 109.13 | 32.18 | 136,970,000 |
| 川口市 | ○ 607,447 | 594,461 | 61.95 | 54.67 | 273,720,000 |
| 越谷市 | 341,992 | 341,621 | 60.24 | 28.69 | 132,400,000 |
| 船橋市 | 649,493 | 642,907 | 85.62 | 55.51 | 256,800,000 |
| 柏市 | 434,545 | 426,468 | 114.74 | 54.84 | 179,536,000 |
| 八王子市 | 558,196 | 579,355 | 186.38 | 81.51 | 235,900,000 |
| 横須賀市 | 367,698 | 388,078 | 100.80 | 66.27 | 179,590,000 |
| 富山市 | ○ 402,337 | 413,938 | 1241.70 | 73.64 | 195,572,923 |
| 金沢市 | 453,584 | 463,254 | 468.81 | 86.46 | 204,900,000 |
| 福井市 | ○ 252,666 | 262,328 | 536.37 | 46.85 | 140,130,000 |
| 甲府市 | ○ 182,995 | 189,591 | 212.47 | 31.90 | 88,085,032 |
| 長野市 | ○ 360,540 | 372,760 | 834.81 | 59.53 | 193,120,000 |
| 松本市 | ○ 233,020 | 241,145 | 978.47 | 40.34 | 110,360,000 |
| 岐阜市 | ○ 397,670 | 402,557 | 203.60 | 80.27 | 197,100,000 |
| 豊橋市 | ○ 364,737 | 371,920 | 262.00 | 61.98 | 155,900,000 |
| 岡崎市 | 381,638 | 384,654 | 387.20 | 59.56 | 153,690,000 |
| 一宮市 | ○ 375,827 | 380,073 | 113.82 | 38.02 | 144,310,000 |
| 豊田市 | 415,138 | 422,330 | 918.32 | 53.23 | 219,700,000 |
| 大津市 | ○ 344,375 | 345,070 | 464.51 | 58.83 | 146,384,000 |
| 豊中市 | 397,521 | 401,558 | 36.60 | 36.60 | 207,509,094 |
| 吹田市 | ○ 384,302 | 385,567 | 36.09 | 36.09 | 180,444,832 |
| 高槻市 | ○ 344,852 | 352,698 | 105.29 | 33.44 | 149,463,564 |
| 枚方市 | 391,573 | 397,289 | 65.12 | 41.92 | 167,800,000 |
| 八尾市 | ○ 258,285 | 264,642 | 41.72 | 27.66 | 127,920,808 |
| 寝屋川市 | 223,860 | 229,733 | 24.70 | 21.62 | 104,480,000 |
| 東大阪市 | ○ 477,481 | 493,940 | 61.78 | 49.81 | 235,480,819 |
| 姫路市 | 516,989 | 530,495 | 534.35 | 110.55 | 258,200,000 |
| 尼崎市 | 453,646 | 459,593 | 50.70 | 47.09 | 242,470,000 |
| 明石市 | 306,364 | 303,601 | 49.41 | 38.89 | 136,606,563 |
| 西宮市 | 481,158 | 485,587 | 100.18 | 52.19 | 223,329,255 |
| 奈良市 | ○ 346,024 | 354,630 | 276.94 | 48.57 | 167,288,148 |
| 和歌山市 | ○ 351,267 | 356,729 | 208.85 | 74.15 | 160,395,284 |
| 鳥取市 | ○ 178,010 | 188,465 | 765.31 | 31.26 | 110,200,000 |
| 松江市 | ○ 193,145 | 203,616 | 572.96 | 32.93 | 112,990,000 |
| 倉敷市 | 471,985 | 474,592 | 356.07 | 120.86 | 211,984,355 |
| 呉市 | ○ 199,481 | 214,592 | 352.83 | 35.75 | 111,690,000 |
| 福山市 | ○ 453,266 | 460,930 | 517.72 | 97.18 | 199,830,000 |
| 下関市 | 238,587 | 255,051 | 716.28 | 56.91 | 135,020,000 |
| 高松市 | 407,498 | 417,496 | 375.67 | — | 184,400,000 |
| 松山市 | 495,801 | 511,192 | 429.35 | 70.29 | 237,160,000 |
| 高知市 | 310,910 | 326,545 | 309.00 | 50.72 | 164,000,000 |
| 久留米市 | 299,539 | 303,316 | 229.96 | 36.35 | 295,471,000 |
| 長崎市 | 385,105 | 409,118 | 405.69 | 62.32 | 241,340,000 |
| 佐世保市 | 227,386 | 243,223 | 426.01 | 44.71 | 130,294,798 |
| 大分市 | 471,290 | 475,614 | 502.39 | 112.88 | 226,650,000 |
| 宮崎市 | 391,823 | 401,339 | 643.57 | 62.56 | 195,000,000 |
| 那覇市 | ○ 312,021 | 317,625 | 41.46 | 32.50 | 185,397,000 |
| 鹿児島市 | 580,037 | 593,128 | 547.61 | 83.78 | 295,356,000 |

※○印の人口は、令和7年3月31日又は4月1日現在の住民基本台帳人口

1. 主要新規単独事業（一部補助事業等含む）

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|-----------------------|---|-------------|
| 函 館 | 函館市企業立地促進条例 補助金 | <p>【事業の目的】 市内に残りたい若者、または一度市外に出て行ってしまった若者が函館に戻りたいと思ったときに、受け皿になり得る魅力的な企業が十分ではない、かつ、あまり知られていないことから、若者の市外流出に歯止めがかからず、U I J ターンの機会も逸している状況であることを踏まえ、本市が企業にとって進出しやすい、選ばれやすいまちとなるよう、社会経済情勢や企業ニーズに的確に対応した支援制度の充実を図る。</p> <p>【事業の内容】 函館市内に工場やオフィスなどを新設・増設する企業に向け、設備投資・オフィス賃料・雇用増に対する補助を行う。</p> <p>【事業の特色】 令和7年度は、新たに工場賃借料を補助対象とするほか、BPOサービス業も対象業種に追加し、BPOサービス業・コールセンター業等の特定事業所の新設・増設に対する補助期間を12カ月から36カ月に延長するなど、制度を拡充する。</p> | 93,582 |
| | スケートボードエリア管理運営事業 | <p>【事業の目的】 市民のスケートボードに関する潜在的なニーズや競技人口の把握、利用者の騒音やマナーの調査のため。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可動するセクションの設置 ・イベントの開催（年1回） ・アンケート調査の実施 <p>【事業の特色】 あくまで調査のため暫定的に設置するものだが、函館アーバンスポーツ協会や愛好者の意見を可能な限り反映させ、初心者から上級者まで楽しめるエリアとする。</p> | 3,000 |
| 旭 川 | 宿泊税課税準備費 | 令和8年度からの宿泊税の課税開始に向けて、宿泊事業者への制度周知、様式等の整備及び課税システムを導入する。 | 8,667 |
| | おやこサポートウィーク エンド事業費 | 毎週土曜日・日曜日に旭川市子育て世代包括支援センター「w a k a ・ b a」のプレイルームを開放し、妊娠期から子育て期の世帯が妊娠・子育てに関する「学び」「安心」「楽しさ」を得ることができる講座・イベント等を開催する。 | 24,539 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|--------------------|--|-------------|
| | 愛育センター園庭整備事業費 | 愛育センター（児童発達支援センター）の園庭を整備改修し、利用者に遊びを通じた適切な療育の場を提供するとともに、園庭を活用し、障害を持った児童及び保護者の居場所の提供や地域交流等により、インクルーシブを推進する。また、園庭整備に係る情報発信を行う。 | 6,600 |
| 青 森 | 青森市しごと創造戦略推進事業 | 令和7年2月に策定した「青森市しごと創造戦略」の推進にあたり、第1次産業から第3次産業までの幅広い分野において、産学金官が連携して新たに取り組む共創プロジェクトの事業化に向けて研究する「あおもり未来共創ラボ」を設置・運営し、洋上風力発電関連産業の育成・集積や市内産業のDX推進などの事業を実施する。 | 26,329 |
| | 棟方志功没後50年記念展開催事業ほか | 棟方志功画伯の功績を広く継続的に県内外に顕彰していくため、没後50年を迎える令和7年度に青森市内において展覧会を開催するとともに、棟方志功画伯ゆかりの地の自治体の長が一堂に会する「棟方志功サミットin青森」を開催する。 | 14,320 |
| | 市営バス100周年記念事業 | 令和8年3月6日に迎える青森市営バス発足100周年を記念して、市営バスのマスコットキャラクターの制作や記念セレモニーを開催する。 | 6,934 |
| 八 戸 | 市独自の物価高騰対策 | <p>【事業の目的】 原油価格・物価高騰への対応</p> <p>【事業の内容（款別の事業名）】</p> <p>【総務費】 路線バス事業継続支援事業費 路線バス運転手確保維持補助金 町内会等物価高騰対策支援事業費</p> <p>【民生費】 子ども食堂等物価高騰対策支援事業費</p> <p>【衛生費】 省エネ設備導入等促進事業費 市民病院事業会計負担金 (給食食材費、燃料高騰対策分)</p> <p>【農林水産業費】 漁業者燃料価格高騰対策支援事業費</p> <p>【商工費】 エネルギー価格高騰対策支援・物流効率化支援事業費 中小企業振興補助金 商工団体物価高騰対策支援事業費</p> <p>【教育費】 学校給食無償化事業費</p> <p>【諸支出金】 自動車運送事業会計補助金 (燃料高騰対策分)</p> <p>【事業の特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者支援、環境対応、給食費維持など多岐にわたって展開 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用 | 574,750 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|------------------------|--|-------------|
| | 十三日町・十六日町地区 再整備支援事業 | <p>【事業の目的】 中心市街地の土地の高度利用と良好な都市環境の形成、住宅供給によるまちなか居住人口の増加</p> <p>【事業の内容】 老朽化により低未利用となっている商業ビルを商業、居住等の機能を備えた複合ビルに転換する。</p> <p>【事業の特色】 民間事業主体の総事業費に対して1/3を国、1/3を市が補助</p> | 390,000 |
| 盛岡 | 盛岡駅西口複合施設整備 調査事業 | <p>外部アドバイザーを配置し、「IT産業の集積とデジタル化による労働生産性の向上」「中心市街地や市全体のまちづくり」「官民連携による整備手法」などの観点から施設整備に向けた基本構想(案)を作成する。</p> <p>また、基本構想(案)に基づき、施設の規模、事業方式、事業期間等の諸条件、資金計画、実施主体など、民間主導による整備に必要な項目のサウンディング調査を実施する。</p> | 10,000 |
| | ヤングケアラー支援体制 強化事業 | 市内の小中学生及び関係者を対象としたアンケートを実施し、ヤングケアラー及びその疑いがある児童生徒を把握し支援を行う。 | 75 |
| | 動物愛護管理センター整備 事業 | <p>動物のいのちを尊重し、保護動物の返還・譲渡を推進するとともに、動物愛護の普及啓発により、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む拠点となる施設として、県と共同で設置しようとするもの。</p> <p>開所後は、県・市職員が共同で、県全域も対象とした動物愛護管理関連業務、所管する「狂犬病予防法」及び「動物の保護及び管理に関する法律」等に関する業務を行うほか、各地域で譲渡に至らなかった犬猫をセンターに移送し、譲渡まで飼養管理を行う。</p> | 9,051 |
| 秋田 | 戦後80年平和祈念事業 | <p>【事業の目的】 戦後80年の節目を記念する一連の事業を実施し、改めて平和の大切さや命の尊さについて考え、市民の平和意識の高揚と次世代への継承を図るとともに、恒久平和を祈念するもの。</p> <p>【事業の内容】 1 戦後80年記念行事開催経費 (1) 内容 実行委員会が実施する戦後80年記念行事(講演会・写真展等)に対し、開催負担金を支出する。 (2) 主催</p> | 3,121 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|--------------------|---|-------------|
| | | <p>(仮) 戦後 80 年秋田市平和祈念行事実行委員会</p> <p>(3) 会場 あきた芸術劇場ミルハス</p> <p>(4) 時期 令和 7 年 8 月 17 日 (日)</p> <p>(5) 負担 コンサート開催費用相当を市民団体等が負担し、会場費用を含むコンサート開催費用以外の費用を秋田市が負担する。</p> <p>2 国際平和絵画コンクール</p> <p>(1) 内容 国際平和に関係するテーマの絵画作品を募集し、ミルハス等で展示する。また、小・中学校それぞれから優秀賞を 1 作品ずつ、全体から最優秀賞 1 作品を選考し表彰する。</p> <p>(2) 日程 令和 7 年 4 ～ 9 月中旬</p> <p>(3) 展示会場 あきた芸術劇場ミルハス、市役所 1 階市民ホール</p> | |
| | デジタル人材 A ターン就職促進事業 | <p>デジタル人材のふるさと回帰の促進を図るため、県外在住の学生や社会人を対象に市内 IT 企業とのマッチングイベントを開催するもの。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 開催場所 東京都・仙台市 (各 1 回)</p> <p>(2) 参加企業 市内 IT 企業 (5 社程度)</p> <p>(3) 対象者 IT 企業への就職を検討している学生及び社会人 (20 人程度)</p> <p>(4) 内容 企業担当者による事業紹介、個別説明など</p> | 421 |
| 山形 | 旧千歳館エリア・リノベーション事業 | <p>伝統文化の継承と癒し空間の創造によるにぎわいの創出及び交流人口の拡大を図るため、旧千歳館 (国の登録有形文化財) の建物を保存・活用した拠点施設の整備に向け、建物の改修工事に着手する。</p> <p>また、供用開始を見据え、地区関係者と連携したイベントの開催等による魅力の発信を行うことで、周辺地域の活性化を図るとともに、芸妓・料亭文化の継承と街なか観光を推進する。</p> | 196,943 |
| | 日本一の観光案内推進事業 | <p>日本一の観光案内所の整備に向け、基本計画を策定するとともに、引き続き日本一の観光案内所が備えるべき機能の研究・開発を行う。</p> | 101,960 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|----------------------|--|---------------|
| | | また、観光客の利便性向上のため、現状の観光案内所の関係機能の維持・向上に向けた取り組みを行う。 | |
| | 市営住宅を活用した住まいの子育て支援事業 | <p>国の「こども未来戦略」にある子育て世帯に対する住宅支援の強化に対応するため、市営住宅の空室を子育て対応住宅に改修し、子どもを産み育てやすい住環境の整備を図る。</p> <p>令和7年度は、松山住宅改修工事のための設計業務と、アスベスト分析調査を委託する。</p> | 2,392 |
| 福 島 | 学校体育館エアコン整備事業 | 浸水害高齢者等避難レベル3の開設避難所となる小学校8校（北沢又・岡山・鎌田・瀬上・余目・吉井田・佐原・大森）、中学校2校（清水・平野）の体育館にエアコンを整備する。 | 600,000 |
| | 被災者支援システムの構築 | <p>民間企業との共同研究により、罹災証明の申請から被災者支援までを一元管理できるシステムを構築する。</p> <p>罹災証明書の迅速な発行、被災者支援事務の一元管理を可能とすることにより、災害時の早期生活再建につなげることが期待される。</p> <p>【システムの具体的仕様】</p> <p>1 被害家屋調査の効率化 タブレット持参による現地調査が可能となることにより、その場で被害程度の結果が判定されることに加え、帰庁後にタブレットからシステムへ判定結果をデータ転送することにより、事務の大幅な軽減が図られる。</p> <p>2 各種手続状況等の可視化 システム上において、被災者の罹災証明書の申請状況、家屋判定結果、給付金等の申請状況等を関係所属間で情報共有が可能となることで、手続の迅速化・効率化が図られ、市民サービスの向上が期待できる。</p> | 8,030 |
| 郡 山 | ごみ発電グリーン電力証書事業 | <p>【事業の目的】 再生可能エネルギーの地産地消によるCO₂排出抑制 新たな再エネ導入事業活用による脱炭素化推進 新たな歳入の確保</p> <p>【事業の内容】 富久山・河内の両クリーンセンターで発電する電力に環境価値を付加して売却する。</p> <p>【事業の特色】 これまで実施してきた、ごみを焼却して発電した電力の売却に加え、ごみ発電に含まれるバイオマス発電とし</p> | 3,210 (歳入) |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|--------------------|--|-------------|
| | リチウムイオン充電電池の再資源化事業 | <p>ての環境価値を取り出してグリーン電力証書として売却し収入を得るとともに、その価値を地元企業へ売却することで、再生可能エネルギーの地産地消につながる。</p> <p>【事業の目的】 ごみ収集車両及び処理施設における火災被害予防 レアメタルの再資源化 リチウムイオン充電電池の適正処理</p> <p>【事業の内容】 市内の公共施設（21カ所）に配置した専用ボックスで回収し、クリーンセンターで集約後、再資源化施設へ運搬し、レアメタル等を再資源化する</p> <p>【事業の特色】 これまでは量販店等の店頭回収により民間ルートで処理されていたが、引き取りを断られた海外製品などが家庭ごみとして集積所に出されることで、ごみ収集車両や処理施設で火災被害が発生していた。 これらの被害防止と有用な資源の再資源化並びに適正処理を図るため、行政回収を実施する。</p> | 1,280 |
| | スポーツを通じた地域活性化事業 | <p>【事業の目的】 本市を拠点とするトップスポーツチーム等が有する資源・知見を生かし、スポーツ環境を充実させ、市民の健康増進や多様なスポーツへの参画を促進し、地域の活性化を図る。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市を拠点とする3つのトップスポーツチームのサポーターティングマッチ ・選手と市民がスポーツを通じて交流できるイベント ・選手によるこおりやま広域圏市町村の魅力PR ・選手によるクリニックや運動プログラム ・まちなかを歩いてホームアリーナに来場する仕掛けづくり（スタンプラリー） ・郡山スケート場（屋外）の製氷部品の更新 <p>【事業の特色】 デジタル田園都市国家構想交付金及び企業版ふるさと納税等を活用し、本市を拠点として活動するトップスポーツチームの資源・知見を生かし、スポーツを通して地域活性化を図る。</p> | 67,558 |
| いわき | 学校給食支援事業 | <p>現在実施している第3子以降の給食費無償化に加え、新たに市立小中学校に在籍する児童・生徒のうち、学校外活動を含めた子どもの学習等に係る負担が比較的大き</p> | 494,183 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|----------------------|--|-------------|
| | | い中学生の学校給食費を無償化する。 | |
| | DV被害者緊急一時避難支援等事業 | 困難な問題を抱える女性からの相談支援を行い、DV被害者等を一時的かつ緊急的に保護し安全を確保するとともに、一時保護となった者等に対して、市が委託する民間団体等により、自立等に向けた支援を行う。 | 10,261 |
| | 自治会活性化応援モデル事業 | 地域住民が自らの地域の課題やその解決策を考え実施する公共性・公益性の高い活動に対し、経費の一部を補助する。 | 14,500 |
| | 企業用地と人財確保の推進に向けた調査事業 | 未活用となっている事業用の土地・建物の有効活用の可能性や方策、立地企業の雇用確保の現状や課題等の調査を専門家のアドバイスも受けて行い、企業の立地環境の充実を図る。 | 1,923 |
| | 包括施設管理業務委託事業 | 複数の公共施設等について、本市と専門性を持つ包括施設管理事業者との契約により一括して維持管理を実施することにより、管理水準の統一化や向上、事故リスクの軽減などを図り、施設利用者のより一層の安全安心を確保する。 | 1,520,923 |
| 水戸 | こどもの遊び場の充実 | <p>【事業の目的】 こどもたちが自由に楽しみ、交流できる遊び場の充実を図る。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>① 子育て支援・多世代交流センター（2カ所）に幅広い年齢のこどもたちが遊べる遊具を整備</p> <p>② 公園（1カ所）にボール遊びができる防球ネットを設置する遊び場モデル事業を実施</p> <p>③ くれふしの里古墳公園に大型複合遊具や空中ケーブル等を整備</p> <p>【事業の特色】 子育て世帯のニーズが非常に高いことから、既存ストックを有効活用しながら、こどもの遊び場の充実を図る。</p> | 48,000 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|----------------------|--|-------------|
| | 小学校給食費の無償化 | <p>【事業の目的】 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市立小学校給食費を無償化するとともに、物価高騰の影響を受ける食材料費を公費負担する。</p> <p>【事業の内容】 対象者：市立小学校全学年（12,608人） 公費負担額：児童1人当たり月額6,200円</p> <p>【事業の特色】 令和5年度から実施している中学校給食費の無償化に加え、6年度は、小学校給食費についても2分の1の減額を実施した。7年度は、学校給食費の完全無償化を実現し、こども・子育て支援の一層の充実を図る。</p> | 859,866 |
| 宇都宮 | 女性の活躍推進 | <p>【事業の目的】 雇用の場における女性活躍推進のため、企業等に対する職場環境改善や雇用創出の支援等に取り組む。 また、女性活躍を強力に推進するため、幅広い経験や専門的知見を有する外部専門家の助言を得ながら、性別に関わらず誰もが個性と能力を發揮し活躍できるまちの実現を目指す。</p> <p>【事業の内容・特色】 <職場環境改善> (1) 女性の健康サポート事業 (2) 企業の女性活躍に向けた環境改善や健康経営に対する助成 (3) 大手就職サイトのバナーを活用した女性活躍に取り組む企業の周知 (4) 女性活躍を促進するための企業経営者向けセミナーの実施、啓発パンフレットのデジタル配信 (5) 女性研修生を受け入れる農家に対する「男女ともに快適に使用できるトイレ」導入費用の助成 <雇用創出> (6) 雇用創出奨励金（旧：就職困難者雇用奨励金） (7) 本社機能移転・オフィス企業の立地に対する支援 <人材育成> (8) 女性のデジタルスキル習得・就労支援 <その他> (9) 事業所実態調査の実施 (10) 女性活躍担当専門員の配置</p> | 41,928 |
| | ライトライン沿線におけるまちづくりの推進 | <p>【事業の目的】 Park-PFIを活用し、スケートボードやBMX、</p> | 2,435,954 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|-------------------------------|--|-------------|
| | | <p>3×3などの都市型スポーツを核に、にぎわいと交流の促進と、地域振興につながる魅力ある都市公園（東部総合公園（アークタウン宇都宮））を整備し、ライトライン（宇都宮芳賀ライトレール線）沿線の新たなにぎわいと交流の拠点を形成する。</p> <p>【事業の内容・特色】</p> <p>(1) 着実な整備の推進 事業者から公園施設等を買収する予定であり、当該施設が実施設計図書の内容に基づき、適切な施工が行われ、本市の要求水準書に示した性能等を確保できているか確認するため、事業者の施工状況等のモニタリングを行う。</p> <p>(2) 開園に向けたPR業務等の実施 開園に向けた期待や機運の醸成を図るため、多くの方々に来園していただけるよう、イメージパースを掲載したパンフレット等を活用したPR活動を行うとともに、オープニングイベントを実施する。</p> | |
| 前橋 | 市立小中学校学校給食費無償化 | <p>【事業の目的】 子育て世帯が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の環境整備を図り、少子化対策を推進する。</p> <p>【事業の内容及び特色】 市立小中学校及び特別支援学校に通う児童生徒の学校給食費の無償化（徴収不要）</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状は学校給食法により、食材料にかかる費用は保護者負担とされているため、給食費に対する国や県の補助はなく、費用は全て市の一般財源である。 ・市立以外の学校に通う児童生徒に対する給食費相当額の支援（対応経費 約1.1億円）について、議会や市民から要望がある。 <p>【進捗状況】 令和6年6月より市立中学校の無償化を開始し、7年4月より市立小学校を対象に追加。</p> | 1,477,668 |
| | 観光コンベンション協会補助事業（前橋ウィッチーズ関連事業） | <p>【事業の目的】 前橋を舞台にしたアニメ「前橋ウィッチーズ」の放送を契機として、シティプロモーション及びアニメツーリズムによる観光誘客を図るため</p> <p>【事業の内容及び特色】 アニメ内で描かれる市内のゆかりの地に等身大パネル</p> | 9,944 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|---------------------|---|-------------|
| | | <p>を設置するほか、スタンプラリーを実施するなど、多様な方策を通じて、聖地巡礼などを促していく。</p> <p>【課題】 経済効果の補足と、市内での一体感の醸成</p> <p>【進捗状況】 令和 7 年 4 月の放送及び放送終了後の反響に備えて、製作元であるバンダイナムコフィルムワークスやフィルムコミッションの担い手である前橋観光コンベンション協会と協議を重ねるとともに、市内でも複数イベントを実施した。</p> | |
| 高 崎 | 高崎ブランド・シティプロモーション事業 | <p>【事業の目的】 本市の知名度、ブランド力の向上を図る。</p> <p>【事業の内容】 本市の地域資源を効果的に発信する。</p> <p>【事業の特色、規模等】 平成 29 年度 「絶飯リスト」 平成 30 年度 「#インスタグンマー高崎」 令和元年度 農業系 Y o u t u b e 「農 T u b e 高崎」 令和 2 年度 テレビ番組「畑そのままレストランにする。in 高崎」 令和 3 年度 テレビ番組『農家のミカタ』 令和 4 年度 テレビ番組「旅するサンドイッチ」 令和 5 年度 テレビ番組「こむぎの満腹記」</p> | 6,000 |
| | 給食費の一部無償化 | <p>【事業の目的】 子育て世帯の経済的負担を軽減するため。</p> <p>【事業の内容】 学校給食費を一部無償化（第 1 子は 1 割軽減、第 2 子以降は無償化）する。</p> <p>【事業の特色、規模等】 軽減する給食費総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小 学 校 : 400,858 千円 ・中 学 校 : 278,254 千円 ・特別支援学校 : 5,317 千円 ・給食センター : 141,061 千円 | - |
| 川 越 | 企業誘致に向けた経済波及効果等調査 | <p>【事業の目的】 企業誘致による市内経済への波及効果・雇用促進効果・税収効果等を定量的に分析し、具体的な企業誘致施策の検討や検証を行う際の基礎資料として活用するため、当該事業を実施しようとするもの。</p> | 3,081 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|---------------------|--|-------------|
| | | <p>【事業の内容・特色】</p> <p>以下の調査業務を委託により実施する。委託事業者の選定については、公募型プロポーザル方式で選定する。</p> <p>① 企業誘致の候補となる産業の調査</p> <p>② 本市への立地相談実績を踏まえたターゲット産業の特定</p> <p>③ ターゲット産業における企業を誘致した場合の経済波及効果等の分析・評価</p> <p>・令和7年6月上旬に選定事業者と業務委託契約予定で、委託期間は11月末までの予定。</p> | |
| | 体育館空調設備等整備 | <p>【事業の目的】</p> <p>児童生徒の体調管理や熱中症対策、また、災害時の避難所の環境改善を図るため、市立小・中学校への体育館空調設備等の整備について、令和6年度に引き続き整備を行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>市内小中学校54校を18校ずつ3期に分け、3カ年で整備を行う。</p> <p>【事業の特色】</p> <p>自立発電型（停電対応型）の室外機を設置することにより、自然災害時（停電時）もエアコン、非常用コンセント、一部照明の使用も可能とする予定。照明のLED化なども併せて実施する。</p> | 2,469,400 |
| 川 口 | 電子契約システム費 | 工事契約に係る契約書の取り交わしを電子化するもの | 5,089 |
| | 重層的支援体制整備事業 | 縦割りによる支援体制を廃し、複合化した課題の解きほぐしや、社会参加の支援等を重層的に実施するもの | 1,256,850 |
| | 予防接種事業 | 感染のおそれがある疾病の発生及び感染拡大防止のため、予防接種等を行うもの | 2,448,646 |
| 越 谷 | 防犯対策事業（街頭防犯カメラ設置事業） | <p>【事業の目的】</p> <p>「越谷市安全で安心な防犯のまちづくり条例」に基づき、誰もが安全で安心な住みよい地域社会の実現に向けた取り組みの一つとして、街頭防犯カメラを設置し、地域における犯罪発生の抑止、体感治安の向上、事件等の早期解決に向けた捜査への協力をを行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>これまで駅周辺や市街化調整区域内の通学路に街頭防犯カメラを設置してきたが、犯罪抑止のさらなる向上を目指し、これまで設置が進んでいなかった市街化区域や住宅街など、市内全域に街頭防犯カメラを増設する。</p> | 222,030 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|------------------|---|-------------|
| | | <p>【事業の特色】</p> <p>街頭防犯カメラについては、平成 30 年度から順次設置しており、犯罪抑止に一定の効果があることから、市民からの設置要望も年々増えている状況となっている。</p> <p>防犯カメラの設置を拡充することにより、犯罪を起こそうとしている者に本市が「犯罪しにくいまち」と認識させることができ、市民の体感治安の向上にもつながる。</p> | |
| | 特別教室等空調設備設置事業 | <p>【事業の目的】</p> <p>猛暑時に特別教室を利用した授業を安全に実施するため、空調設備を設置する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>市内 44 校のうち、小中一貫整備事業（PFI）で設置する 1 校を除く 43 校の特別教室（854 教室）に空調設備を設置する。</p> <p>※ 長寿命化改修工事、蒲生小学校の改築に伴う空調機器の移設する学校などがあり、校数・教室数を変更する場合あり</p> <p>【事業の特色】</p> <p>空調設備方式は、ガスヒートポンプ方式を基本とし、都市ガスが未整備の学校においては、電気ヒートポンプ方式とする。また、整備は PFI 方式を想定しているが、直接施工やリースについても検討する。</p> | 58,000 |
| 船 橋 | 災害医療対策事業 | <p>発災時に通信インフラが停止している状況であっても、正確な情報が迅速に相互共有できるよう、保健福祉センター、医療センター及び災害医療協力病院に新たに衛星通信機器を整備する。</p> | 6,994 |
| | トイレカーの整備 | <p>災害時に避難者等が衛生的にトイレを使用できるよう、トイレと車両が一体化し、被災地への災害派遣も可能なユニバーサル仕様の大型トイレカーを新たに配備する。</p> | 31,660 |
| | 身寄りのない高齢者等サポート事業 | <p>身寄りのない高齢者等が安心して生活を営めるよう、平素からの見守りや医療機関への入退院の支援、亡くなった後に必要となる手続等の支援を実施する。</p> | 10,160 |
| 柏 | プレコンセプションケア推進事業 | <p>【事業の目的】</p> <p>若い世代の男女が、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来の妊娠に備えた健康管理ができるよう啓発を行うとともに、正しい知識を習得した上で自分自身の身体の状態を把握できるよう健診を行う。</p> <p>また、女性の自己選択の一つとして将来の妊娠に備えることができるよう、卵子凍結に関する正しい知識の啓</p> | 15,825 |

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|--------------------------|--|--------------|
| | | <p>発を行い、卵子凍結を希望する場合は、採卵や保管等に係る費用の助成を行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>① プレコンセプションケア</p> <p>(1) プレコンセプションゼミ</p> <p>将来の妊娠に備えて必要な健康管理について講座を行う。</p> <p>【対象者】 18～39歳の男女 (パートナーの有無は問わない)</p> <p>(2) プレコンセプション健診</p> <p>プレコンセプションゼミを受講した者を対象に、将来の妊娠に備えて、自身の健康状態や妊孕性(にんようせい)に関する検査等を希望する場合、その費用の助成を行う。</p> <p>【助成額】 女性:上限3万円、男性:上限2万円</p> <p>② 卵子凍結に係る助成</p> <p>女性の自己選択の一つとして、将来の妊娠に備えることができるよう、卵子凍結の正しい知識を啓発するとともに、卵子凍結を希望する場合、採卵や卵子の凍結保管に関する費用の助成を行う。</p> <p>【対象者】 採卵時に18～39歳の女性</p> <p>【助成額】 採卵・凍結保存費用:上限20万円 (1人1回限り。初年度の保管料含む) 保存継続費用:一律2万円 (凍結保存の継続1年ごと5回まで)</p> <p>【事業の特色】</p> <p>成育基本法に基づく成育医療等基本方針にプレコンセプションケア(女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組み)が定義され、他自治体において、先進的に取り組みが開始されている。</p> <p>柏市においても、若い世代が将来のライフプランを考えて、自身の日々の生活や健康と向き合い、早い段階から正しい知識の下で健康的な生活を送ることができるような取り組みを開始し、将来の健やかな妊娠や出産につなげ、次世代のこどもの健康につなげる。</p> | |
| | <p>特定不妊治療費(先進医療)助成事業</p> | <p>【事業の目的】</p> <p>不妊治療における経済的負担を軽減するため、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成する。</p> | <p>3,056</p> |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|------------------------------|---|-------------|
| | | <p>【事業の内容】 対象治療：令和7年4月1日以降に開始した、保険適用された治療と併せて実施した先進医療 対象年齢：治療開始時の女性の年齢が43歳未満 助成回数：女性の年齢が39歳以下：6回まで 42歳以下：3回まで（保険診療に準ずる） 助成額：先進医療にかかった費用の10分の7 （上限額：1回当たり3万円）</p> <p>【事業の特色】 令和4年4月1日より不妊治療が保険適用となっているが、保険適用外である先進医療分に対して補助を出すことにより、こどもを望む方が、経済的負担を理由に治療を躊躇することがないように助成を開始。</p> | |
| 八王子 | 産学官民連携によるDXの推進 | <p>地域課題の解決や地域における新たなサービスの創出のため、企業や大学等と連携による調査・研究を行う。 令和7年度は、民との連携を図りながら、さまざまな知見を収集しつつ、AIなどのデジタル技術を活用した市民サービスの向上策を検討する。</p> | 400 |
| | 南大沢・京王堀之内駅前公共空間高質化 | <p>南大沢駅及び京王堀之内駅周辺環境の高質化を図るため、駅前公共施設の整備を実施する。 令和7年度は、東京都が実施する南大沢駅北側都市地活用事業に伴う商業施設のリニューアル工事（令和7～9年度）に合わせ、老朽化が進む駅周辺の公共施設を更新し、東京都と一体的なまちづくりを推進する。</p> | 8,000 |
| 横須賀 | 社会的養護経験者への進学支援（社会的養護自立支援補助金） | <p>【政策等を必要とする背景及び経緯】 社会的養護下で養育された者は、親族からの金銭的な援助を受けられる場合が少なく、大学等への進学後は、奨学金を受給していても、生活費としてアルバイトが必要であり、常に金銭的な不安を抱えている。</p> <p>【事業の内容等】 ・進学後の生活費支援 (1) 社会的養護経験者が大学等に進学した後の生活費（家賃相当額）を助成する。 (2) 補助金の交付要件として、継続支援計画の作成及び支援コーディネーターとの対面による支援を行うこととし、施設等を退所した後も他者とのつながりや、自立に向けた支援を行う。</p> <p>【将来にわたる事業効果】 ・進学後の生活費支援により、金銭的な不安が解消され、将来の選択肢に進学も考えられるようになる。</p> | 6,960 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|-----------------------------------|--|-------------|
| | <p>防災トイレトレーラーの整備(地域防災力整備推進事業)</p> | <p>・生活費の支援により学業に専念でき、大学等を卒業して就職し、自立に向かうことができる。</p> <p>【政策等を必要とする背景及び経緯】 能登半島地震で、仮設トイレの不足や上下水道の不通により、被災地において混乱した経験を踏まえ、防災トイレトレーラーの必要性については以下のとおりと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレトレーラーは災害後に迅速に設置でき、必要に応じて移動も可能であり、インフラが破壊された地域でも柔軟に対応できる。 ・仮設トイレが不足する被災地で、トイレトレーラーは衛生環境を維持し、公衆衛生の問題や感染症のリスクを軽減させ、二次災害を防ぐことにも役立つ。 ・大規模災害が発生した時には、他都市から被災地への支援が必要になり、平常時から支援体制の強化が必要である。 <p>【事業の内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時だけでなく、平時も使用できるトイレトレーラーを導入し、「いつでも」「誰でも」安心してトイレを使用できる環境を整備する。 ・下水管が破損しているときは便槽を使用し、被害がないときは直結するなど、被災状況に応じて効果的に使用できるトイレトレーラーを整備する。 ・大規模災害が発生したときにはトイレ支援に駆け付け、本市が被災したときには、トイレトレーラーを保有する他都市から支援してもらうネットワーク体制を構築する。 ・平時は都市公園などの仮設トイレとして活用し、防災訓練や各種イベントに出向し、啓発に努める。 <p>【将来にわたる事業効果】 防災トイレトレーラーの導入により、大規模災害時のネットワーク体制の構築に役立ち、支援体制の強化が期待できる。</p> | 30,000 |
| 富山 | 避難所解錠設備整備事業 | <p>【事業の目的】 令和6年能登半島地震を踏まえ、災害時に避難所が迅速に解錠されることによる安心感等、市民感情への配慮や、避難所の鍵管理の負担軽減につなげるため</p> <p>【事業の内容】 全ての第1次避難所の入口に震度感知式・ダイヤル式キーボックスや防犯対策用のソーラー式センサーライ</p> | 42,000 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|------------------------|---|-------------|
| | | ト、避難所を示すサイン標識の設備整備を実施する。 【事業の特色】 キーボックスについては、震度5弱以上の地震の揺れで避難所に指定されている施設の鍵を格納しているボックスが自動開錠する仕組みとなっており、休日夜間や鍵保管者がいない場合でも開錠が可能となる。 | |
| | 学びの多様化学校事業費 | 【事業の目的】 本市における不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を行う学びの多様化学校の設置及び運営管理 【事業の内容】 本市における不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を行う学びの多様化学校について、令和8年4月に学校型の小中一貫校として開校するために、学習環境の整備や児童生徒受け入れのための設置準備等を実施するもの。 【事業の特色】 ① 施設形態は、「学校型」として設置する。 ② 対象年齢及び学校の規模については、小学生から中学生までを対象とした小中一貫校として、各学級10～15名程度の少人数の学級編制を行う。 ③ 立地場所は「浜黒崎小学校」とし、開校時期は同小学校の統合時期に合わせて、令和8年4月とする。 | 8,592 |
| 金 沢 | 地域コミュニティICT化推進プロジェクト事業 | 地域活動発信アプリを全町会長に拡大し、防災情報等を自動配信する。 | 14,800 |
| | デジタル科実践 | 小中学校に「デジタル科」を新設し、プログラミング学習やメタバース体験等を実施する。 | 115,900 |
| | 金沢版モビリティハブ整備事業 | 交通結節点の機能を強化するモビリティハブの整備を推進する。 | 2,500 |
| | デジタル市民パスポート事業 | 公共施設等の利用や避難所の入退所にも活用できるスマートフォン対応のデジタル市民パスを導入する。 | 16,100 |
| 福 井 | 未来へつなげるバス路線最適化実証事業 | 【事業の目的・概要】 交通事業者等と連携し、バス路線の統廃合やデマンド交通の導入など、交通ネットワークの最適化に向けた実証実験等を実施。 【事業の特色】 (1) 交通の現況分析・課題整理等 交通の現況分析・課題整理のほか、モデル地域においてデマンド交通等の新しい交通手段の導入実証実験を実施する。 | 31,000 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|-----------------------|--|-------------|
| | | (2) 交通空白地(時間)解消実証実験 路線バスの減便・廃止により交通空白時間帯が生じる地域において、既存の地域コミュニティバスを福井駅まで延伸する実証実験を実施する。 | |
| | 高齢者を守る住まいの防犯対策等支援事業 | <p>【事業の目的・概要】 ひとり暮らし等の高齢者世帯の犯罪被害等を防ぐため、住まいの防犯対策等に要した経費を市独自に支援し、日常生活の安全性の向上を図る。</p> <p>【事業の特色】 〔対象者〕市内の戸建て住宅に居住している65歳以上の高齢者のみの世帯 〔補助額〕防犯対策品の購入・設置費用の3分の2(上限2万円/件)</p> | 3,000 |
| | 避難所空調設備整備事業 | <p>【事業の目的・概要】 災害時に避難所となる学校体育館に、停電の際にも使用できるLPガス空調設備を順次整備し、高齢者等も安心して避難できるよう環境改善を図る。</p> <p>【事業の特色】 体育館の空調設備整備：10校(令和7年度)</p> | 799,284 |
| 甲府 | 「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」の整備 | <p>【事業の目的】 市内児童のおよそ4割が集中している市南部地域において、子どもの居場所や活動場所を確保するため</p> <p>【事業の内容】 子どもを中心としてさまざまな世代が交流する「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」の整備に向けて、運営方法等の検討を進めるとともに、敷地測量等を実施する。</p> <p>【事業の特色】 PPP(官民連携)等の実績や子どもに関する複合施設の企画・運營業務などの実績を有する事業者から、専門的な知見・ノウハウを踏まえた包括的な支援を受けながら、ソフトとハードの関連性を強めた効率的な施設整備を目指す。</p> | 16,994 |
| | 体育館への空調設備等の整備 | <p>【事業の目的】 子どもたちの安全・安心な教育環境を確保するとともに、災害時に避難所としての役割を果たす体育館の環境を整備するため</p> <p>【事業の内容】 体育館への空調設備の設置に向け、空調方式や断熱効果等の調査を実施する。</p> <p>【事業の特色】</p> | 6,410 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|-------------------|--|-------------|
| | | 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、避難所の良質化に取り組む。 | |
| | 新JIS規格児童生徒用机椅子の整備 | <p>【事業の目的】 良好な教育環境を整備するため</p> <p>【事業の内容】 1人1台端末や教科書等を同時に並べて置ける広さを有する新JIS規格の机椅子について、小学校5年生、6年生、中学校3年生から順次入れ替えを実施する。</p> <p>【事業の特色】 ICTを活用し学校教育の充実を図る中で、机椅子についても整備を進めていく。</p> | 112,480 |
| 長野 | 中山間地域集落支援員導入モデル | <p>【事業の目的及び概要】 中山間地域に集落支援員を配置し、地区の課題を把握・整理し、住民との話し合いを通して実情に応じた集落の維持対策等を住民と一緒に図る。</p> <p>【事業の内容】 中山間地域に集落支援員をモデル的に配置し、集落課題の整理、話し合いを通して実情に応じた集落の維持対策等を図る。</p> <p>【配置地区】 七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条</p> <p>【集落支援員のミッション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全地区共通の課題解決の取り組み ○ 地区個別の課題解決の取り組み <p>※ 支援員の配置等に要する経費として、特別交付税による財政措置（10/10）が受けられる。</p> | 33,949 |
| | 孤立対策用輸送用ドローン導入 | <p>【事業の目的及び概要】 発災時の孤立集落へ必要物資を空中輸送することができる最新鋭の機体を導入し、孤立集落対策の有効な手段の一つとするもの。</p> <p>【事業の内容】 能登半島地震等の教訓から、孤立集落への支援物資の空中輸送力を強化するため、導入済みの偵察用ドローン、輸送用ドローンに加え、操縦者が目視できない場所でも自動飛行が可能な最新鋭の輸送用ドローンを導入する。 災害支援ターミナルに備蓄している物資など（蓄電池や食糧等）を孤立集落へ輸送用ドローンで空中輸送することを想定している。 また、平時の訓練実施や運用に必要な国家資格の取得など、災害支援ドローン隊員となる職員の人材育成も実</p> | 6,984 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|--------------------------|--|-------------|
| | | <p>施する。</p> <p>【事業の特色】 操縦者が目視できない場所でも自動飛行が可能な最新鋭の輸送用ドローンの導入により、整備済みの偵察用ドローン、輸送用ドローンと併せ、次世代型の防災対応力の強化を図る。</p> | |
| 松 本 | 多子世帯保育料見直し事業 | <p>【事業の目的・内容・特色】 多子世帯の経済的な負担を軽減するため、第2子以降の保育料を無償化するもの</p> | 240,510 |
| | スタートアップ推進事業 | <p>【事業の目的・内容・特色】 市内から起業家、スタートアップ企業を生み出すため、育成プログラムを実施するもの</p> | 8,100 |
| | 地域重点プロジェクト事業 | <p>【事業の目的・内容・特色】 地域課題の解決や地域活性化を図るため、緩やかな協議体等が重点的に実施する取り組みを支援するもの</p> | 10,720 |
| | 住まいのゼロカーボン推進事業 | <p>【事業の目的・内容・特色】 既築住宅に対する補助メニュー拡充のほか、新築住宅への補助を追加するもの</p> | 217,850 |
| 岐 阜 | コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業 | <p>【事業の目的】 高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、社会的孤立や生きづらさなど、既存の制度やサービスでは解決が困難な生活課題が増加している。 その解決に向けた支援には、行政や専門職のみだけでなく、地域の力が必要不可欠である。 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が地域住民、関係団体や法人等をつないでプラットフォームを形成し、住民主体の地域活動を推進することで、住み慣れた地域で共に支え合う地域社会の実現を目指すもの。</p> <p>【事業の内容】 （社福）岐阜市社会福祉協議会にCSWを配置し、個別相談会等の実施や地域住民の福祉意識の醸成などを行う「個別支援」、地域課題解決のため、住民参加の地域活動の支援やサポートなどを行う「地域支援」、地域課題の共有や見える化を行い、地域課題解決のためにプラットフォームの構築、課題解決の方法を住民と共に検討などを行う「地域の実情に合った仕組みづくりの活動」を連動させることによって、地域全体の支援につなげる。</p> | 24,775 |
| | 校内フリースペース整備事業 | <p>【事業の目的】 草潤中学校の不登校支援メソッドを参考にした校内フリースペースを中学校に整備し、誰一人取り残さない不</p> | 6,600 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|------------------------------------|---|-------------|
| | | <p>登校児童生徒への支援体制の確立を図る。</p> <p>【事業の内容】 令和5年度より、不登校児童生徒が安心して自分のペースで学べる校内フリースペースを市内10校の中学校に整備した。</p> <p>「安心できる居場所づくり」として、教室らしくない環境整備、「選択と行動のプログラム」として、柔軟なカリキュラムを取り入れるなど、不登校児童生徒が自分らしく学べる居場所づくりを進める。</p> <p>7年度は、新たに12校を整備し、市内全ての中学校での整備完了を目指して、学校間での連携強化を図る。</p> | |
| 豊橋 | スポーツ施設の整備 | <p>【事業の目的】 スポーツを「する」「みる」環境の向上を図るため。</p> <p>【事業の内容】 陸上競技場において走路の全天候舗装改修等を行うほか、令和8年開催のアジア競技大会の会場となる市民球場とアジア競技大会・アジアパラ競技大会の会場となる総合体育館においてバリアフリー改修等を行う。</p> <p>【事業の特色】 陸上競技場で日本陸上競技連盟3種公認競技場継続のための改修を実施する。また、市民球場でバリアフリー改修とグラウンド改修を実施する。</p> | 1,199,749 |
| | 豊橋新城スマートIC (仮称)整備事業 幹線市道整備事業 | <p>【事業の目的】 暮らしやすい環境の創出や産業活動、観光誘客を推進するため</p> <p>【事業の内容】 幹線道路の整備を進め、利用者の安全性や快適性、まちの防災性を向上させるとともに、道路ネットワークの強化を図る。</p> <p>【事業の特色】 本市東部の県境地域の渋滞解消に向け、湖西市と共に両市を結ぶ新規路線等の調査・検証を実施すること。</p> | 1,966,494 |
| 岡崎 | 脱炭素化の推進(地域脱炭素移行推進業務) | <p>環境省の「脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業」を活用し、岡崎市の脱炭素化を推進する。</p> <p>太陽光発電、蓄電池、エネマネシステム、高効率空調等の設置補助等</p> | 688,001 |
| | 校内フリースクール・夜間学級の増設(児童生徒健全育成推進業務) | <p>児童生徒の健全育成のため、学校・家庭・地域・各関係機関が連携し、いじめ・長期欠席等に対する未然防止・早期発見・早期対応の実現を図る。</p> | 166,425 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|---------------------------|--|-------------|
| | | 校内フリースクールを小学校5校、夜間学級を中学校10校へ拡充 | |
| 一宮 | 地域DX推進事業 | <p>【事業の目的】 地域DXを推進する。</p> <p>【事業の内容】 データ連携プラットフォームを構築し、産学官連携によるコンソーシアムを形成し、新たな市民サービスの検討・実装を進めることで、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感 (Well-being)」の向上を図る。</p> <p>【事業の特色】 令和7年度は、健康支援アプリと子育て支援アプリのデータ連携、スマートロック (電子錠) 設置施設の拡大、防災アプリの導入、Ma a Sアプリとの連携、利用促進のためのキャンペーンを実施する。</p> | 261,833 |
| | 消防緊急通信指令システム更新事業 | <p>【事業の目的】 稲沢市と共同運用している高機能消防指令センターの消防緊急通信指令システム及び消防救急デジタル無線設備をリニューアルする。</p> <p>【事業の内容】 令和8年度のシステム運用開始に併せて、指令センターとビデオ通話を可能にする映像通報システム、災害現場の映像を指令センターや現場指揮本部で視聴できるようにする映像伝送システムを導入する。</p> <p>【事業の特色】 現場映像をリアルタイムに指揮本部や指令センターと情報共有することができ、より有効な現場活動が可能となる。</p> | 1,308,940 |
| | いちのみや未来エネルギー (株) の寄附金活用事業 | <p>【事業の目的】 地域新電力「いちのみや未来エネルギー (株)」の利益を地域の課題解決に活用し、地域脱炭素の機運を醸成することを目指す。</p> <p>【事業の内容】 脱炭素に関する特に優れた取り組みを行う企業を学識経験者等によりコンテスト形式で審査、表彰を行う。 また、並行して製造業小規模企業者補助を行い、製造業のサプライチェーン存続を支援するとともに、小規模企業者のSDGs推進の取り組みを支援する。</p> <p>【事業の特色】 地域新電力会社の利益でSDGsを推進する。</p> | 13,580 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|-----------------------|---|-------------|
| 豊 田 | WE LOVE とよた教育プログラムの整備 | ふるさとの魅力に気付き、誇りと愛着を持って、力強く未来を生き抜く子どもたちを育むため、児童生徒と共に教育プログラムを作成する。 | 5,060 |
| | イノベーションを創出する仕組みづくり | 新たなプロダクトや新事業が創出され続けるために、ものづくり創造拠点「SENTAN」がハブとなり、新たな価値の創造や起業を志す人々の交流・連携を促進する取り組みを実施する。 | 15,000 |
| 大 津 | フリースクール等民間施設利用者支援補助金 | フリースクール等を利用する児童生徒に対して、令和7年4月から利用料の半額（上限1万円）を補助する。 | 7,200 |
| | 小学校水泳授業改善プロジェクト | 水難事故防止につながる「安全に浮く・泳ぐ」ための体系的な指導モデルを研究する。また、外部委託により、市有施設を活用した水泳授業をモデル的に実施する。 ・安全に泳ぐための水泳指導のモデル研究 ・モデル校における水泳授業の外部委託 ※ 令和7年6月から（予定） | 1,267 |
| | 「文学のまち大津」ブランディング強化事業 | 本市の文化的資産をまちづくりに生かすため、官民一体となった事業推進体制を設置し、調査、活用の検討を進める。特に、文学に関連した取り組みでは、本市のブランディングを醸成し文化まちづくりの推進を目指す。併せて、事業効果をより一層高めるためにユネスコ創造都市ネットワークへの加盟を目指す。 令和7年度予算額 595千円 令和8年度債務負担行為 18,150千円 | 595 |
| | 自走式トイレカーの導入 | 大規模災害において、断水や配管の破損により、トイレが使えない事態に備え、災害時における安全で快適なトイレ環境の確保を図る。(令和8年3月導入予定) | 40,000 |
| | 空き家活用に向けたプッシュ型伴走支援 | モデル地域において、空き家利活用のためのセミナーを開催し、セミナー後の個別相談と空き家バンク等への登録伴走支援によって、個別物件に応じた活用を図る。 | 2,000 |
| 豊 中 | 見守りカメラ等事業 | 【事業の目的】 地域における街頭犯罪や侵入盗を未然に防止し、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進する。 【事業の内容・特色】 見守りカメラは、電柱や街灯等に設置し、カメラが作動中であることを表示し、市が維持管理していく。 撮影は個人のプライバシーを十分配慮して、撮影範囲を最小限の範囲とします。また撮影範囲に個人住宅等が入る場合は、その部分にマスキング加工（黒塗り）を行い、画像に映らないようにしていく。 なお、画像データの提供については、捜査機関からの照会など法令に基づく場合のみに提供する。 | 43,099 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|--------------------------------|--|-------------|
| | トイレトラックの導入 | <p>【事業の目的】 豊中市ではこれまで、簡易トイレ等の備蓄をはじめ、マンホールトイレの整備や事業者との協定による仮設トイレの設置などトイレ対策を進めてきたが、能登半島地震などの災害の教訓により、避難所生活でのQOL向上がさらに求められるようになったことを受け、これまでの災害用トイレの整備に加え、被災地支援の観点から自走式トイレを導入するもの。</p> <p>【事業の内容・特色】 トイレトレーラーはけん引免許が必要であり、被災地へ支援する際に大きなハードルとなるため、トイレトラックに決定した。トイレ数は小型（軽自動車）が2基、中型車（ワンボックス）が3基、大型車（3トトラック）が5基で、災害時は多くの人々が利用することが想定されるため、大型車（3トトラック）を採用。平常活用として走井内緩衝緑地帯への設置をはじめ、必要に応じて市イベント等に活用を図っていく。</p> | 23,356 |
| | 学校施設の更新を確実に推進するためのプロジェクト・チーム設置 | <p>【事業の目的】 本市の発展・成長に必要となる未来への投資を持続的に実行しながら、多大な資源を必要とする学校施設の建て替えを長期間にわたって継続的・計画的に実施していくために、学校施設の建て替えを確実に実行するための手法及び投資財源の確保について検討し、その仕組みを整えることを目的とする。</p> <p>【事業の内容・特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の更新を確実に推進するため市長部局・教育委員会事務局メンバーで構成された全庁横断的なプロジェクト・チームを設置 ・プロジェクト・チームにおいて、下記事項を検討 <ol style="list-style-type: none"> ① 学校の計画的改築の実施手法等の検討に加えて、児童減少を見越した空間整備、リノベーションの可能性、容積の付け替え、民間施設との合築など具体的な財源確保策や工事コスト削減策を併せて整理 ② 企業誘致との組み合わせなど地域経済活性化を踏まえ、ふるさと納税をはじめとした財源獲得手法の具体的な仕組みの検討 | 5,770 |
| 吹 田 | 防災対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えた衛星通信機器等の導入 ○避難所マネジメントシステムの導入（入退所管理、避難者名簿等のデジタル化、物資管理など） | 47,454 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|---------------------|---|-------------|
| | | ○災害に備えたトイレ対策の拡充（災害用トイレの備蓄拡充、循環型トイレの市庁舎への試行導入） | |
| | 障害福祉サービス等人材確保・養成事業 | 障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信業務（しごとのPRに関するコンセプト企画、パンフレット・動画コンテンツ制作、イベント実施等） | 9,900 |
| | 妊娠・出産包括支援事業 | ○産後ケア事業の拡充 利用枠【デイサービス型・短時間】、【アウトリーチ型】の新設 ○多胎児家庭サポート事業の利用期間の延長 多胎児が3歳に到達後、最初の3月31日まで | 3,546 |
| 高槻 | 民間事業者を活用した水泳授業を試行実施 | 【事業の概要】 民間事業者を活用した学校水泳授業の、小学校2校での試行実施 【事業の内容】 専門的な指導等によって、泳力及び体力のさらなる向上、安全確保を図るとともに、天候・気温に左右されない授業環境の確保など児童の安全性を一層高めると同時に、教員の負担軽減を進めるために、小学校2校において、民間事業者を活用した学校水泳授業を試行実施する。 【事業の特色】 泳力度別での専門インストラクターによる技術指導を行うことにより、個別の児童の泳力・体力のさらなる向上を図る。 また、室内プールを活用することで、天候に左右されない授業実施回数の確保、夏季の熱中症予防を推進する。 あわせて、専門の監視員をプールサイドに配置し、安全管理体制を向上させるとともに、学校プールの清掃・給水作業・水質管理などの維持管理業務が不要となることで、教職員の負担軽減を図る。 | 7,816 |
| | 子どもの医療費を完全無償化（府内初） | 【事業の概要】 令和7年4月診療分から、子ども医療費助成制度とひとり親家庭医療費助成制度の対象となる児童（父母または養育者は対象外）について、所得に関わらず、保険診療分に係る医療費と入院時食事療養費を無償とし、その費用を助成する。（大阪府内初） 【事業の特色】 子育て中の保護者の経済的な負担軽減を図ることにより、子どもたちの健やかな成長を支える。 | 2,045,337 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-------|-----------------|--|-------------|
| 枚 方 | 不登校対策の強化 | <p>【事業の目的】 不登校児童・生徒への支援を強化するため。</p> <p>【事業の内容・特色】 教育支援ルーム指導員の全校配置を進め、小中学校全校に不登校児童・生徒の校内の居場所としての校内教育支援ルームを設置する。あわせて、不登校児童・生徒の個々のニーズに応じた学校以外の受け皿の一つとして、メタバース空間を活用したオンライン上の居場所を創出する。</p> | 81,421 |
| | 災害時要支援者の避難支援の充実 | <p>【事業の目的】 自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの「避難行動要支援者」の災害時における避難の実効性を高めるため。</p> <p>【事業の内容・特色】 それぞれの状況に応じた個別避難計画の作成をセルフプラン方式により進める。 また、要支援者の直接避難の受け入れを行う福祉避難所として指定を受ける社会福祉施設等に対して、備蓄物資や機材の整備費用の補助を行い、要支援者の避難生活の支援を図る。</p> | 36,160 |
| 八 尾 | 中学校給食管理運営業務 | 令和5年9月に移行した全員給食について、安心・安全な学校給食を提供する上での、必要な学校給食管理事務を行い、円滑な学校給食の実施に努める。 | 655,000 |
| | スクールキッズ・スクエア事業 | 希望する児童が、放課後や土曜日、長期休暇中に安全・安心に過ごし、仲間とともに自主的に活動することができる居場所を提供する。 | 25,869 |
| | 地区防災推進事業 | 自主防災組織の結成促進及び既存組織への活性化支援を積極的に進める。 | 4,882 |
| | 消防体制充実・強化対策事業 | 人員、配置等の充実を計画的に行い、消防体制（常備消防力）の充実と強化を図る。また、消防関係教育機関等へ職員を計画的に研修派遣するとともに、新任管理・監督職を対象とした職場研修を実施する等、多様な人材の育成に努めるほか、業務遂行上、必要な各種資格を計画的に取得させる。 | 2,537 |
| 寝 屋 川 | 放課後校庭開放事業 | <p>【事業の目的】 子どもたちの外遊び離れが進む課題の要因の一つとして、物理的にボール遊びなどができる広い場所がないことが挙げられるが、市域面積の狭い寝屋川市でも同様の問題がある。子どもたちがボール遊び出来る場所が少ない問題を、寝屋川市の地理的状況を生かして解決する。</p> | 33,166 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|-------------------------|--|-------------|
| | | <p>【事業の内容】</p> <p>現在の校庭開放は放課後子供教室の一環として実施されているが、実施回数も地域でばらつきがあり、平均すると週1回程の開催となっている。これを、長期休業期間中も含めて平日毎日開催とすることで、こどもの遊び場を確保する。実施にあたっては、安全監視員を配置する。</p> <p>開催時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日（開校日） 下校時間～午後5時（※1）または午後5時50分（※2） ・長期休業期間（土・日・祝を除く） 午前9時～午後5時（※1）または午後5時50分（※2） <p>※1…10月15日～2月末日 ※2…3月1日～10月14日</p> | |
| | 愛情のバトン事業 | <p>【事業の目的】</p> <p>家族で暮らしていた満足・充実感を次の支援者に引き継ぎ、障害者が安心して生活できる環境構築の推進を図る。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>親の高齢化等に伴い、支援を引き継ぐタイミングに、これまで親が障害を持つ子に注いできた支援を越えた“親の愛情”を次の支援者にバトンとして渡すツールを作成し配布する。また、支援者に本人、家族への聞き取りを行い作成業務について委託する。</p> | 1,425 |
| 東大阪 | 校内教育支援センター支援員配置経費 | 不登校等児童生徒への学習や相談支援を行う支援員を15名配置 | 29,273 |
| | ザ・コーポレートゲームズ開催経費 | 参加型国際スポーツフェスティバルの開催 | 74,000 |
| | 母子保健DX推進事業 | 母子手帳等の電子化にかかるシステム構築関連経費 | 27,349 |
| | 東大阪市版AIオンデマンド乗合ライドシェア事業 | AIシステム開発費や車両購入費等 | 19,194 |
| 姫路 | 姫路城等でのデジタルチケットの導入 | <p>○大阪・関西万博の開催期間中、姫路城への誘客を図るため、時間予約制のデジタルチケットを試験的に導入し、観光客の利便性を向上する。</p> <p>○令和8年3月に予定している姫路城縦覧料の改定に併せて、好古園、美術館、文学館にもデジタルチケットを導入し、姫路城周辺の周遊性を高める他、有料ガ</p> | 23,180 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|--------------------------------|--|-------------|
| | | イド等を組み合わせた付加価値の高いプレミアムプランの提供を開始する。 | |
| | 民間活力を活用した飾磨中央公園の再整備 (Park-PFI) | 飾磨中央公園を利用者の憩いとにぎわいの空間へリニューアルするため、民間活力の活用 (Park-PFI) により再整備 (令和9年度供用開始予定) | 57,000 |
| | 介護施設等奨学金返済支援事業 | 社会福祉法人等の人材確保や若者の市内就職・定着を図るため、県が実施する「社会福祉法人等奨学金返済支援事業」への上乗せ補助を実施する。 対 象: 介護職員に対して奨学金返済支援を実施している法人 助成内容: 法人負担額を対象に、1人当たり最大6万円/年 | 1,200 |
| 尼 崎 | 学校における多言語対応の充実 (多文化共生支援事業) | <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本語での授業内容を母語に同時変換する通訳アプリを1人1台端末に導入し、授業内容の確かな定着を図る。 ●持ち運び可能な通訳機器を導入し、児童生徒同士や保護者との円滑なコミュニケーションを図る。 ●多文化共生支援員を増員し、日本語の定着と心の安定を図る。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語での授業内容を母語に同時変換するポケットトーク for スクールの導入 ・容易に持ち運びできるポケットトーク S の導入 <p>【事業の特色】</p> <p>今後、さらに増加が予想される日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、確かな学力の定着と、進路選択 (高校進学を含む) が可能となるとともに、心の安定を図ることができる。</p> | 13,332 |
| | 訪問型病児保育 (共済型) 事業 (病児病後児保育事業) | <p>【事業概要】</p> <p>保護者の子育てと就労の両立を支援し、子育てに係る家計・ゆとり・安心をサポートするため、自宅まで保育者が訪問する訪問型病児保育サービス (訪問型病児保育 (共済型) 事業) を導入する。</p> <p>事業者は、企画競争入札 (プロポーザル方式) により選定の上、令和7年10月頃からの実施を想定している。</p> <p>【事業内容】</p> <p>市内に居住する乳幼児及び児童 (生後6カ月から小学校6年生まで) が、病気の回復期または回復期に至らない場合で、家庭や集団での保育が困難なときに、事業者</p> | 5,677 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|----------|--|-------------|
| | | <p>(保育者)が児童の自宅へ訪問し、一時的に児童を保育する。</p> <p>【事業の特色】</p> <p>事業の実施にあたっては、市が事業者へ委託し事業費の一部を負担することで、利用者の負担軽減を図るとともに、利用者が月会費を出し合う共済型の事業として実施する。</p> <p>月会費を1人当たり4千円の設定とし、生活保護や児童扶養手当の受給世帯の方については、半額の2千円を想定している。</p> <p>さらに、経済的負担の軽減を図る観点から、2人目からの月会費は1人目の半額を想定している。</p> | |
| | 空家対策推進事業 | <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門家と連携した相続登記の促進 <p>市が司法書士会へ空き家の所有者調査等を委託し、司法書士会は所有者調査から相続登記まで、所有者支援を担う。また、相続登記のために相続人が負担する司法書士費用を低減するため、その費用の一部を司法書士会へ交付する。</p> ● 老朽化した木造賃貸住宅の除却促進 <p>老朽化により危険な状態の木造賃貸住宅の居住者の引っ越し費用を支援することにより、居住者の安全と古い木造賃貸住宅の除却を促進する。また、危険な状態の木造賃貸住宅の除却費用の一部を支援しつつ、跡地について一定の土地利用の誘導を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門家と連携した相続登記の促進 <p>市から司法書士会へ50件の相続調査及び所有者への情報提供を依頼。市は司法書士の調査に係る費用及び相続登記のために相続人が負担する司法書士費用の一部を支払う。</p> ● 老朽化した木造賃貸住宅の除却促進 <p>居住者の安全のために住み替えが必要であると認めた場合に、当該賃貸住宅の居住者へ対する引っ越し費用等の補助を行う。</p> <p>【事業の特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門家と連携した相続登記の促進 <p>司法書士会に所有者調査及び所有者への情報提供を委託することで相続登記の促進を図り、より多くの空き家を住宅市場に戻すことを目的とする。</p> | 95,457 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|---|---|-------------|
| | | <p>●老朽化した木造賃貸住宅の除却促進</p> <p>老朽化した木造賃貸住宅からの引っ越し及び、除却・建て替えを促進することにより、良好な住環境の形成を目的とする。</p> | |
| 明石 | 公立幼稚園における5歳児クラス30人学級の実施 | <p>【趣旨・目的】</p> <p>よりきめ細やかな教育・保育を推進するため、公立幼稚園の5歳児クラスにおいて、国の幼稚園設置基準で定められている1学級35人以下の学級編成を市独自に30人以下に編成する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>○5歳児クラスを1学級30人以下の編成とするため、クラス増設に必要な幼稚園教諭を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級増が見込まれる園数：3園 ・必要となる幼稚園教諭数：3人 | 14,500 |
| | 中学校及び市立明石商業高等学校の体育館における空調設備の新設 <u>民間提案採択事業</u> | <p>【趣旨・目的】</p> <p>近年、気候変動の影響から猛暑による熱中症のリスクが高まっているため、市内全中学校と市立明石商業高等学校の体育館に空調設備を整備する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>○対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全中学校及び市立明石商業高等学校の体育館 <p>○事業内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策の効果が高く、必要経費及び環境負荷を低く抑える「大風量のエアコン」を導入。 ・設置台数：1校当たり約3～5台想定 ・空調節器の設置に伴う高圧受変電設備の改修 ・民間提案制度による試行的取り組みとして1～2校の体育館に遮熱シートを設置し、遮熱効果を検証 ・令和7年7月から稼働予定 | 370,000 |
| | 明石市中小企業奨学金返済支援事業の導入 | <p>【趣旨・目的】</p> <p>市内の中小企業の人材確保や勤労者支援に加え、若年者の地元就職及び定着支援を図るため、若手従業員の奨学金返還を支援する中小企業に対して補助を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>○兵庫型奨学金返済支援制度を導入した中小企業への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の対象となる中小企業への上乗せ支援（従業員1人につき上限3万円（年間返済額の1/6以内）） | 600 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|-------------------------|---|-------------|
| | | ・負担割合：県2/3、企業1/3→県2/3、企業1/6、市1/6 | |
| 西 宮 | 児童育成支援拠点事業 | <p>養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る。</p> <p>令和7年度にプロポーザル実施し、1カ所でモデル的に事業を開始する。</p> | 12,988 |
| | 学校施設管理効率化事業 (包括管理委託) | <p>本市には築50年以上の学校施設が数多くあり、老朽化が進行しているため、事故発生件数や学校からの修繕要望件数が増えている。そのため、学校施設の保守管理や修繕等、維持管理に関する業務負担が大きくなっている。</p> <p>一方、バリアフリー化やトイレ等の環境改善も遅れており、長寿命化改修や改築等による対応が急務となっている。</p> <p>本事業では、修繕、保守点検、清掃等、学校施設の維持管理に関する業務を包括的に外部委託することで、民間事業者のノウハウを活用した効率化と管理品質の向上を図るとともに、今後、増加する学校施設の改築や改修等に対応するためのマンパワーを確保する。</p> | 815,089 |
| | ひきこもり地域支援センターの設置 | <p>令和元年に内閣府が行った調査では40歳から60歳でひきこもり状態にある人が全国に61.3万人いると推計された。本市でも、ひきこもりの人やその家族等を支援するために、相談や居場所づくりなどを行う「ひきこもり地域支援センター」を保健、福祉などの関連部署が連携して実施していく。</p> | 11,109 |
| 奈 良 | 高齢者補聴器購入助成 | <p>耳の聞こえにくさによる社会参加の機会減少に対応するため、補聴器購入費用の一部を助成する。聴力が低下した高齢者の日常生活を支え、社会参加や地域交流の促進を行う。</p> <p>対象：市内在住で65歳以上の市民税非課税世帯 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない者 医療機関等において補聴器が必要と診断された者 など</p> | 3,800 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|-----------------------|--|-------------|
| | 里親委託給付金 | 里子の養育のために仕事を抑制するなどの里親の経済的負担を軽減し、子どもの生活・学習の質の向上につなげるため、里親委託時に国からの措置費に月5万円を上乗せして給付し、里親登録数増加や里親等委託率の向上を図る。 | 15,000 |
| | 生殖補助医療費助成 | 体外受精などの生殖補助医療の費用は、現在「一般不妊治療費助成」として年間10万円を上限に助成しているが、令和7年度より1回5万円まで複数回の申請ができるようにする。また、保険適用外の治療は2回分・上限15万円まで助成額を増額し、治療に取り組む環境を充実させる。 | 44,700 |
| 和歌山 | 和歌山市立和歌山あけぼの中学校の開校 | <p>【事業の目的】</p> <p>本市に夜間中学校を設置し、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方、不登校などさまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、わが国の義務教育に相当する教育を修了していない外国籍の方などに義務教育を提供し、教育水準の維持向上を図る。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>和歌山市立和歌山高等学校の校舎の一部を利用し、令和7年4月1日に開校。開校に伴い、当該夜間中学校の管理運営を行う。</p> <p>【事業の特色】</p> <p>生徒一人一人の目標に合わせた学びを提供するとともに、市立和歌山高等学校定時制との連携教育も推進する。連携教育では、次のステップとなる高等学校教育の意義や、和歌山市立和歌山高等学校定時制の魅力を伝えつつ、学校行事をはじめとした連携に取り組むとともに、同校の特徴である情報系科目を夜間中学においても学習できる機会を提供する。</p> <p>また、多様な教育機会を確保する観点から、本人の希望を尊重した上で、不登校となっている学齢生徒の受け入れを行う。</p> | 7,176 |
| 鳥取 | まちなかビジネス・コミュニティ拠点整備事業 | <p>【事業の経過及び背景】</p> <p>本市は、中心市街地の再生に向け、企業誘致、起業・創業支援、働き方改革、転職なき移住を柱とする「(仮称)鳥取市まちなか再生戦略」の策定を進めている。</p> <p>【事業の目的及び効果】</p> <p>当該戦略を推進するための拠点を中心市街地内に整備することにより、新たな人の流れを創出することでエリ</p> | 192,231 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|--------------------|---|-------------|
| | | <p>アの価値を高め、民間投資の呼び込みにつなげる。</p> <p>【事業の内容】</p> <p><施設整備費></p> <p>中心市街地内に立地する民間所有物件を改修し、レンタルオフィス、会議室、コワーキングスペースなどの機能を備えたビジネス拠点として整備する。</p> <p><運営準備費></p> <p>当該拠点への企業誘致に向けて、都市部の地域課題解決型企業等に対するプロモーションやマッチングを実施する。</p> | |
| | 鳥取市気高地域新設統合小学校整備事業 | <p>【事業の経過及び背景】</p> <p>令和 5 年 4 月開催の定例教育委員会において、気高地域の小学校については、4 年 2 月に提出された気高地域学校統合準備委員会からの報告書の内容を基にした気高地域学校統合に関する関係者会議での議論の結果等を踏まえ、宝木、瑞徳、浜村、逢坂の 4 校を一つの小学校として新設統合すること、新設統合小学校の学校候補地を J R 浜村駅南側とする基本方針を定めた。5 年度の学校候補地の事前調査を経て、6 年 9 月の定例教育委員会において、新設統合小学校の学校予定地を J R 浜村駅南側とすることで決定した。</p> <p>【事業の目的及び効果】</p> <p>気高地域の新設統合小学校を整備することにより、将来を担う子どもたちの教育環境を充実させ、気高地域にとっても魅力ある学校づくりを行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気高地域新設統合小学校 <p>校舎等基本設計及び実施設計：17,643 千円</p> <p>地質調査：22,468 千円</p> <p>※その他財源の繰入金は、公共施設等整備基金繰入金</p> | 40,111 |
| 松江 | 産直出荷配送負担軽減事業 | <p>【事業の目的】</p> <p>松江産野菜の流通拡大と、J A が生産者に代わり野菜を産直売場へ搬入することによる生産者の負担軽減を図る。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>J A が購入する産直野菜配送用保冷車への補助</p> <p>購入台数：1 台</p> <p>補助率：1 / 3 (上限 179 万円)</p> | 1,790 |
| | 農地流動化推進事業 | <p>【事業の内容】</p> | 400 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|---------------|---|-------------|
| | | <p>農地の所有者が行う、耕作放棄地解消に要する経費(草刈費用等)の支援補助</p> <p>対象: 地域計画に位置付けられた農業者に、10年以上貸し出す農地</p> <p>補助額: 1,000 m²当たり 4万円</p> | |
| 倉敷 | 屋内運動場エアコン整備事業 | <p>【事業の目的】</p> <p>近年の夏の酷暑に対応するため、小中学校等の屋内運動場にエアコンを設置し、災害時や、夏季の体育の授業等における熱中症対策の面でも、より安全を確保する。</p> <p>【事業費内容】</p> <p>小・中学校等の屋内運動場にエアコンを整備するための委託料(令和7年度は、小学校7校・中学校2校に設置)</p> <p>15年度を目途に、計画的に整備を行う。</p> | 217,112 |
| | ものづくり継続支援事業 | <p>【事業の目的】</p> <p>製品に独自の付加価値を付与するために必要なものづくり設備を修繕又は購入する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、優れた製品を作る市内製造業の事業継続及びサプライチェーンの維持を図り、もって地域産業の振興に寄与する。</p> <p>【事業費内容】</p> <p>製品に独自の付加価値を付与するために必要不可欠、または製品の製造に独自の技術を活用するために必要不可欠である設備を修繕または更新する費用の一部を補助する。</p> <p>補助金 補助率: 2分の1 限度額: 50万円(6件)</p> | 3,000 |
| | ボランティア送迎支援事業 | <p>【事業の目的】</p> <p>ボランティア送迎支援事業は、高齢者などの身近な買い物や通院等のため、公共交通を補完する移動手段として、社会福祉法人、地区社会福祉協議会、コミュニティ協議会が行うボランティア送迎を支援する市単独の補助事業。</p> <p>【事業費内容】</p> <p>(1) 補助対象団体 社会福祉法人、地区社会福祉協議会、コミュニティ協議会</p> <p>(2) 利用者 65歳以上の高齢者で、介助が不要な方</p> <p>(3) 補助の種類 ① 活動準備補助</p> | 3,300 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|---------------|---|-------------|
| | | 補助率：10/10（上限額 10 万円） ② 活動補助（燃料費等の活動経費の一部を支援） 補助率：1/2（上限額 30 万円） | |
| 呉 | 学校体育館への空調整備 | 国の補助事業の拡充に伴い、災害時に避難所となる呉市立学校 5 校の体育館について、児童生徒等の学習環境の向上と避難者の生活環境の改善のため、空調整備をするための設計業務を実施 | 20,000 |
| | 防災アプリの導入 | 聞き取りにくい等の防災行政無線が抱える問題を解決するため、音声・文字情報を同時並行で発信できる防災アプリを導入 | 8,068 |
| | 地域活性化起業人制度の導入 | 大和ミュージアムのリニューアルオープン後を見据えた運営や広報、PR等の手法の検討・実施、及び将来の市政を担う人材の確保に向けた取り組みを推進するため、地域活性化起業人制度を生かし、企業からの派遣社員の受け入れを実施 | 11,200 |
| 福 山 | 安心終活支援事業 | 一人暮らし高齢者等、亡くなった後の手続等に不安を抱えている高齢者の安心につなげるため、「終活」に関する講演会・相談会を開催 | — |
| | 避難所等環境整備 | 避難所の生活環境改善と孤立可能性集落への支援のため、必要な資機材を整備 ・避難所環境整備 移動式冷却機、ハイブリッド型発電機、資機材倉庫、医療機器用蓄電池、オストメイト・車いす用トイレ ・孤立可能性集落への支援 衛星携帯電話、カセットガス式発電機、簡易トイレ | 100,310 |
| | 地方就職学生支援事業費補助 | 備後圏域外の大学を卒業して備後圏域内の企業に就職し、福山市に居住する者が要件を満たす場合に、就職活動に係る交通費を補助 対 象：備後圏域外の大学に在学（原則学部 4 年生以上）し、当該大学を卒業見込みである備後圏域外在住者 補助率：1/2 限度額：首都圏在住者 16,000 円 首都圏を除く備後圏域外在住者 20,000 円 | 1,400 |
| 下 関 | スタートアップ支援事業 | 【事業の目的】 独自のスタートアップ支援戦略に基づき、スタートアップ企業の技術やマインドを地域に導入し、地域課題の解決やビジネス創出を支援する。また、スタートアップエコシステムを構築し、都市部や海外との連携を推進するとともに、アントレプレナーシップ教育を推進し、地 | 31,300 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|------------|----------------------|---|---------------|
| | | <p>域の若者や学生に起業家精神を育成する。</p> <p>【事業の内容・特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業家育成プログラムの育成 ・持続的にスタートアップ企業を産み出し、産業を活性化するエコシステム構築のためのコミュニティ形成 ・スタートアップ企業による実証事業実施 | |
| | <p>子育てタクシー普及支援事業</p> | <p>【事業の目的】 妊産婦の不安を解消するために、安心して出産を迎えられる環境を提供する。</p> <p>【事業の内容】 定期健診や出産時において、介助者がいない、また、自家用車が運転できない妊婦に対し、専門研修を受けた認定タクシードライバーが、妊婦の自宅などから病院まで、安全・安心、かつスピーディに移送するサービスを、デジタル技術を活用したタクシー配車システムを構築した上で提供する。</p> <p>【事業の特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日対応 ・デジタルクーポンを使用することで1人4回まで無料で乗車可 ・助産師による専門研修を受けたドライバーが対応 ・破水等に備え、バスタオルや防水シートを準備 ・出産やかかりつけの病院を事前登録することで、道案内不要 | <p>20,583</p> |
| <p>高 松</p> | <p>外国人児童生徒等支援事業</p> | <p>【事業の概要】</p> <p>令和7年4月より、特に日本語指導を必要とする児童生徒の増加が顕著である高松第一小・中学校内に、集中的に指導を行う日本語初期指導教室を設置する。この教室では、短期集中的に初歩的な日本語を学べるよう、利用定員を5人程度、指導期間を3～6カ月程度とし、指導者が児童生徒一人一人に寄り添いながら指導することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間割(例) <ul style="list-style-type: none"> 1時間目：全体指導（日本語の歌、日付の確認、宿題の復習等） 2、3時間目：個別指導（専用のテキストを用いた指導） ※4時間目以降は在籍学級に戻る。 ・日本語教育支援員（会計年度任用職員） | <p>3,249</p> |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|---------------------|--|-------------|
| | | <p>人数：3名 勤務時間：3時間/日×5日勤務 時給：1,500円（地域手当別途）</p> <p>【事業の特色】 本教室には、全体指導を行う場と、一人一人が個別指導を受けられるようパーティションで区切ったブースを設けている。これらの場を使って、複数の児童生徒が日本語でコミュニケーションを取る練習をしたり、一人一人のペースに合った日本語の読み書きの練習をしたりすることができる。このような学習環境を整えることで、日本語が分からない児童生徒が、初めから在籍学級に入って戸惑いながら教科学習を行うのではなく、本教室で集中的に日本語指導を受けられるようになるため、日常生活に必要な日本語能力を早期に定着させ、対象児童生徒の困り感を軽減するとともに、関係学校の教職員の負担軽減も期待できる。</p> | |
| | 高松版文化芸術プラットフォーム構築事業 | <p>【事業の目的】 高松市文化芸術振興条例に定める文化芸術の振興を達成するため、第3期高松市文化芸術振興計画に基づき、本市の実情に適した文化芸術における協働・連携のプラットフォームを構築し、本市の文化芸術をけん引する存在となることを目的とするもの。</p> <p>【事業の概要】 文化芸術に関わるさまざまな分野の人材が気楽に集まり、共に知恵を出し合いながら、高松市の文化芸術を牽引していくような場（文化芸術プレイヤーズ・プラットフォーム）を創出するとともに、（公財）高松市文化芸術財団にアーツカウンシルとしての機能を付与し、アーツカウンシルを支援の中核とする、高松版文化芸術プラットフォームを構築することにより、アート・シティ高松の推進を図る。</p> <p>※ 文化庁の文化芸術創造拠点形成事業の補助金申請中</p> <p>【事業の特色】 総合計画の施策である「文化芸術の振興」の具体的実施事業であり、文化芸術に取り組む人材の横断的な連携・協働を生み出すことで、新たな文化芸術の創造につながることを期待される。</p> <p>文化芸術に関わる人たちによる緩やかなネットワークを、本市の文化芸術における協働・連携のプラットフォームへと育て、文化芸術に対する的確な支援へとつなげる。</p> | 13,699 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|---------------------|---|-------------|
| 松 山 | 校内サポートルーム設置事業 | 不登校または不登校傾向にある生徒が校内で安心できる居場所としての機能を果たすとともに、不登校の未然防止や登校復帰を目指し、松山市立の中学校に校内サポートルームを設置する。令和7年度は既存の2校に加え、新たに市独自で10校程度に設置する。 | 23,560 |
| | 中小企業デジタルイノベーション支援事業 | デジタル技術を活用した生産性向上等に取り組む事業者や、DXでビジネスモデルを変革する事業者を支援する。また、デジタル人材の育成と地元定着を促すため、資格取得に対する支援や新入社員への奨学金返済支援を行う。 | 21,905 |
| | 出産世帯応援事業 | こどもを持ちたい夫婦が経済的な理由で出産を諦めることがないように、出産後1年以内の世帯に、出産後に必要な費用への補助金を定額で給付し、経済的負担を軽減する。令和7年度は、年齢・所得制限をなくし、対象を全世界帯へ拡大する。 | 811,640 |
| 高 知 | 高知ユナイテッドSC支援 | <p>(1) 地域おこし協力隊 高知ユナイテッドSCと連携した「スポーツ機会拡大や競技力向上」、「スポーツによる地域や経済の活性化につながる情報発信」をミッションとする隊員を、地域スポーツコーディネーターとして配置する。</p> <p>(2) プロスポーツにぎわい創出事業 人口減少対策として、高知ユナイテッドSCと連携して、ホーム戦での試合観戦や屋外などの「非日常」の雰囲気の中で、共通の話題となるスポーツ観戦・体験を行うことにより、初対面でもなじみやすい出会いや仲間づくりの場を創出するとともに、クラブの新たな観客・サポーター獲得の機会とする。</p> <p>(3) ホームタウンチーム地域活動推進事業補助 地域スポーツの振興や活性化等を図ることを目的に、本市に活動拠点を置いて競技活動を行うスポーツチームで、トップレベルの全国的な組織での活躍が期待できるものを対象として補助するもので、企業版ふるさと納税による寄付を活用し、高知ユナイテッドSCへ「選手やスタッフによる親子サッカー教室」や「送迎シャトルバス運行事業」等の経費を対象に補助する。</p> <p>(4) 高知ユナイテッドSC支援事業 Jリーグでの持続的な活動に必要な高知ユナイテッドSCの財政基盤強化のため、県と連携して出資等を行うもの。</p> | 21,989 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|-------------------------|--|-------------|
| | 民間事業者防災資機材等 整備事業費補助金 | <p>災害時の共助の取り組みとして、民間事業者が周辺地域における被災者の生活支援を行うにあたって、各被災者の個人備蓄以外に必要であると想定される防災資機材を購入する経費に対して、2分の1補助を行うもの。</p> <p>購入した資機材は、大規模災害時に近隣の住民が必要とする場合の活用や、地域住民による避難所開設運営訓練等に使用するよう、本市と事業者の間で協定を締結する。</p> | 10,000 |
| 久留米 | 農地利活用推進事業 | <p>【事業概要】</p> <p>久留米市の農業の維持・発展を図るため、農地利用の姿を明確化し、効率的・総合的な農地の維持と利活用を推進する。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地再生事業（10,000千円） <p>認定農業者等の地域農業の担い手が、営農のため新たに取得・貸借をした遊休農地の再生作業に係る経費の一部を支援する。</p> <p>補助率：2分の1（上限100万円）</p> <p>※集落営農法人による再生、有害鳥獣対策に関する再生、再生後「米・麦・大豆」などの土地利用型農業を実施する場合、補助率2分の1（上限150万円）</p> | 10,601 |
| | 小学校水泳授業民間プール活用事業 | <p>【事業概要】</p> <p>安全安心な水泳授業の実施、児童の泳力向上、教職員の負担軽減等を図るため、民間プールを活用した授業を計画的に進める。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳授業支援業務委託料（インストラクター指導・バス送迎等） | 17,756 |
| 長崎 | 五歳児健康診査 | <p>【事業概要】</p> <p>幼児期において言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期とされ、保健・医療・福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見して特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的として実施する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>5歳児を対象とした健康診査の実施</p> | 36,073 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|--------------------|---|--------------|
| | | <p>○健康診査の種類：集団健康診査</p> <p>○健康診査を実施する担当者：十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当するもの。</p> <p>○健診項目</p> <p>① 身体発育状況 ② 栄養状態</p> <p>③ 精神発達の状況 ④ 言語障害の有無</p> <p>⑤ 育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）</p> <p>⑥ その他の疾病と異常の有無</p> <p>⑦ 眼科疾患の有無</p> <p>＜実施会場、回数＞</p> <p>5会場、122回（中央：82回、東：14回、南：12回、北(三重・琴海)：14回)</p> <p>【事業の特色】</p> <p>日常生活上での困り感等について早期に把握し、こどもの発達に関する相談の機会とするとともに、保護者の気づきに寄り添い、小学校就学に向けて個々の支援につなげる。</p> | |
| | <p>子どもを守る取組推進費</p> | <p>【事業の概要】</p> <p>こどもにとって一番身近な学習者用1人1台端末にチャット形式で相談できるアプリを導入し、こどもの相談支援を行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>こども相談アプリ導入費（2,420千円）</p> <p>令和7年度は学校規模やエリア等を考慮して選定したモデル校で実証実験を行い、「相談内容」「相談件数」「相談時間」「年齢」等、運用の在り方について検証を行う。</p> <p>【対象人数】 約3,500人（6小学校、3中学校、1高校）</p> <p>【検証期間】 令和7年9月～8年3月</p> <p>【本格運用】 令和8年度以降</p> <p>【事業の特色】</p> <p>近年、いじめや不登校、ヤングケアラーなど、こどもの抱える問題が深刻化・複雑化しており、困難を抱えるこどもへの相談支援体制を充実させることは喫緊の課題である。</p> <p>こどもからの相談はメールや電話よりLINEによるものが多いが、LINEの推奨年齢は12歳以上であり、</p> | <p>2,420</p> |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|-----|----------------------------------|---|-------------|
| | | <p>小学生は利用できない。また保護者等から相談を受ける中で「家庭や学校に言えないこどもの気持ちを聞いてほしい」「こどもが相談できる機関はないか」という要望がある。</p> <p>学習者用1人1台端末は学校で使用する慣れ親しんだツールであり、端末に相談アプリを導入することで、身近に相談できずに悩んでいるこどもにとって気軽に相談できる手段を拡充する。</p> | |
| 佐世保 | 【シビックプライド醸成プログラム】ながさきピース文化祭 2025 | <p>令和7年9月14日から11月30日までの78日間にわたり、全国規模の文化の祭典「ながさきピース文化祭2025」が開催され、佐世保市では、太鼓、オーケストラなどの5つの全国規模の文化団体との連携事業や、JAZZ、映像祭、文化財、スケートボードとダンスの融合イベントなど、佐世保の特色を生かした10事業を実施予定。</p> | 115,000 |
| 大分 | 里帰り出産家庭支援事業 | <p>【事業の目的】</p> <p>本市に里帰り出産する妊産婦を迎え入れる家庭に対する経済的支援と、妊産婦に対する産前・産後の里帰り期間中やその後の帰省時の育児支援等を行い、妊産婦が安心して里帰り出産とその後の帰省ができる環境を整備することにより、本市への帰省を促進し、本市への親しみや愛着を醸成し、交流人口と関係人口の増加を図る。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>(1) 里帰り出産家庭助成金</p> <p>里帰り出産する者を受け入れる家庭の受け入れに要する費用の一部を助成する。</p> <p>助成対象者: 県外から出産を目的として里帰りし、市内の産婦人科等で出産した者を受け入れている者(産婦から見て2親等以内の親族まで)</p> <p>助成対象物: ベビーカー、おむつ、ミルク等のベビー用品や妊産婦用品購入に要した費用</p> <p>助成金額: 妊娠1回につき上限5万円</p> <p>(2) ふるさと未来パスポート</p> <p>里帰りをする家庭に対し、市内のさまざまな育児サービス等を受けることができる「ふるさと未来パスポート」を交付する。</p> <p>交付対象者: 里帰り出産家庭助成金の対象者の元に里帰りしている産婦</p> | 12,600 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|-------------------------|--|-------------|
| | | <p>利用対象者：交付対象者から見て1親等以内の親族 交付方法：電子交付 サービス内容：助産師訪問事業、育児支援家庭訪問、各種公共施設の利用等</p> <p>【事業の実績・効果】 妊産婦が安心して里帰り出産とその後の帰省ができる環境を整備することにより、交流人口と関係人口の増加を図る。</p> | |
| 宮崎 | 「ナイトタイムコンテンツ」ポテンシャル検証事業 | <p>【事業概要・目的】 夜間の観光コンテンツとしての可能性を検証するための取り組み等を支援する。</p> <p>【事業内容】 ・夜間安全に開催できる照明施設や無線機等の補助 ・幅広い層（観光客、若年層等含む）や開催時期を拡充した場合のコンテンツの魅力の検証</p> <p>【事業の特色】 フェニックス自然動物園管理株式会社が実施する「トワイライトZOOウォッチャー」の拡充やターゲット拡大のための取り組み等を支援</p> | 5,000 |
| | ふるさと納税を活用した地域産品創出事業 | <p>【事業概要・目的】 製造業の生産力の強化や立地企業による第二次産業等の強化を図る。</p> <p>【事業内容】 ふるさと納税返礼品提供事業者及び本市に工場等(返礼品製造)を立地しようとする事業者に対し、一部費用を助成。</p> <p>【事業の特色】 クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した支援を実施。</p> | 1,000,000 |
| 那覇 | 消防団活動管理DX事業 | <p>消防団の活動管理に係るアプリを導入することで、消防団員への出動指令から出動に伴う報酬支払事務までを一括管理し、消防団員及び事務担当職員の負担軽減を図る。また、同アプリを活用し消防団のスケジュール管理や車両・資機材管理を効率化する。</p> | 396 |
| | 学校問題解決支援事業 | <p>保護者や地域等から学校や教員への過剰な要求や過度な苦情に初期段階から対応するため、学校問題解決支援員を配置し、その知見を生かした速やかな問題解決で教職員の負担軽減を図り、本来業務に専念できる環境を整える。</p> | 8,215 |

特集 1 : 中核市の主要新規単独事業及び新規開設施設

| 市名 | 事業名 | 事業の概要 | 予算額 (千円) |
|----|-----------|---|-------------|
| | 学校給食費支援事業 | <p>物価高騰が高止まりしている現状を踏まえ子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、中学校の給食費については、県補助に加え本市が半額を公費で支援することにより完全無償化する。</p> <p>また、小学校の給食費については、本市が保護者負担分の半額を支援する。</p> | 883,131 |

2. 新規開設施設

【函館市】

| | | | |
|-------|--|-------|----------------|
| 名 称 | 函館市動物愛護管理センター | | |
| 事業年度 | 令和6年度 | 開設年月日 | 令和6年11月25日 |
| 敷地面積 | 1,045.76 m ² | 総事業費 | 98,142 千円 |
| 建築面積 | 443.27 m ² | 内訳 | 一般財源 42 千円 |
| 延床面積 | 363.00 m ² | | 特定財源 98,100 千円 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、平屋建 | | |
| 施設の目的 | 保健所が引き取りした犬猫の譲渡促進や市民への動物の愛護及び管理に関する普及啓発に取り組むこととしている。 | | |
| 施設の概要 | <p>本センターは、犬猫の長期にわたる飼養管理やイベントの開催が可能な設備を有する当市の動物愛護管理行政の拠点施設として、市遊休施設（元幼稚園）を改修し開設したもので、保健所が引き取りした犬猫の譲渡促進や市民への動物の愛護及び管理に関する普及啓発に取り組むこととしている。</p> <p>○犬飼養室、猫飼養室、経過観察室、事務室、多目的ルーム、ドッグラン（半屋外）、トレーニングスペース（屋外）を有し、全館に冷暖房完備</p> <p>○最大収容頭数は、犬10頭、猫40匹（合計50頭）</p> | | |
| 施設の特色 | 北海道と当市が締結した覚書に基づき、北海道動物愛護センター（道南センター）が当センターで業務を行い、北海道との連携強化と効率的・効果的な業務の推進を図ることとしている。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【青森市】

| | | | |
|-------|--|-------|-------------------|
| 名 称 | カクヒログループスーパーアリーナ（青森市総合体育館） 青い森セントラルパーク | | |
| 事業年度 | 令和3～20 年度 | 開設年月日 | 令和6年7月1日 |
| 敷地面積 | 約51,000 m ² | 総事業費 | 11,623,263 千円 |
| 建築面積 | 9,792.71 m ² | 内訳 | 一般財源 1,983,747 千円 |
| 延床面積 | 12,063.17 m ² | | 特定財源 9,639,516 千円 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 | | |
| 施設の目的 | 市民の健康づくりとスポーツ振興、交流人口の拡大及び防災を目的とする拠点として青森市総合体育館と青い森セントラルパークを整備。 | | |
| 施設の概要 | 【主な機能】 （青森市総合体育館） メインアリーナ、サブアリーナ、ヨリドマ（屋根付き空間）、キッズルーム、多目的室等 （青い森セントラルパーク） 広場、駐車場、公募対象公園施設（スポーツクラブ、カフェ&ベーカリー）等 | | |
| 施設の特徴 | 本事業では、青森市総合体育館の設計、建設及び維持管理・運営（15年間）をDBO方式により一括発注するとともに、周辺の青い森セントラルパークは、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用して実施している。 Bリーグ（B2）のホームアリーナの要件を満たしたメインアリーナやネット遊具などの大型遊具を常設したキッズルームのほか、メインアリーナとサブアリーナの間に屋根を設け、雨や雪でもイベントなど市民の交流の場として活用できる屋根付き空間（愛称「ヨリドマ」）などが整備されている。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【秋田市】

| | | | |
|-------|---|-------|-----------------|
| 名 称 | 土崎消防署寺内出張所 | | |
| 事業年度 | — 年度 | 開設年月日 | 令和6年11月27日 |
| 敷地面積 | 786.61 m ² | 総事業費 | 674,922 千円 |
| 建築面積 | 311.39 m ² | 内訳 | 一般財源 27,222 千円 |
| 延床面積 | 836.04 m ² | | 特定財源 647,700 千円 |
| 規模・構造 | 地上4階建て 鉄筋コンクリート造 | | |
| 施設の目的 | 消防力の適正配置調査を実施検討し、救急出動件数の平準化と幹線道路の開通による周辺地域への消防アクセス効果の向上を図る。 | | |
| 施設の概要 | 効果的・効率的な消防体制を確立するため、土崎消防署寺内出張所と将軍野出張所を統合し、新たな出張所を建設したもの。 勤務人員：7名 配置車両：水槽付消防ポンプ自動車1台、救急車1台 | | |
| 施設の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性専用施設の整備（最大2名） ・職員仮眠室をプライベート空間に配慮し整備（半個室化） ・4階に会議室とトレーニング室を完備 ・防火衣も洗濯可能な洗濯機・乾燥機を設置 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【福島市】

| | | | |
|-------|---|---------------|--------------|
| 名 称 | 福島市役所複合棟 | | |
| 事業年度 | 平成30～令和6 年度 | 開設年月日 | 令和7年3月1日 |
| 敷地面積 | 9,305.07 m ² | 総事業費 (見込み) | 7,939,573 千円 |
| 建築面積 | 1,829.88 m ² | 内訳 | 一般財源 ー 千円 |
| 延床面積 | 9,250.48 m ² | | 特定財源 ー 千円 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造、地上5階建て | | |
| 施設の目的 | 老朽化が進む中央学習センター、市民会館、敬老センターなどの機能を複合化し、市民の方々が多用途に活動できる拠点 | | |
| 施設の概要 | 事務室、カフェ、エントランスホール、大ホール、小ホール、トイレ、講義室、会議室、議場、太陽光発電、水素発電 | | |
| 施設の特徴 | <p>① 防災機能 免震構造の建物で、災害時は緊急避難場所や指定避難所の役割を果たす。建物には自家発電設備を備え、敷地内には耐震性貯水槽も設置。</p> <p>② 環境への配慮 施設で使用する電力の一部を、太陽光発電や水素発電による電力でまかない、環境負荷軽減を図る。1階にはプラスチックごみ排出抑制につながるマイボトル用冷水器を設置。</p> <p>③ 共生社会の実現 性の多様性に配慮したトイレの整備や、ユニバーサルデザインを取り入れている。エントランスホールには、障がい者団体が運営するカフェがある。</p> | | |
| 施設の写真 |  | | |

【郡山市】

| | | | |
|-------|--|-------|-------------------|
| 名 称 | 郡山市歴史情報博物館 | | |
| 事業年度 | 令和2～6 年度 | 開設年月日 | 令和7年3月15日 |
| 敷地面積 | 3,972.19 m ² | 総事業費 | 4,217,903 千円 |
| 建築面積 | 2,588.66 m ² | 内訳 | 一般財源 386,240 千円 |
| 延床面積 | 3,534.72 m ² | | 特定財源 3,831,663 千円 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨 地上1階、地下1階 | | |
| 施設の目的 | <p>市民共有の知的財産である公文書や歴史、考古、民俗等に関する資料等を適正に保存、管理し、本市の豊かな歴史・文化遺産を次の世代へ確実に継承していくための役割を担う施設とする。</p> <p>また、隣接する中央図書館等と連携を図るとともに、市内の文化財や歴史資料などを収蔵する施設等とのネットワークによるハブ機能を備え、歴史情報を活用した地域全体の回遊性の促進につなげる。</p> | | |
| 施設の概要 | <p>地上1階は、展示エリア企画展示室、常設展示室）と交流エリア（アーカイブギャラリー、地域ギャラリー、多目的ルーム、交通と交流のギャラリー、のほか、収蔵する博物館資料や特定歴史公文書等を閲覧する資料閲覧室で構成されている。</p> <p>常設展示室では、本市の交流の歴史を象徴する文化財を展示する「ものと文化」やプロジェクトマッピングを活用した「道とまち」のテーマ展示のほか、原始から近現代までの5つの時代ごとにデジタル技術も活用しながら資料を展示している。</p> <p>地下1階は、特別収蔵庫を含め用途別に4つの収蔵庫や資料整理室がある。</p> | | |
| 施設の特徴 | — | | |
| 施設の写真 |  | | |

【いわき市】

| | | | |
|-------|--|-------------------|-------------------|
| 名 称 | いわき市内郷消防署 | | |
| 事業年度 | — 年度 | 開設年月日 | 令和6年12月16日 |
| 敷地面積 | 5,471.63 m ² | 総事業費 (建設工事費のみ) | 1,143,395 千円 |
| 建築面積 | 778.99 m ² | 内訳 | 一般財源 1,074,800 千円 |
| 延床面積 | 1,292.48 m ² | | 特定財源 68,595 千円 |
| 規模・構造 | ① 庁舎棟：鉄筋コンクリート造2階建て ② 車庫兼倉庫：鉄骨造平屋建て ③ 訓練塔：鉄骨造3階建て | | |
| 施設の目的 | いわき市内郷、好間地区の防災拠点施設 | | |
| 施設の概要 | 本庁舎は、いわき市内郷、好間地区の防災拠点施設として、高い耐震性能を有し、停電時の業務継続のため非常用電源を完備している。また、女性職員も活躍できるよう仮眠室、浴室等が一体となった女性専用エリアを整備し、職員の勤務環境にも配慮している。さらに、総合的な消防訓練が可能な訓練塔を整備し、各種訓練を通して、職員の災害対応能力の向上に努めている。 | | |
| 施設の特徴 | ① 高い耐震性能及び浸水対策 ② 女性職員が活躍できる庁舎（女性専用エリア） ③ 広い敷地と訓練塔を活用した集合訓練場（重機訓練場を含む） ④ 72時間連続運転可能な発電設備を完備 | | |
| 施設の写真 |  | | |

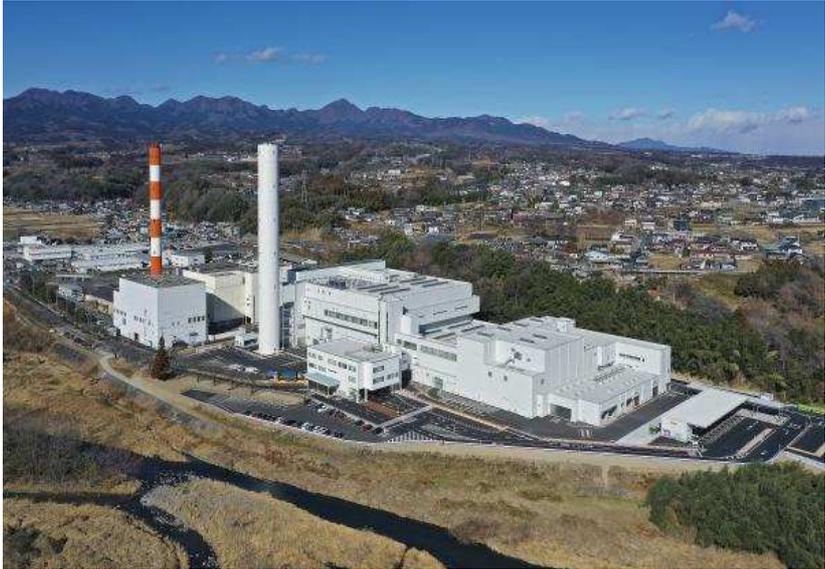
【水戸市】

| | | | |
|-------|---|---|-------------------|
| 名 称 | 水戸市下入野斎場 | | |
| 事業年度 | 令和4～6 年度 | 開設年月日 | 令和7年1月10日 |
| 敷地面積 | 29,872.89 m ² | 総事業費 <small>※令和5年度までは決算額、6年度については、当初予算額及び 通次繰越額を計上</small> | 3,423,918 千円 |
| 建築面積 | 4,141.89 m ² | 内訳 | 一般財源 628,912 千円 |
| 延床面積 | 4,186.08 m ² | | 特定財源 2,795,006 千円 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上2階建て | | |
| 施設の目的 | — | | |
| 施設の概要 | <p>火葬棟及び式場棟</p> <p>火 葬 炉：4炉</p> <p>告別・収骨室：3室（1室あたり約35人収容）</p> <p>待 合 室：5室（洋室、約20人収容2室、約35人収容3室）</p> <p>式 場：小式場（約80人収容）、大式場（約160人収容）</p> <p>遺 族 控 室：2室（小式場遺族控室（約20人収容）、大式場遺族控室（約35人収容））</p> <p>司 式 者 控 室：2室</p> <p>管 理 諸 室：事務室、業者控室、機械室等</p> <p>駐車場</p> <p>一般駐車場、司式者専用駐車場等：約270台分</p> <p>思いやり駐車場、マイクロバス駐車場ほか：約20台分</p> | | |
| 施設の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・将来の火葬需要に見合った適正規模の火葬能力を確保するとともに、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインの理念を導入し、多様化する葬儀にも対応できる施設となるよう、全ての利用者にやさしい斎場を目指す。 ・緑地等の整備など、景観や環境保全への十分に配慮しながら、周辺環境と調和した、自然にやさしい斎場を目指す。 | | |
| 施設の写真 |     | | |

【前橋市】

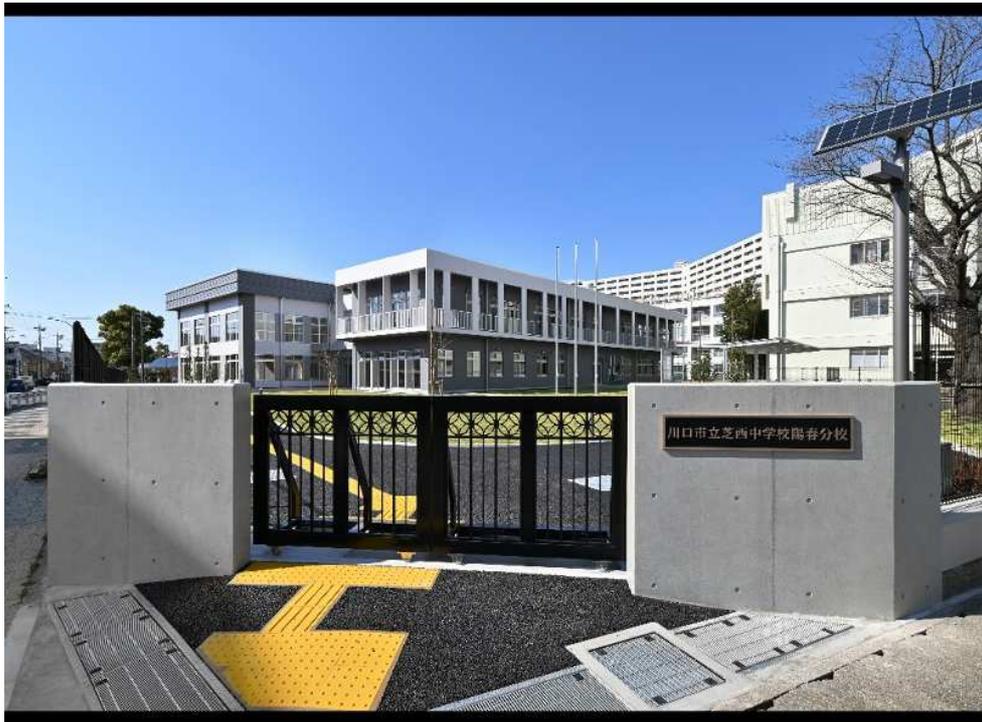
| | | | |
|-------|---|-------|-----------------|
| 名 称 | まえばし医療センター | | |
| 事業年度 | 令和4～5 年度 | 開設年月日 | 令和6年4月1日 |
| 敷地面積 | 5,167.41 m ² | 総事業費 | 1,030,100 千円 |
| 建築面積 | 1,279.16 m ² | 内訳 | 一般財源 148,069 千円 |
| 延床面積 | 2,149.11 m ² | | 特定財源 882,031 千円 |
| 規模・構造 | 鉄骨造2階建 | | |
| 施設の目的 | 夜間及び休日の初期救急施設 | | |
| 施設の概要 | 1階：前橋市夜間休日診療所、健康危機管理物品倉庫 2階：前橋市休日歯科診療所、歯科医師会事務局、共用会議室、健康危機管理物品倉庫 | | |
| 施設の特徴 | ① 夜間休日の初期救急患者に対応する「夜間休日診療所」と休日の応急歯科患者に対応する「休日歯科診療所」を併設した初期救急施設 ② 1階の夜間休日診療所に感染症患者診察室の設置 ③ 1階、2階の出入口を別に設け、患者動線の区分け ④ 非常用発電設備設置による災害時における応急診療機能の確保 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【高崎市】

| | | | |
|-------|---|-------|--------------------|
| 名 称 | 高浜クリーンセンター | | |
| 事業年度 | 平成30～令和6 年度 | 開設年月日 | 令和7年2月1日 |
| 敷地面積 | 36,750.74 m ² | 総事業費 | 40,009,770 千円 |
| 建築面積 | 14,719.82 m ² | 内訳 | 一般財源 3,931,464 千円 |
| 延床面積 | 30,836.73 m ² | | 特定財源 36,078,306 千円 |
| 規模・構造 | 地上5階 地下1階 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造) | | |
| 施設の目的 | 施設の老朽化が進んでおり、社会情勢の変化に対応可能な規模及び能力を備えた施設の整備が求められていることから、本市の一般廃棄物を安定的かつ効率的に処理するため。 | | |
| 施設の概要 | <p>○可燃ごみ処理施設 処理能力：480トン/日 (160トン/日×3炉) 燃焼設備：ストーカ炉 発電設備：蒸気タービン(11,510kW) 年間発電量：約8,500万kWh 煙 突：高さ100m</p> <p>○不燃・資源ごみ処理施設 処理能力：不燃・粗大ごみ：34トン/日 資源ごみ：5トン/日</p> | | |
| 施設の特色 | <p>○ごみの焼却で発生する熱エネルギーを利用し、自家発電を実施。発電した電力については、施設内で利用するとともに、余剰電力については、地域新電力会社の「たかさき新電力株式会社」に売却し、多くの市有施設等に電力を供給することで、「電力の地産地消」による脱炭素社会の実現及び地域経済の活性化を図る。</p> <p>○入口の計量台を2台設置し、ごみ収集車両と一般持込車両を分けて計量し、時間の短縮を図るとともに、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみを1カ所で受け入れることのできる自己搬入ヤードを整備し、ごみ搬入時の渋滞緩和と利便性を図った。</p> <p>○ごみ処理工程の見学のほか、環境に関するクイズへの参加や、発電体験などができる見学コースを整備し、環境への理解と関心が深められるよう、施設見学を行っている。</p> | | |
| 施設の写真 |  | | |

| | | | |
|-------|--|-----------------|--------------------------------|
| 名 称 | 川越市文化創造インキュベーション施設 (愛称: コエトコ) | | |
| 事業年度 | 平成29～令和5 年度 | 開設年月日 | 令和6年4月1日 |
| 敷地面積 | 1,475.85 m ² | 総事業費 (うち建設費) | 1,133,703 千円 (1,044,000 千円) |
| 建築面積 | 647.44 m ² | (内訳) | (一般財源) (74,348 千円) |
| 延床面積 | 1,042.39 m ² | | (特定財源) (969,652 千円) |
| 規模・構造 | 木造2階建て | | |
| 施設の目的 | 市指定文化財である旧川越織物市場と旧栄養食配給所を復原・整備した施設で、市民の文化の向上と地域産業の活性化を目的として、創造的活動を行う事業者に対する支援や地域連携、文化財の展示等を実施している。 | | |
| 施設の概要 | <p>主に、以下の3つの機能を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援エリア：入居クリエイターのオフィスを主とした事業者支援に関するエリア ・展示エリア：文化財として復原した建物内部の公開や本施設での実施事業を展示するエリア ・交流機能エリア：カフェ、クリエイター、来館者、地域等、さまざまな方との交流を促進するエリア | | |
| 施設の特徴 | <p>【施設としての特色】 川越が古くからヒトやモノが集まる「物資の集散地」として発展したことや本施設が地域経済振興の象徴であった歴史的な背景なども踏まえ、入居クリエイターの実施事業や新たなビジネスを創出する活動の支援、地域の方・来訪者との交流・連携を通じた新たな価値創造、これまでの建物の歴史や活用経緯の展示等を行う、文化創造インキュベーション施設として活用している。主な事業として、地域の困りごと等をテーマとして課題のリサーチから提案、トライアルまでを行う市民参加型の連続講義ゼミ「川越+クリエイティブゼミ」、ゼミで提案された内容や本施設での活動を紹介するアイデアの見本市「コエトコぴか市」を実施している。</p> <p>【文化財としての特色】 旧川越織物市場は、衰退にあった織物流通業界の起死回生策として1910年に織物取引の場として建てられ、市場建築としてさまざまな特徴を残す産業遺構として希少性の高い建物である。また、旧栄養食配給所は、1934年に近隣の中小織物工場へ給食を配給するために設立され、現在では当時の姿をそのまま残す遺構として判明している中で唯一のものとなっている。 両施設とも、その希少性から平成17年に市の有形文化財に指定されている。</p> | | |
| 施設の写真 |  | | |

【川口市】

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------|
| 名 称 | 川口市立芝西中学校陽春分校 | | |
| 事業年度 | 令和4～5 年度 | 開設年月日 | 令和6年4月1日 |
| 敷地面積 | 4,369.17 m ² | 総事業費 | 1,118,372 千円 |
| 建築面積 | 1,418.14 m ² | 内訳 | 一般財源 1,652 千円 |
| 延床面積 | 2,321.71 m ² | | 特定財源 1,116,720 千円 |
| 規模・構造 | 地上2階 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 | | |
| 施設の目的 | 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が公布されたことを受け、学びなおし等を希望される方々に教育の機会を確保することを目的とし、より充実した学習環境で夜間中学の教育を進めていくために専用の新校舎を建設したものの。 | | |
| 施設の概要 | 【内部施設】1階：多目的ホール、音楽室、家庭科室、図書室、会議室、校長室兼応接室、職員室、警備事務室、相談室、保健室 2階：教室、理科室、美術技術室 【開館時間】16時30分～21時25分 【休館日等】土曜・日曜・祝日・年末年始 | | |
| 施設の特徴 | 年齢や国籍が異なるさまざまな生徒がそれぞれに応じた学習ができるように教室を多く配置しており、開校後の現場の要望を反映させた設計となっている。また、音楽室と多目的ホール間に可動間仕切りを採用し、音楽室を多目的ホールのステージと兼用して利用可能としている。一部の教室間でも同様に可動間仕切りを採用しており、大小さまざまな授業形態に対応できるようになっている。また、建物中央に配置したホールやコモンスペースなどは、年齢や国籍が異なるさまざまな生徒の交流を促す造りとなっている。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【越谷市】

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------|
| 名 称 | 越谷市立地域スポーツセンター | | |
| 事業年度 | 令和5～6 年度 | 開設年月日 | 令和6年4月1日 |
| 敷地面積 | 7,286.19 m ² | 総事業費 | 2,536,156 千円 |
| 建築面積 | — | 内訳 | 一般財源 2,536,156 千円 |
| 延床面積 | 2,803.15 m ² | | 特定財源 — |
| 規模・構造 | 鉄骨造・2階建て | | |
| 施設の目的 | 老朽化に伴い解体した第1体育館、第2体育館に代わり、体育館を建て替えた。地域住民に運動の場を提供し、市民の健康やスポーツの育成に寄与するものである。 | | |
| 施設の概要 | 体育室：バスケットボールコート2面分・バレーボールコート2面分・バドミントンコート6面分 卓球場：6面分 会議室：1部屋 ランニングマシン：4台 | | |
| 施設の特徴 | バスケットボールコート2面分の体育室に加え、従来の体育館にはないものとして、1階にランニングマシン、2階に卓球場を設置。子ども連れでもご利用いただけるよう、授乳室を設置している。また、地域の防災拠点として、防災備蓄倉庫が併設されている。 なお、民間活力の導入を図る官民連携事業（PPP）として整備され、建物は民間が所有し、本市が建物を賃借し、本市で体育館運営を行っている。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【船橋市】

| | | | |
|-------|---|-------|------------|
| 名 称 | 東部公民館等複合施設 | | |
| 事業年度 | 令和5～6 年度 | 開設年月日 | 令和7年4月1日 |
| 敷地面積 | 807.94 m ² | 総事業費 | 806,407 千円 |
| 建築面積 | 464.67 m ² | 内訳 | 一般財源 ー 千円 |
| 延床面積 | 1,903.81 m ² | | 特定財源 ー 千円 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造、地下1階～地上4階 | | |
| 施設の概要 | <p>東部公民館と津田沼連絡所からなる東部公民館等複合施設は、2路線（JR総武線、京成松戸線）の駅から至近の位置にあり利便性が高いことから、多くの市民に利用されている。</p> <p>現在の建物は、昭和52年の開館から46年が経過し老朽化が進んできたことから、船橋市公共建築物保全計画に基づき改修工事を行った。</p> | | |
| 施設の特徴 | <p>外壁やトイレ等の改修に加え、施設利用者の要望等を踏まえ、防音効果の高い二重サッシに交換するほか、多様な用途への対応を図るため、音楽室の新設、一部和室の集会室への改修等を行った。</p> <p>さらに、幅広い年代の方々が気軽に利用できるよう、授乳室やキッズコーナー、フリースペースを設け、連絡所には待合スペースを活用して、蔵書を備えた図書コーナーを設置するなど、施設の有効利用のための改修を実施した。</p> | | |
| 施設の写真 |    | | |

【八王子市】

| | | | |
|-------|--|-------|----------------------------|
| 名 称 | 給食センター寺田 | | |
| 事業年度 | 令和4～6 年度 | 開設年月日 | 令和6年10月1日 |
| 敷地面積 | 4,592.35 m ² | 総事業費 | 1,848,979 千円 |
| 建築面積 | 1,459.69 m ² | 内 訳 | 一般財源 (見込み) 374,146 千円 |
| 延床面積 | 1,672.21 m ² | | 特定財源 (見込み) 1,474,833 千円 |
| 規模・構造 | 地上2階・鉄骨造 | | |
| 施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・調理能力 1,500食/日 (うちアレルギー対応食18食/日) ・1階：事務室、荷受室、検収室、米・油庫、野菜下処理室、煮炊き調理室、アレルギー調理室、和え物室、炊飯室、配送前室、洗浄室、コンテナ保管庫、ボイラー室、会議室 (調理室見学可) ほか ・2階：調理員休憩室ほか ・配送校：3校 (みなみ野中学校、七国中学校、高尾山学園) | | |
| 施設の特色 | <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進 ・災害時の食支援 ・食育の推進 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【横須賀市】

| | | | |
|-------|--|-------|----------------------------|
| 名 称 | 横須賀市立総合医療センター | | |
| 事業年度 | 令和元～6 年度 | 開設年月日 | 令和7年3月1日 |
| 敷地面積 | 19,876.24 m ² | 総事業費 | 24,004,542 千円 (令和2～6年度) |
| 建築面積 | 7,909.22 m ² | 内訳 | 一般財源 622,342 千円 |
| 延床面積 | 38,265.18 m ² | | 特定財源 23,382,200 千円 |
| 規模・構造 | 建物高さ：34.15m 階 数：地上7階 塔屋1階（屋上にヘリポートを整備） 構 造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 免震構造（一部を除く） 駐 車 場：185台 | | |
| 施設の目的 | 市立うわまち病院（旧国立横須賀病院）の老朽化・狭隘化に伴い、移転建替えを行った。 | | |
| 施設の概要 | 病床数：450床 診療科：34科 指定等：救急告示病院、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、第2種感染症指定医療機関 ほか 運 営：指定管理者（公益社団法人地域医療振興協会） | | |
| 施設の特色 | 【移転前後の比較（主なもの）】 診療科：28科 → 34科 病床数：417床 → 450床 手術室：5室 → 10室（ハイブリッド手術室2室含） 【新病院整備手法】 DB方式（設計施工一括発注）による整備を行った。設計側から施工側にリアルタイムで情報をパスできることなどにより、工期の短縮がかなった。基本計画時に令和7年夏ごろの開院を目指していた中、3月に開院することができた。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【富山市】

| | | | |
|-------|---|-------|--------------------|
| 名 称 | 富山市公設地方卸売市場【水産棟】 | | |
| 事業年度 | 令和3～7年度 | 開設年月日 | 令和6年8月1日 |
| 敷地面積 | 123,138.00 m ² | 総事業費 | 14,649,441 千円 |
| 建築面積 | — m ² | 内訳 | 一般財源 0 千円 |
| 延床面積 | 青果棟：7,287 m ² 関連店舗・事務所棟：4,789.2 m ² 水産棟：4,190.2 m ² | | 特定財源 14,649,441 千円 |
| 規模・構造 | 鉄骨造 | | |
| 施設の目的 | 安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため、市場施設の再整備を行うもの。 | | |
| 施設の概要 | 本市場は昭和47年度に建設した主体建物の老朽化が著しく、耐震基準を満たしていないことから、取扱量の減少傾向や消費者ニーズの多様化などの社会情勢の変化も踏まえ、PPP手法を活用し、機能的、効率的な施設となるよう再整備を行うもの。 | | |
| 施設の特色 | 現在の生鮮食料品の取扱量にあわせて市場施設を効率的にコンパクト化するとともに、コンパクト化により生じた余剰地に民間収益施設を誘致し、財政負担を軽減することとしている。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

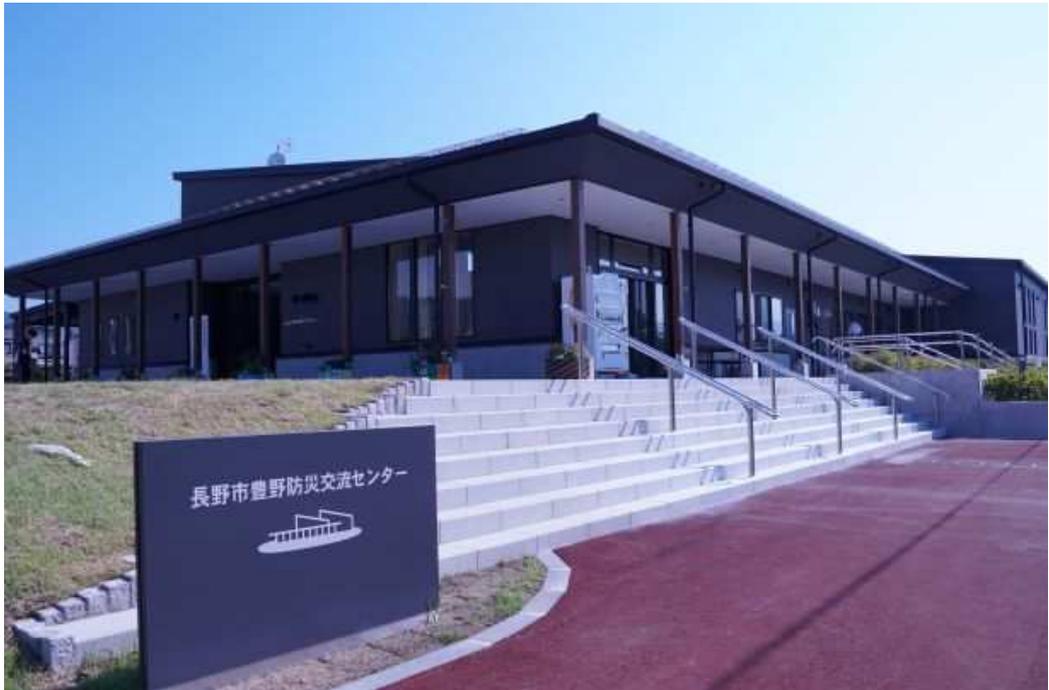
【福井市】

| | | | |
|-------|---|-------|---|
| 名 称 | FUKUMACHI BLOCK | | |
| 事業年度 | 平成29～令和6 年度 | 開設年月日 | 令和6年5月31日竣工 (一部供用開始: 令和6年3月16日) |
| 敷地面積 | 約13,000 m ² | 総事業費 | 44,981,993 千円 |
| 建築面積 | 約6,149 m ² | 内訳 | 一般財源 431,918 千円 |
| 延床面積 | 約71,208 m ² | | 特定財源 (うち民間等負担分) 44,550,075 千円 (24,879,417 千円) |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上28階建て | | |
| 施設の概要 | <p>福井駅周辺を魅力と賑わいのある市街地とするため、民間が主体となった再開発事業への支援を行い、福井駅前電車通り北地区A街区については北陸新幹線福井開業に合わせて令和6年3月にホテル棟及び駐車場棟が先行開業した。</p> <p>主な内部施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル252室 ・カンファレンス 1,000人収容規模 ・住宅224戸 (一般分譲向け118世帯、アクティブシニア向け106世帯) ・立体駐車場300台 <p>その他、オフィスやフィットネスジム、フードホール、屋内広場</p> | | |
| 施設の特徴 | <p>FUKUMACHI BLOCKは、県外からの観光客にも地元の方にも楽しい時間を過ごしてもらうためのフードホールや広場などを整備するとともに、週末だけではなく普段の賑わいも感じられるオフィスや住宅、フィットネスジムの整備するなど、今までの中心部にはない複合的な機能を備えた施設である。</p> | | |
| 施設の写真 |  | | |

【長野市】

| | | | |
|-------|---|-----------------|--------------------------------|
| 名 称 | ながのこども館 ながノビ! | | |
| 事業年度 | 令和3～5 年度 | 開設年月日 | 令和6年7月28日 |
| 敷地面積 | 3,200 m ² | 総事業費 (うち建設費) | 1,071,862 千円 (1,039,689 千円) |
| 建築面積 | 1,900 m ² | 内訳 | 一般財源 667,982 千円 |
| 延床面積 | 3,408 m ² | | 特定財源 403,880 千円 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造 (地上1階・地下1階) | | |
| 施設の目的 | 子育て世帯が天候に左右されず、子どもと安心して過ごせ、知育となる質の高い遊び場を提供するもの | | |
| 施設の概要 | <p>地上1階：幼児向けエリア、0～2歳向けのベビー・ちびっこエリアを整備。遊ぶエリアを区分し、安全性を確保している。</p> <p>地下1階：大型ネット遊具や、ボールプール、木のおもちゃを集めたエリア、工作教室、デジタルコンテンツを楽しめるエリアを整備。旧施設の展示品も一部展示している。</p> | | |
| 施設の特色 | <p>当施設は、「長野市少年科学センター」をリニューアルし、対象年齢は乳幼児～小学校低学年としており、天候に左右されず利用することができる屋内遊戯施設である。</p> <p>大人が懐かしむ旧センターの展示物（レガシー）を一部受け継ぎつつ、新設した遊具は文部科学省36の動きや感覚統合の考え方を取り入れ、子どもたちそれぞれの発達に合わせて遊ぶことができるよう整備した。</p> <p>また、木のぬくもりのある室内は、大人も子どもも居心地よく過ごせる環境としており、国産材を使用した遊具も充実している。</p> | | |
| 施設の写真 |    | | |

【長野市】

| | | | |
|-------|---|-----------------|------------------------------|
| 名 称 | 長野市豊野防災交流センター | | |
| 事業年度 | 令和3～6 年度 | 開設年月日 | 令和6年8月3日 |
| 敷地面積 | 8,025.17 m ² | 総事業費 (うち建築費) | 1,078,907 千円 (853,580 千円) |
| 建築面積 | 1,099.12 m ² | 内訳 | 一般財源 ー 千円 |
| 延床面積 | 974.03 m ² | | 特定財源 1,078,907 千円 |
| 規模・構造 | 木造・平屋建て | | |
| 施設の目的 | 「令和元年東日本台風」の記録的な大雨により甚大な被害を受けた豊野地区の復興に向けた新たな拠点として、防災機能を取り入れながら、住民交流や地域づくり、生涯学習活動などさまざまな活動が行える場として整備を行った。 | | |
| 施設の概要 | 当施設は、イベントや講座等で使用できる多目的ホールや防災学習室、学習室、キッチンスタジオが備わっており、直営で管理運営を行っている。 そのほか、交流ラウンジや図書コーナーは開館中だけでも利用することができる。外には、芝生広場が広がっており、敷地内に降った雨を貯める「地下貯留槽」や災害時に利用可能な「ソーラーパネル式屋外照明」などが備えてある。 | | |
| 施設の特色 | 当施設はさまざまな防災機能を持った施設となっており、建物部分に1.2mの盛土と、開口部に80cmの止水板を設置し、2mの浸水に耐えられる施設となっている。 また、災害時に仮設トイレとして利用できる「マンホールトイレ」や炊き出しが可能な「かまどベンチ」のほか、「応急給水栓」など災害時の支援活動の拠点となるさまざまな機能を備えている。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【豊橋市】

| | | | |
|-------|---|-------|-----------------|
| 名 称 | つつじが丘保育園 | | |
| 事業年度 | 令和5～6 年度 | 開設年月日 | 令和7年4月1日 |
| 敷地面積 | 1,832.70 m ² | 総事業費 | 636,166 千円 |
| 建築面積 | 895.32 m ² | 内訳 | 一般財源 262,044 千円 |
| 延床面積 | 907.16 m ² | | 特定財源 374,122 千円 |
| 規模・構造 | 木造2階建て | | |
| 施設の目的 | 0～2歳児の保育 | | |
| 施設の概要 | 施設種別：認可保育所 対象児童：0～2歳児 [定員] 保 育 所：80名 一時預かり：5名 病児保育：3名 | | |
| 施設の特色 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国から応募があった公共建築設計の学生コンペティションで選ばれた提案「風土の中のさんぼミチ」をコンセプトとして設計。 ・「みんなのニワ（中庭）」「さんぼミチ（縁側）」「隠れニワ（小庭）」という複数の遊び場を設けることで、遊びを通じて自発的な創意工夫を身につけることを後押しし、こどもたちの主体性を育むとともに、質の高い保育を提供する。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【岡崎市】

| | | | |
|-------|--|-------|-------------------|
| 名 称 | 西部学校給食センター | | |
| 事業年度 | — 年度 | 開設年月日 | 令和7年1月 |
| 敷地面積 | 9,639.44 m ² | 総事業費 | 4,347,227 千円 |
| 建築面積 | 3,874.65 m ² | 内訳 | 一般財源 3,888,158 千円 |
| 延床面積 | 5,082.85 m ² | | 特定財源 459,069 千円 |
| 規模・構造 | 鉄骨造2階建 | | |
| 施設の概要 | <p>老朽化した旧西部学校給食センターの建替え整備を行ったもの。 学校給食衛生管理基準に適合する施設とし、安全安心な学校給食の提供を図る。 調理能力：8,000食／日 配送校：11校（小学校8校、中学校3校）</p> | | |
| 施設の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応食専用調理室の設置（120食／日）し、除去食の提供を開始。 ・災害用備蓄倉庫、水害時に2階へ避難できる外階段など防災設備を設置し、地域の防災力向上に資する施設となっている。 | | |
| 施設の写真 |     | | |

【一宮市】

| | | | |
|-------|---|-------|--------------------|
| 名 称 | 一宮市東浅井給食センター | | |
| 事業年度 | 令和3～21 年度 | 開設年月日 | 令和6年9月1日 |
| 敷地面積 | 9,854.39 m ² | 総事業費 | 10,523,444 千円 |
| 建築面積 | 3,489.33 m ² | 内訳 | 一般財源 10,096,888 千円 |
| 延床面積 | 4,696.98 m ² | | 特定財源 426,556 千円 |
| 規模・構造 | 鉄骨造2階建 | | |
| 施設の目的 | 老朽化した共同調理場を更新するため。 | | |
| 施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる学校給食共同調理場の整備計画のうち、1場目となる施設であり、最新の衛生基準を遵守し、より安心かつ安全な学校給食を提供することを目的とする。 ・民間資金を活用するPFI手法を用いて、PFI事業者が施設を設計・建設し、建物の所有権を市に移管した後、施設の維持管理・運営を行うBTO方式を採用している。 | | |
| 施設の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・1日8,500食規模。 ・高度な衛生管理手法の国際基準の概念を取り入れた施設。 ・調理中の汚染対策を講じたアレルギー対応専用調理室の設置により、安全なアレルギー対応食の提供を実施。 ・見学コースや調理体験コーナー・研修室などを設け、地域の児童生徒への食育推進を目指す。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【豊田市】

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------|
| 名 称 | 豊田市博物館 | | |
| 事業年度 | 平成29～令和5 年度 | 開設年月日 | 令和6年4月26日 |
| 敷地面積 | 40,203.30 m ² | 総事業費 | 9,001,328 千円 |
| 建築面積 | 4,557.58 m ² | 内訳 | 一般財源 6,892,557 千円 |
| 延床面積 | 7,890.6 m ² | | 特定財源 2,108,771 千円 |
| 規模・構造 | 地上4階 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造 | | |
| 施設の目的 | 市域の自然・歴史・産業など幅広い分野を扱う総合博物館。豊田市民にはアイデンティティの拠り所として、市外の来館者には「とよた」の特徴と魅力に触れてもらうことができる拠点として設置した直営の施設。 | | |
| 施設の概要 | <p>【主要諸室】</p> <p>1階：えんにち空間（エントランス）、常設展示室、展示室1・2、セミナールーム、体験室</p> <p>2階：えんにち空間（エントランス）、みんなの研究室、図書コーナー、ミュージアムカフェ、ミュージアムショップ</p> <p>3階：写真撮影室、資料閲覧室</p> | | |
| 施設の特色 | <p>「市民とともに作りつづける博物館」を運営コンセプトに、幅広い人々が集い、交流し、さまざまな活動をおして「地域のあゆみをうけつぎ、その魅力をさぐり、豊田市の人と未来をつくる」ことをめざしている。</p> <p>博物館活動の基本である資料の収集・保存・調査研究はもとより、えんにち空間での展示などの事業にも「とよはくパートナー（博物館と継続的に関わり、一緒に博物館を作りつづけていく存在）」をはじめとする市民に、さまざまなかたちで参加してもらう。</p> <p>また、教育現場による活用を重視し、学校現場との連携をはかりながら、豊田市の児童生徒が授業で博物館を利用できる体制を整えている。</p> | | |
| 施設の写真 |  | | |

【大津市】

| | | | |
|-------|--|-------|--------------|
| 名 称 | 中消防署 | | |
| 事業年度 | 令和6年度 | 開設年月日 | 令和6年12月1日 |
| 敷地面積 | 2,550.93 m ² | 総事業費 | 2,124,830 千円 |
| 建築面積 | 1,169.39 m ² | 内訳 | 一般財源 ー 千円 |
| 延床面積 | 2,668.46 m ² | | 特定財源 ー 千円 |
| 規模・構造 | 地上3階、RC造（耐震構造） | | |
| 施設の目的 | 旧大津市中消防署は、昭和46年4月建築の市役所別館に併設しており、築50年以上が経過、老朽化も顕著で必要な耐震化が図られていなかったことから、災害に強いまちづくりを推進し、市民を守る新たな防災・災害対応拠点として強化を図ることを目的に設置。 | | |
| 施設の特徴 | 中心市街地消防署として4つのコンセプトを設定。 ① 大規模災害対応、周辺環境に配慮した設計 ② 市民防災力向上、自主防災活動機能強化 ③ 庁舎を有効活用した訓練施設 ④ 浸水対策を考慮した設計 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【豊中市】

| | | | |
|-------|--|-------|-----------------|
| 名 称 | 豊中市立地域共生センター東館（まるぷらっと東館） | | |
| 事業年度 | — 年度 | 開設年月日 | 令和6年4月1日 |
| 敷地面積 | 817.82 m ² | 総事業費 | 762,845 千円 |
| 建築面積 | 535.61 m ² | 内訳 | 一般財源 380,645 千円 |
| 延床面積 | 1,490.19 m ² | | 特定財源 382,200 千円 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造3階建 | | |
| 施設の目的 | 地域福祉と地域交流の拠点 | | |
| 施設の概要 | <p>老朽化の進む母子父子福祉センターの施設更新とともに建替えを進める福祉活動支援センター等と合築し、機能を集約することで、複合化・多機能化を図り、効率的な公共サービスを提供し、地域の交流促進や地域コミュニティの活性化などの相乗効果を生む公共施設の再編を実施した。</p> <p>【入居団体】 母子父子福祉センター、更生保護サポートセンター、豊中市社会福祉協議会、障害者相談支援センター</p> <p>【管理運営】 直営</p> | | |
| 施設の特徴 | 豊中市社会福祉協議会をはじめ、福祉サービスの核となる機能を担う団体が同居していることで、複合的な課題を抱えた市民へのシームレスなサービス提供につなげることが可能となっている。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【吹田市】

| | | | |
|-------|--|----------------|--|
| 名 称 | 吹田市総合防災センター (DRC S u i t a) | | |
| 事業年度 | — | 年度 | 開設年月日 令和6年4月1日 |
| 敷地面積 | 3,880 | m ² | 総事業費 (見込み) 9,416,719 千円 |
| 建築面積 | 2,355 | m ² | 内訳 一般財源 243,519 千円 特定財源 9,173,200 千円 |
| 延床面積 | 16,809 | m ² | |
| 規模・構造 | コンクリート充填鋼管構造 (一部鉄骨造) | | |
| 施設の概要 | <p>地下1階、地上10階建ての複合施設であり、北消防署、北大阪消防指令センター及び高度救助隊などの消防機能、公園や道路の整備・管理等をする土木部行政機能、教職員研修設備や教育支援教室などを備えた教育センター機能を有している。</p> <p>また、大規模な災害時には市災害対策本部と連動する市北部の災害活動拠点となる。</p> | | |
| 施設の特徴 | <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害時の機能維持 免震構造の採用、2回線受電や72時間対応の自家発電機の設置など、大規模災害時でも機能維持が可能である。 2 意識や安心感の向上 駅のホームから消防の訓練の様子を見ることができ、市民の防災意識や安心感の向上にもつながる。 3 省エネルギーへの取り組み 縦型木製ルーバーや太陽光発電、昼光利用照明などを採用し、環境に配慮している。 4 周辺環境との調和や景観に配慮 みどり豊かな千里ニュータウンに位置する庁舎として、周辺環境との調和や景観にも配慮している。 5 北大阪消防指令センターを設置 吹田市、豊中市、池田市、箕面市、摂津市、豊能町及び能勢町の119番を受信する共同指令センターを設置する。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【高槻市】

| | | | |
|-------|--|-------|----------------|
| 名 称 | 駒音公園 | | |
| 事業年度 | 令和6 年度 | 開設年月日 | 令和7年3月15日 |
| 敷地面積 | 505 m ² | 総事業費 | 70,000 千円 |
| 建築面積 | — m ² | 内訳 | 一般財源 32,000 千円 |
| 延床面積 | — m ² | | 特定財源 38,000 千円 |
| 規模・構造 | — | | |
| 施設の目的 | 都市公園（街区公園） | | |
| 施設の概要 | <p>1 設置目的 関西将棋会館が建設されることに伴い、その隣接地において、会館と調和し、将棋文化を感じられる公園を整備。</p> <p>2 施設内容 パーゴラ1基、野外卓2基、ベンチ4基 等</p> <p>3 利用用途 公園</p> <p>4 管理運営 直営管理+清掃等業務委託</p> | | |
| 施設の特徴 | <p>園路・広場：舗装に日本古来の「市松模様」を取り入れる。</p> <p>植 栽：カヤ、カツラ、ツゲといった将棋盤や駒に使用され、将棋にゆかりのある樹木を植樹する。</p> <p>修景施設：玉石と植栽を組み合わせた日本庭園風の景観を創出するとともに、公園外への雨水流出を抑制する。</p> | | |
| 施設の写真 |  | | |

【寝屋川市】

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------|
| 名 称 | 寝屋川市立望が丘小学校・中学校 | | |
| 事業年度 | — 年度 | 開設年月日 | 令和6年4月1日 |
| 敷地面積 | 30,677.44 m ² | 総事業費 | 8,841,033 千円 |
| 建築面積 | 8,312.00 m ² | 内訳 | 一般財源 3,573 千円 |
| 延床面積 | 19,825.72 m ² | | 特定財源 8,837,460 千円 |
| 規模・構造 | S造 地上5階 | | |
| 施設の目的 | 施設一体型小中一貫校 | | |
| 施設の概要 | <p>1 設置目的・施設内容 平成29年4月に策定した寝屋川市小中一貫校設置実施計画に基づき、『寝屋川教育』の旗艦校として、そしてまちづくりのメインアイコン（象徴）としての役割を担い、市内初の施設一体型小中一貫校として、令和6年4月に開校した。 寝屋川市立望が丘小学校・中学校には、旧明和小学校・梅が丘小学校・第四中学校の3校の児童・生徒が通学している。</p> <p>2 管理運営 直営</p> | | |
| 施設の特徴 | <p>この小中一貫校は、国立競技場を設計した世界的建築家の隈 研吾氏が設計監修し、まちのメインアイコン、地域の学びの核となるよう、旧明和小学校の運動場に建設した学校である。</p> <p>広い中庭に面したU字型の形で、地上5階建て、1階から4階まで開放的吹き抜け空間となっており、木材がふんだんに使われている。</p> | | |
| 施設の写真 |    | | |

【西宮市】

| | | | |
|--------------------|---|-------|------------|
| 名 称 | 西宮市立津門第1～5留守家庭児童育成センター | | |
| 事業年度 | 令和5～6年度 | 開設年月日 | 令和7年4月1日 |
| 敷地面積 | — m ² | 総事業費 | 約300,000千円 |
| 建築面積 | 384.75 m ² | 内訳 | 一般財源 — 千円 |
| 延床面積 (うち育成センター) | 684.33 m ² (581.93 m ²) | | 特定財源 — 千円 |
| 規模・構造 | 鉄骨造 地上2階建て | | |
| 施設の目的 | 放課後児童クラブ (学童保育) | | |
| 施設の概要 | 津門小学校区において、施設の老朽化と増加する利用希望児童に対応するため、5つの支援の単位を備えた施設として整備。 | | |
| 施設の特徴 | 学校用途倉庫と合築した。 | | |
| 施設の写真 |     | | |

【和歌山市】

| | | | |
|-------|--|-------|-----------------|
| 名 称 | 和歌の浦あしべ庵 | | |
| 事業年度 | 平成30～令和5 年度 | 開設年月日 | 令和6年9月29日 |
| 敷地面積 | 2,700.00 m ² | 総事業費 | 300,666 千円 |
| 建築面積 | 320.00 m ² | 内訳 | 一般財源 117,100 千円 |
| 延床面積 | 360.00 m ² | | 特定財源 183,566 千円 |
| 規模・構造 | 母屋棟：木造瓦葺2階建て 離れ棟：木造瓦葺平屋建 トイレ棟：木造平屋建 駐車場：約720m ² | | |
| 施設の目的 | 和歌の浦の歴史文化の情報発信及び和歌の浦の観光資源の活用を行うことにより、地域文化及び観光の振興を図り、和歌の浦地域の活性化に寄与するため | | |
| 施設の概要 | 周遊施設の観光案内、歴史文化の情報発信、体験、地域住民と来訪者の交流、滞在休憩の機能を備えた和歌の浦の周遊の拠点となる施設 | | |
| 施設の特徴 | 当施設の庭園は奠供山（てんぐやま）への山道が整備され、奠供山山頂からは、1300年前に聖武天皇が行幸した際に「この美しい景観を守りなさい。」と命じたとされる和歌の浦の風景を見渡すことができる。 そのほか、お茶会、カルタ大会、地域での催しなど、多くの方が幅広く活用できる施設となっている。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【松江市】

| | | | |
|-------|---|-------|-----------------|
| 名 称 | 旧日銀松江匠工房 | | |
| 事業年度 | 令和5～6 年度 | 開設年月日 | 令和6年10月2日 |
| 敷地面積 | 2,892.51 m ² | 総事業費 | 820,227 千円 |
| 建築面積 | 1,333.54 m ² | 内訳 | 一般財源 34,736 千円 |
| 延床面積 | 2,514.78 m ² | | 特定財源 785,491 千円 |
| 規模・構造 | 本館棟：RC、地上3階地下1階建て 別 棟：RC、地上1階建て 工房棟：RC+W、地上1階建て | | |
| 施設の目的 | 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に基づき、一般消費者の生活の用に供される工業製品の製造又は加工、役務をその媒体である物の提供を通じて提供する事業を目的とし、もって市民生活の利便の増進に寄与するため、工房を設置する。 | | |
| 施設の概要 | カラコロ工房は昭和13年に2代目の日本銀行松江支店として建築された建物を改修し、飲食、体験工房兼ショップ、ギャラリーなどからなる複合施設として誕生した。平成28年には国の登録有形文化財に登録され、施設の老朽化等による改修工事を経て、令和6年10月に食・文化・アートを楽しめる複合施設にリニューアルオープンした。 管理運営：指定管理を採用 管 理 者：一般社団法人E x p e (エクスぺ) | | |
| 施設の特徴 | リニューアルしたカラコロ工房では、主に4つの機能が設けられている。 カラコロフードホール〈テナント棟・ガーデンテラス〉 山陰の食材を活かしたさまざまなジャンルの9つの飲食店舗が集い、夜まで賑わうフードホール マルシェ〈本館1階〉 松江産品専門店として生鮮食品の取扱いや実演販売コーナーも備えた飲食・物販エリア 体験フロア〈本館2・3階〉 お茶、和菓子、陶芸、墨絵、水引きなどの伝統文化を体験型アクティビティとして楽しめるフロア ギャラリー〈本館地下〉 日本銀行時代の金庫室を利用したギャラリーで作品展や講演会などのイベントで利用できるフロア | | |
| 施設の写真 |     | | |

【倉敷市】

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------|
| 名 称 | 倉敷市中央斎場 | | |
| 事業年度 | 令和2～5 年度 | 開設年月日 | 令和6年4月1日 |
| 敷地面積 | 19,864.84 m ² | 総事業費 | 7,896,146 千円 |
| 建築面積 | 2,971.23 m ² | 内訳 | 一般財源 4,435,246 千円 |
| 延床面積 | 4,181.05 m ² | | 特定財源 3,460,900 千円 |
| 規模・構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造 | | |
| 施設の目的 | 旧中央斎場の老朽化、及び死亡者数の増加への対応を目的として、旧中央斎場の同敷地建替により新中央斎場を整備した。 | | |
| 施設の概要 | <p>施設内容（カッコ内は旧斎場） 延床面積：4,181.05m²（3,468.59m²） 火葬炉数：13炉（14炉） 最大火葬件数／日：28件（17件） 待合室：13室（6室）ほか</p> <p>管理運営 令和2年にPFI法に定める特定事業（BTO方式）として選定し、PFI倉敷中央斎場(株)との間で、設計・建設期間3年、運営期間20年とする契約を締結している。</p> <p>その他 整備に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債を活用、市内の火葬場を現状の4カ所から令和7年度には2カ所に集約する。</p> | | |
| 施設の特徴 | <p>市域中心部の種松山（258m）の山頂近くに位置しており、自然景観との調和が図られ、2階のラウンジからは故人が過ごした瀬戸内海や倉敷市街地を望むことができる。また、なまこ壁をモチーフとしたデザインやデニム生地・竹材などの地元素材を活用した待合家具などにより、会葬者に安らぎを与える空間としている。運営については、1日最大28件の火葬が可能であるが、大規模災害時には、火葬にかかる応援人員の派遣受入により最大52件の火葬を行うことが可能となっている。</p> | | |
| 施設の写真 |     | | |

【倉敷市】

| | | | |
|-------|--|------------------------|----------------------|
| 名 称 | 倉敷学校給食共同調理場 | | |
| 事業年度 | — 年度 | 開設年月日 | 令和6年6月28日 |
| 敷地面積 | 12,829 m ² | 総事業費 ※15年間の管理運営費も含む | 8,663,142 千円 |
| 建築面積 | 3,593 m ² | 内訳 | 一般財源 7,549,536 千円 |
| 延床面積 | 4,482 m ² | | 特定財源 1,113,606 千円 |
| 規模・構造 | 鉄骨造・地上2階建て | | |
| 施設の目的 | 市内の自校方式調理場の多くで老朽化が進行し、新たな給食施設の整備が喫緊の課題となっており、「倉敷市学校給食調理場整備に係る基本方針」により、6,000~8,000食規模の複数の献立ラインを有する共同調理場を市内に3カ所程度整備することとしているが、本施設はその1カ所目である。 | | |
| 施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 施設内容 配送対象校は市内小中学校12校、調理能力は1日当たり約8,000食。 管理運営 PFI-BTO方式 | | |
| 施設の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 施設内ゾーニング HACCPの概念に基づき、食材の受け入れから調理・配送まで、人や食材による交差汚染が発生しないよう、汚染・非汚染の作業区域を明確にゾーニングし、各室を適切に配置している。 衛生管理 調理エリアへの入室は、靴を履き替え、エアシャワー及び手洗い消毒等を行い、ほこりや食中毒の原因となる細菌等の侵入を防止、また外部に接する荷受室にエアカーテン、コンテナの発送・回収口にはドックシェルターを設置し、虫やほこり等の侵入を防止している。 調理環境 調理室は、多数の調理器具が稼動するため高温となり作業環境が悪化する。こうした状況に対応するため、作業エリアに冷気を送り、温度差を利用して上昇気流を発生させることにより熱気を室上部に集め効率よく換気する「置換空調方式」を採用し、快適な作業環境を実現するとともに省エネを図っている。 | | |
| 施設の写真 |  | | |

【福山市】

| | | | |
|-------|---|---------------------|-----------------------|
| 名 称 | ふくやま環境美化センター（ネーミングライツ呼称：福山ローズエネルギーセンター） | | |
| 事業年度 | 令和2～6 年度 | 開設年月日 | 令和6年8月1日 |
| 敷地面積 | 約40,500 m ² | 総事業費 (設計・施工及び監理) | 45,021,493 千円 |
| 建築面積 | 約11,800 m ² | 内訳 | 一般財源 1,155,273 千円 |
| 延床面積 | 約18,200 m ² | | 特定財源 43,866,220 千円 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上6階 | | |
| 施設の目的 | 一般廃棄物処理施設 | | |
| 施設の概要 | 事業主体：福山市 事業方式：DBO方式（設計・施工・運営（19年8カ月）を一括発注） 施設内容：一般廃棄物処理施設 焼却施設：全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力：600トン／日） 発電設備：定格出力14,500kW、最大発電効率 27.6% その他設備：粗大ごみ処理施設（処理能力：16トン／5時間） ストックヤード（蛍光灯、使用済乾電池など） | | |
| 施設の特色 | <ul style="list-style-type: none"> ・福山市・府中市・神石高原町の燃やせるごみ等を広域処理 ・焼却熱を利用して発電した電力は、地域新電力会社「福山未来エナジー株式会社」と連携し、地産地消を推進することで、温室効果ガスを削減 ・焼却灰・飛灰の全量資源化による、最終処分場の延命化 ・中四国最大級のごみ処理能力 ・国内最高レベルの高効率ごみ発電 | | |
| 施設の写真 |     | | |

【下関市】

| | | | |
|-------|--|-----------------|--------------------------------|
| 名 称 | 下関市安岡地区複合施設（やすらガーデン） | | |
| 事業年度 | 令和4～22 年度 | 開設年月日 | 令和7年1月14日 |
| 敷地面積 | 45,886 m ² | 総事業費 (うち建設費) | 3,686,570 千円 (2,743,360 千円) |
| 建築面積 | 2,253.22 m ² | (内訳) | (一般財源) (756,123 千円) |
| 延床面積 | 3,274.99 m ² | | (特定財源) (1,987,237 千円) |
| 規模・構造 | 鉄骨造2階建、木造1階建 | | |
| 施設の目的 | 地域住民の学習の場を提供するとともに、地域のコミュニティ活動の振興を図るため。 | | |
| 施設の概要 | 安岡コミュニティセンター、市役所安岡支所、はまゆう図書館、都市公園の複合施設。 コミュニティセンターは、集会施設棟に講堂、研修室、レクリエーション室、キッチンスタジオ、園芸棟に展示室、実習室、相談室、屋外に芝生広場と駐車場がある。 主な内部施設：トイレ、授乳室、給湯室、エレベーター、ステージ | | |
| 施設の特徴 | 「緑あふれる多世代交流型コミュニティ空間の創造」を基本コンセプトにしており、花と緑にあふれたコミュニティ拠点となっている。 | | |
| 施設の写真 |     | | |

【下関市】

| | | | |
|-------|--|-----------------|---------------------------------|
| 名 称 | J : COMアリーナ下関 (下関市総合体育館) | | |
| 事業年度 | 令和3~20 年度 | 開設年月日 | 令和6年8月5日 |
| 敷地面積 | 24,831.57 m ² | 総事業費 (うち建設費) | 10,454,141 千円 (8,023,341 千円) |
| 建築面積 | 7,729.75 m ² | 内訳 | 一般財源 3,794,742 千円 |
| 延床面積 | 11,907.75 m ² (自動車車庫等を含む) | | 特定財源 6,659,399 千円 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート 鉄骨造3階 | | |
| 施設の目的 | 市民の健康の増進と体育の振興を図るため | | |
| 施設の概要 | <p>J : COMアリーナ下関は、市民の誰もが安全・安心にスポーツを楽しみ、交流を生み出すとともに、本来スポーツが持つ大きな役割である健康の増進、競技力の向上、感性や創造性の育成など、さまざまな価値を創出する本市スポーツ・文化活動の拠点施設。</p> <p>主な内部施設</p> <p>(1)メインアリーナ (3,207.35m²) バスケットボール：3面 バレーボール：3面 ハンドボール・フットサル：2面 バドミントン：12面 観客席：最大4,516席設置可能</p> <p>(2)多目的ホール (1,186.04m²) ハンドボール・フットサル等：1面 バドミントン4面</p> <p>(3)その他 多目的室 (4室)、会議室 (2室)、ロッカー室 (2室) 等</p> | | |
| 施設の特徴 | <p>県内最大のメインアリーナに、大型映像装置や冷暖房などの設備を備えるとともに、多目的ホールも併設しており、最大4,500席の観客席は、大規模スポーツ大会やプロスポーツをはじめ、多彩なエンターテインメントなどの開催も可能。</p> <p>また、災害時には救援物資の集配施設として活用する機能や、パラスポーツ活動の拠点としての機能も兼ね備えている。</p> | | |
| 施設の写真 |  | | |

| | | | |
|-------|--|-------|-------------------|
| 名 称 | 中央卸売市場青果棟 | | |
| 事業年度 | 平成28～令和6 年度 | 開設年月日 | 令和7年4月7日 |
| 敷地面積 | 50,469.79 m ² | 総事業費 | 10,033,762 千円 |
| 建築面積 | 17,301.978 m ² | 内訳 | 一般財源 108,964 千円 |
| 延床面積 | 20,412.27 m ² | | 特定財源 9,924,798 千円 |
| 規模・構造 | 地上2階建て 鉄骨造 | | |
| 施設の概要 | <p>現市場は開設から40年以上が経過し、施設の老朽化等さまざまな問題を抱えていることから、以下のとおり移転再整備を行うもの。</p> <p>工事内容・延べ面積</p> <p>(1) 中央棟新築工事：鉄骨造 2階建 14,101.49m²</p> <p>(2) 通路新築工事：鉄骨造 平家建 74.40m²</p> <p>(3) 南屋根棟新築工事：鉄骨造 平家建 167.20m²</p> <p>(4) 管理棟新築工事：鉄骨造 平家建 95.96m²</p> <p>(5) 東棟倉庫1新築工事：鉄骨造 平家建 325.75m²</p> <p>(6) 東棟倉庫2新築工事：鉄骨造 平家建 296.25m²</p> <p>(7) 東棟倉庫3新築工事：鉄骨造 平家建 296.25m²</p> <p>(8) 西棟新築工事：鉄骨造 平家建 1,159.16m²</p> <p>(9) 大屋根棟新築工事：鉄骨造 平家建 3,880.01m²</p> <p>(10) 外構工事一式</p> <p>移転先 香川県高松市朝日町三丁目8番25号</p> | | |
| 施設の特色 | <ul style="list-style-type: none"> ・HACCPに則った品質管理、衛生管理を行うため、施設を閉鎖型として、温度帯管理（コールドチェーン化）を行う。 ・物流効率化、安全性の確保のため、原則一方向の動線とする。 ・施設の耐震性を確保することで、大規模な災害等において、継続して生鮮食料品を供給する機能を維持する。 | | |
| 施設の写真 |   | | |

【佐世保市】

| | | | |
|-------|--|-------|------------|
| 名 称 | 本庁舎13階ラウンジ | | |
| 事業年度 | 令和5 年度 | 開設年月日 | 令和6年4月1日 |
| 敷地面積 | 本庁舎の一部のため省略 | 総事業費 | 約13,177 千円 |
| 建築面積 | 本庁舎の一部のため省略 | 内訳 | 一般財源 |
| 延床面積 | 約160 m ² | | 特定財源 |
| 規模・構造 | 鉄筋コンクリート造 | | |
| 施設の目的 | 市民がくつろぎ、自由に使える場所にする (家族や友人とくつろぎながら眺めを楽しんだり、学生が学習したりできる) | | |
| 施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎13階の市街地や佐世保港を一望できるラウンジ ・カウンター席：21席 ・テーブル席：20席 | | |
| 施設の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・無料Wi-Fi整備 ・コンセント使用可能 (カウンター席) ・飲食可能 | | |
| 施設の写真 |   | | |

【大分市】

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------|
| 名 称 | 荷揚複合公共施設 | | |
| 事業年度 | — 年度 | 開設年月日 | 令和6年4月1日 |
| 敷地面積 | 9,857.83 m ² | 総事業費 | 10,050,000 千円 |
| 建築面積 | 2,150 m ² | 内訳 | 一般財源 5,800,000 千円 |
| 延床面積 | 10,260 m ² | | 特定財源 4,250,000 千円 |
| 規模・構造 | 1・2階：鉄筋コンクリート造 3～7階：鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造 | | |
| 施設の目的 | 多世代が交流し、快適に過ごすことができる憩いの場及び地域の人々のふれあいや交流を育むコミュニティ拠点を形成するとともに、防災拠点を含む行政機能の集積により、迅速かつ継続的な災害対応及び行政運営の効率化を図る。 | | |
| 施設の概要 | 管理運営：設計、建設、維持管理・運營業務を一括で行うPFI事業にて実施 ※ 施設内容については、下記リンク先の「施設概要資料（配布資料）」を参照 https://www.city.oita.oita.jp/o033/niage_hukugousisetu/niage_hukugousisetu.html | | |
| 施設の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルへ向けた取り組みとして、大規模建築物において全国的にも実績が少ない「ZEB Ready」を取得 ・おおいた消防指令センター（4階） 大分県内すべての119番通報を受け付け、救急車・消防車の出動指令などの消防指令業務を全県下の消防本部と共同で運用している。 | | |
| 施設の写真 |     | | |

【大分市】

| | | | |
|-------|---|-------|-----------------------------------|
| 名 称 | 道の駅「たのうらら」 | | |
| 事業年度 | — 年度 | 開設年月日 | 令和6年7月7日 |
| 敷地面積 | 17,520 m ² | 総事業費 | 1,334,424 千円 ※設計・建設・工事管理業務の合計額 |
| 建築面積 | 1,747.98 m ² | 内訳 | 一般財源 132,453 千円 |
| 延床面積 | 2,736.82 m ² | | 特定財源 1,201,971 千円 |
| 規模・構造 | 2階建・鉄骨造 | | |
| 施設の目的 | 西部海岸地区（当該施設設置地区）の魅力さをさらに高め、観光客の増加など新たな活力を呼び込むための道の駅「たのうらら」を整備することにより、観光における本市の玄関口としての機能の確保によるにぎわいの創出と周遊の促進を図ることを目的とする。 | | |
| 施設の概要 | <p>【施設内容】 ホームページ (https://www.city.oita.oita.jp/o243/tanourara2.html) を参照</p> <p>【管理運営】 本事業はPFI手法（DBO方式）である。 本施設は収益施設と非収益施設に区分され、管理運営が異なる。</p> <p>収益施設…維持管理・運営において事業者が独立採算事業として実施する施設（物販施設、飲食施設など）。市と事業者で賃貸借契約を締結している。</p> <p>非収益施設…収益施設以外の施設（情報提供コーナー、キッズコーナーなど）。市が事業者に維持管理・運営業務委託を発注しており、直営管理している。</p> | | |
| 施設の特徴 | <p>アクセス性の良い立地を活かして大分市内のみならず、県下の農産物や特産品を常に取り揃えている。また、大分市の郷土料理である「ニラ豚」「だんご汁」「とり天」「りゅうきゅう丼」などを食べることができるのも魅力である。また、以下の点は他にはない本施設の特徴である。</p> <p>○路面電車の展示…過去に大分市と別府市を結んでいた大分交通別大線の路面電車は本施設建設地付近を走っていたという経緯もあり、当時の車両を修復し施設内に展示している。実際に乗り込むことも可能。</p> <p>○おとの聴こえる広場…大分が西洋音楽発祥の地であることから、音楽をきっかけとした文化交流の場として設けられている。広場のステージ中央部にはグランドピアノが設置され誰でも自由に演奏することができる。</p> <p>○絶好のロケーション…2階の外には、展望デッキが設けられており別府湾を一望することができる。天気の良い日は四国まで望むことができる。</p> | | |
| 施設の写真 |  | | |

特 集 2

中核市の議会運営に関する調査

本特集は、議会運営について中核市（61市）に照会し、その集計結果を掲載するものです。

○調査対象都市（本市を除く中核市61市）

函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、那覇市

○調査対象時期

定例会等の実績は、令和6年1月～令和6年12月の数値である。

ただし、行政視察の件数については令和6年度の数値である。

内 容

| | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 議員定数 | 85 |
| 2 | 定例会 | 86 |
| 3 | 臨時会 | 88 |
| 4 | 質問者数等 | 90 |
| 5 | 常任委員会 | 91 |
| 6 | 特別委員会 | 97 |
| 7 | 議会運営委員会・傍聴者数 | 101 |
| 8 | 行政視察 | 102 |

1. 議員定数（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

| 市名 | 条例定数 | 現員数 | 備考 |
|-----|------|-----|------------------|
| 函館 | 27 | 27 | |
| 旭川 | 34 | 33 | |
| 青森 | 32 | 32 | |
| 八戸 | 28 | 28 | |
| 盛岡 | 38 | 38 | |
| 秋田 | 36 | 36 | |
| 山形 | 33 | 33 | |
| 福島 | 35 | 35 | |
| 郡山 | 38 | 38 | |
| いわき | 37 | 37 | |
| 水戸 | 28 | 28 | |
| 宇都宮 | 45 | 45 | |
| 前橋 | 38 | 38 | |
| 高崎 | 38 | 38 | |
| 川越 | 36 | 36 | |
| 川口 | 42 | 40 | |
| 越谷 | 32 | 32 | |
| 船橋 | 50 | 49 | |
| 柏 | 36 | 36 | |
| 八王子 | 40 | 38 | |
| 横須賀 | 39 | 37 | |
| 富山 | 38 | 35 | |
| 金沢 | 38 | 38 | |
| 福井 | 32 | 31 | |
| 甲府 | 32 | 32 | |
| 長野 | 36 | 36 | |
| 松本 | 31 | 30 | |
| 岐阜 | 38 | 38 | |
| 豊橋 | 36 | 36 | |
| 岡崎 | 37 | 37 | |
| 一宮 | 38 | 38 | |
| 豊田 | 45 | 45 | |
| 大津 | 38 | 38 | |
| 豊中 | 34 | 33 | |
| 吹田 | 36 | 34 | |
| 高槻 | 34 | 34 | |
| 枚方 | 32 | 32 | |
| 八尾 | 26 | 25 | |
| 寝屋川 | 24 | 23 | |
| 東大阪 | 38 | 38 | |
| 姫路 | 45 | 45 | |
| 尼崎 | 42 | 38 | |
| 明石 | 30 | 30 | |
| 西宮 | 41 | 41 | |
| 奈良 | 39 | 37 | |
| 和歌山 | 38 | 36 | |
| 鳥取 | 32 | 31 | |
| 松江 | 34 | 31 | 令和7年4月24日以降は定数31 |
| 倉敷 | 43 | 43 | |
| 呉 | 32 | 32 | |
| 福山 | 38 | 38 | |
| 下関 | 34 | 34 | 令和9年2月13日以降は定数32 |
| 高松 | 40 | 38 | |
| 松山 | 43 | 43 | |
| 高知 | 34 | 34 | |
| 久留米 | 36 | 36 | |
| 長崎 | 40 | 39 | |
| 佐世保 | 33 | 33 | |
| 大分 | 44 | 44 | |
| 宮崎 | 40 | 39 | |
| 那覇 | 40 | 39 | |
| 鹿児島 | 45 | 45 | |

2. 定例会（令和6年）

| 市名 | 招集回数 | 会期日数 | 本会議 日数 | 本会議実質時間 (休憩含まず) | 議案議決内容 | | | |
|------------|----------|------------|-----------|--------------------|------------|----------|----------|-----------|
| | | | | | 原案可決 | 修正可決 | 否決 | 認定その他 |
| 函館 | 4 | 62 | 23 | 63:29 | 141 | 0 | 9 | 29 |
| 旭川 | 4 | 90 | 25 | 56:33 | 173 | 0 | 12 | 39 |
| 青森 | 4 | 119 | 33 | 136:32 | 172 | 0 | 7 | 20 |
| 八戸 | 4 | 77 | 22 | 63:21 | 140 | 0 | 0 | 11 |
| 盛岡 | 4 | 102 | 30 | 106:48 | 171 | | 6 | 22 |
| 秋田 | 4 | 124 | 21 | 44:42 | 164 | 0 | 0 | 20 |
| 山形 | 4 | 87 | 17 | 39:07 | 106 | 0 | 0 | 32 |
| 福島 | 4 | 83 | 26 | 71:01 | 175 | 0 | 0 | 15 |
| 郡山 | 4 | 93 | 28 | 76:58 | 186 | 0 | 0 | 48 |
| いわき | 4 | 67 | 26 | 74:39 | 157 | 0 | 0 | 40 |
| 水戸 | 4 | 73 | 20 | 62:04 | 116 | 0 | 11 | 112 |
| 宇都宮 | 4 | 112 | 25 | 74:28 | 140 | 0 | 0 | 2 |
| 前橋 | 4 | 85 | 19 | 68:09 | 89 | 0 | 33 | 21 |
| 高崎 | 4 | 83 | 26 | 57:17 | 131 | 0 | 0 | 23 |
| 川越 | 4 | 111 | 33 | 127:42 | 126 | 0 | 0 | 21 |
| 川口 | 4 | 107 | 29 | 77:05 | 172 | 0 | 0 | 31 |
| 越谷 | 4 | 83 | 27 | 72:04 | 113 | 0 | 1 | 36 |
| 船橋 | 4 | 144 | 40 | 117:04 | 101 | 0 | 18 | 28 |
| 柏 | 4 | 94 | 35 | 115:57 | 115 | 0 | 0 | 40 |
| 八王子 | 4 | 107 | 26 | 86:56 | 122 | 0 | 0 | 30 |
| 横須賀 | 1 | 352 | 18 | 53:07 | 128 | 0 | 0 | 19 |
| 富山 | 4 | 90 | 25 | 73:54 | 195 | 0 | 7 | 41 |
| 金沢 | 5 | 287 | 22 | 69:24 | 173 | 0 | 16 | 21 |
| 福井 | 4 | 94 | 20 | 64:01 | 115 | 0 | 0 | 12 |
| 甲府 | 4 | 83 | 22 | 50:39 | 110 | 0 | 0 | 23 |
| 長野 | 4 | 91 | 24 | 80:17 | 166 | 0 | 2 | 18 |
| 松本 | 4 | 0 | 20 | 80:44 | 216 | 0 | 1 | 21 |
| 岐阜 | 4 | 83 | 25 | 81:20 | 136 | 0 | 0 | 16 |
| 豊橋 | 4 | 93 | 22 | 61:04 | 126 | 0 | 2 | 22 |
| 岡崎 | 4 | 85 | 22 | 65:27 | 142 | 0 | 2 | 16 |
| 一宮 | 4 | 94 | 20 | 53:10 | 116 | 0 | 0 | 31 |
| 豊田 | 4 | 92 | 25 | 79:19 | 167 | 1 | 0 | 37 |
| 大津 | 1 | 365 | 29 | 76:20 | 172 | 0 | 26 | 21 |
| 豊中 | 4 | 99 | 19 | 65:19 | 132 | 0 | 2 | 25 |
| 吹田 | 4 | 123 | 26 | 84:30 | 136 | 0 | 5 | 81 |
| 高槻 | 4 | 82 | 18 | 73:21 | 105 | 0 | 0 | 22 |
| 枚方 | 1 | 349 | 29 | 76:53 | 141 | - | 10 | 85 |
| 八尾 | 4 | 122 | 19 | 68:38 | 97 | 0 | 2 | 20 |
| 寝屋川 | 4 | 96 | 20 | 65:58 | 94 | 0 | 1 | 11 |
| 東大阪 | 4 | 90 | 20 | 50:02 | 124 | 2 | 1 | 45 |
| 姫路 | 4 | 119 | 22 | 71:21 | 153 | 0 | 0 | 39 |
| 尼崎 | 4 | 99 | 23 | 64:29 | 115 | 0 | 0 | 14 |
| 明石 | 2 | 231 | 25 | 67:47 | 92 | 0 | 0 | 22 |
| 西宮 | 4 | 107 | 27 | 92:48 | 193 | 0 | 4 | 17 |
| 奈良 | 4 | 92 | 23 | 67:55 | 121 | 4 | 1 | 36 |
| 和歌山 | 4 | 83 | 23 | 46:08 | 147 | 0 | 0 | 111 |
| 鳥取 | 4 | 107 | 30 | 73:20 | 158 | 0 | 4 | 22 |
| 松江 | 4 | 107 | 22 | 75:00 | 268 | 0 | 1 | 114 |
| 倉敷 | 4 | 93 | 27 | 70:46 | 154 | 0 | 0 | 21 |
| 呉 | 4 | 79 | 22 | 47:10 | 218 | 0 | 0 | 47 |
| 福山 | 4 | 90 | 25 | 80:31 | 127 | 0 | 0 | 4 |
| 下関 | 4 | 91 | 28 | 88:10 | 205 | 0 | 1 | 29 |
| 高松 | 4 | 79 | 32 | 96:26 | 110 | 1 | 18 | 24 |
| 松山 | 4 | 100 | 30 | 87:16 | 128 | 10 | 3 | 41 |
| 高知 | 4 | 83 | 28 | 77:04 | 149 | 0 | 17 | 16 |
| 久留米 | 4 | 124 | 27 | 45:53 | 115 | 0 | 0 | 48 |
| 長崎 | 4 | 80 | 26 | 76:39 | 177 | 0 | 0 | 32 |
| 佐世保 | 4 | 84 | 24 | 76:23 | 146 | 0 | 0 | 41 |
| 大分 | 4 | 77 | 24 | 67:42 | 168 | 0 | 0 | 22 |
| 宮崎 | 4 | 71 | 28 | 87:29 | 154 | 0 | 2 | 16 |
| 那覇 | 4 | 117 | 39 | 117:30 | 87 | 0 | 0 | 52 |
| 鹿児島 | 4 | 102 | 28 | 80:01 | 116 | 0 | 1 | 24 |

特集2：中核市の議会運営に関する調査

| (件数) | | 請願 付託件数 | 陳情 付託件数 | 意見書(再掲) | | 決議(再掲) | | 市名 |
|----------|------------|------------|------------|----------|----------|----------|----------|------------|
| 不認定 | 計 | | | 可決 | 否決 | 可決 | 否決 | |
| 0 | 179 | 0 | 0 | 16 | 9 | 0 | 0 | 函館 |
| 0 | 224 | 0 | 10 | 23 | 12 | 1 | 0 | 旭川 |
| 0 | 199 | 0 | 199 | 5 | 0 | 18 | 5 | 青森 |
| 0 | 151 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 八戸 |
| 0 | 199 | 18 | 0 | 3 | 6 | 0 | 0 | 盛岡 |
| 0 | 184 | 1 | 18 | 4 | 0 | 0 | 0 | 秋田 |
| 0 | 138 | 8 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 山形 |
| 0 | 190 | 3 | 23 | 7 | 0 | 0 | 0 | 福島 |
| 0 | 234 | 12 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 郡山 |
| 0 | 197 | 1 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | いわき |
| 0 | 239 | 3 | 4 | 15 | 11 | 0 | 0 | 水戸 |
| 0 | 142 | 0 | 17 | 4 | 0 | 0 | 0 | 宇都宮 |
| 0 | 143 | 0 | 0 | 7 | 32 | 1 | 0 | 前橋 |
| 0 | 154 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 高崎 |
| 0 | 147 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 川越 |
| 0 | 203 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 川口 |
| 0 | 150 | 3 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 越谷 |
| 0 | 147 | 1 | 41 | 3 | 17 | 0 | 1 | 船橋 |
| 0 | 155 | 18 | - | 3 | 0 | - | - | 柏 |
| 0 | 152 | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 | 八王子 |
| 0 | 147 | 3 | 21 | 4 | 0 | 0 | 0 | 横須賀 |
| 0 | 243 | 2 | 2 | 11 | 7 | 0 | 0 | 富山 |
| 0 | 210 | 2 | 10 | 24 | 16 | 5 | 0 | 金沢 |
| 0 | 127 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 福井 |
| 0 | 133 | 18 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 甲府 |
| 0 | 186 | 16 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 長野 |
| 0 | 238 | 11 | 4 | 11 | 1 | 0 | 0 | 松本 |
| 0 | 152 | 4 | 13 | 6 | 0 | 0 | 0 | 岐阜 |
| 8 | 158 | 7 | 48 | 13 | 0 | 1 | 0 | 豊橋 |
| 0 | 160 | 6 | 15 | 3 | 0 | 1 | 0 | 岡崎 |
| 0 | 147 | 3 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 一宮 |
| 0 | 205 | 2 | 8 | 2 | 0 | 1 | 0 | 豊田 |
| 0 | 219 | 6 | 0 | 13 | 25 | 0 | 1 | 大津 |
| 0 | 159 | 5 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 豊中 |
| 0 | 222 | 2 | 0 | 11 | 4 | 2 | 0 | 吹田 |
| 0 | 127 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 高槻 |
| - | 236 | 1 | - | 14 | 10 | 1 | 0 | 枚方 |
| 0 | 119 | 6 | 0 | 4 | 0 | 2 | 1 | 八尾 |
| 0 | 106 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 寝屋川 |
| 2 | 174 | 0 | 10 | 7 | 0 | 0 | 0 | 東大阪 |
| 0 | 192 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 姫路 |
| 0 | 129 | 0 | 9 | 2 | 0 | 1 | 0 | 尼崎 |
| 0 | 114 | 8 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 明石 |
| 0 | 214 | 7 | 4 | 4 | 3 | 0 | 0 | 西宮 |
| 1 | 163 | 5 | 0 | 7 | 0 | 1 | 0 | 奈良 |
| 2 | 260 | 2 | 6 | 5 | 0 | 0 | 0 | 和歌山 |
| 0 | 184 | 7 | 0 | 6 | 4 | 0 | 0 | 和歌山 |
| 0 | 383 | 0 | 10 | 7 | 0 | 1 | 0 | 松江 |
| 0 | 175 | 11 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 倉敷 |
| 0 | 265 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 | 呉 |
| 0 | 167 | 2 | 0 | 4 | 0 | 3 | 0 | 福山 |
| 0 | 235 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 下関 |
| 0 | 153 | 0 | 8 | 3 | 17 | 0 | 0 | 高松 |
| 0 | 182 | 12 | 6 | 1 | 2 | 1 | 1 | 松山 |
| 0 | 182 | 21 | 0 | 8 | 17 | 0 | 0 | 高知 |
| 0 | 163 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 久留米 |
| 0 | 209 | 6 | 5 | 2 | 0 | 1 | 0 | 長崎 |
| 0 | 187 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 佐世保 |
| 0 | 190 | 7 | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 | 大分 |
| 0 | 172 | 2 | 0 | 8 | 2 | 1 | 0 | 宮崎 |
| 0 | 139 | 1 | 39 | 4 | 0 | 1 | 0 | 那覇 |
| 0 | 141 | 1 | 38 | 3 | 0 | 0 | 0 | 鹿児島 |

※横須賀市、金沢市、大津市、枚方市は通年会期制、明石市は2会期制を導入しており、以降の項目はそれぞれの实情に合わせて回答。

※表中「-」と表記されているものは、審査を行っていない等。

3. 臨時会（令和6年）

| 市名 | 招集回数 | 会期日数 | 本会議日数 | 本会議実質時間 (休憩含まず) | 議案議決内容 | | | |
|-----|------|------|-------|--------------------|--------|------|----|-------|
| | | | | | 原案可決 | 修正可決 | 否決 | 認定その他 |
| 函館 | 1 | 1 | 1 | 0:35 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 旭川 | 1 | 1 | 1 | 0:55 | 4 | 0 | 0 | 3 |
| 青森 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 八戸 | 1 | 1 | 1 | 0:10 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 盛岡 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 秋田 | 1 | 2 | 2 | 0:20 | 3 | 0 | 0 | 2 |
| 山形 | 1 | 1 | 1 | 0:13 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 福島 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 郡山 | | | | 開 催 | な し | | | |
| いわき | 3 | 3 | 3 | 1:23 | 2 | 0 | 0 | 3 |
| 水戸 | 1 | 1 | 1 | 0:32 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 宇都宮 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 前橋 | 1 | 14 | 4 | 12:57 | 44 | 0 | 0 | 7 |
| 高崎 | 1 | 1 | 1 | 1:19 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 川越 | 1 | 1 | 1 | 1:29 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 川口 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 越谷 | 2 | 2 | 2 | 0:31 | 5 | 0 | 0 | 1 |
| 船橋 | 1 | 1 | 1 | 0:44 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 柏 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 八王子 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 横須賀 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 富山 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 金沢 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 福井 | 2 | 2 | 2 | 1:33 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 甲府 | 2 | 2 | 2 | 0:49 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 長野 | 1 | 1 | 1 | 0:53 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 松本 | 4 | 0 | 4 | 2:12 | 10 | 0 | 0 | 9 |
| 岐阜 | 1 | 1 | 1 | 1:51 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 豊橋 | 2 | 2 | 2 | 9:01 | 8 | 0 | 1 | 3 |
| 岡崎 | 1 | 1 | 1 | 1:17 | 3 | 0 | 0 | 4 |
| 一宮 | 1 | 1 | 1 | 0:34 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 豊田 | 1 | 1 | 1 | 1:28 | 2 | 0 | 0 | 9 |
| 大津 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 豊中 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 吹田 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 高槻 | 1 | 3 | 2 | 1:35 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 枚方 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 八尾 | 2 | 3 | 3 | 1:44 | 2 | 0 | 0 | 6 |
| 寝屋川 | 2 | 4 | 3 | 1:52 | 3 | 0 | 0 | 4 |
| 東大阪 | 2 | 2 | 2 | 0:13 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 姫路 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 尼崎 | 2 | 6 | 4 | 1:25 | 3 | 0 | 0 | 2 |
| 明石 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 西宮 | 1 | 4 | 2 | 2:04 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 奈良 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 和歌山 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 鳥取 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 松江 | 2 | 2 | 2 | 1:13 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 倉敷 | 1 | 1 | 1 | 0:18 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 呉 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 福山 | 1 | 1 | 1 | 1:03 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 下関 | 1 | 3 | 2 | 0:26 | 4 | 0 | 0 | 2 |
| 高松 | 1 | 1 | 1 | 1:28 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 松山 | 1 | 1 | 1 | 1:47 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 高知 | 2 | 3 | 3 | 1:06 | 3 | 0 | 0 | 2 |
| 久留米 | 1 | 1 | 1 | 0:05 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 長崎 | | | | 開 催 | な し | | | |
| 佐世保 | 1 | 1 | 1 | 0:58 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| 大分 | 2 | 2 | 2 | 0:20 | 6 | 0 | 0 | 1 |
| 宮崎 | 3 | 6 | 6 | 2:34 | 5 | 0 | 0 | 22 |
| 那覇 | 1 | 7 | 2 | 1:12 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| 鹿児島 | 1 | 1 | 1 | 1:55 | 1 | 0 | 0 | 5 |

特集 2 : 中核市の議会運営に関する調査

| (件数) | | 請願 付託件数 | 陳情 付託件数 | 意見書(再掲) | | 決議(再掲) | | 市名 |
|------------|----|------------|------------|---------|----|--------|----|-----|
| 不認定 | 計 | | | 可決 | 否決 | 可決 | 否決 | |
| 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 函館 |
| 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 旭川 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 青森 |
| 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 八戸 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 盛岡 |
| 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 秋田 |
| 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 山形 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 福島 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 郡山 |
| 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | いわき |
| 0 | 6 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 水戸 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 宇都宮 |
| 0 | 51 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 前橋 |
| 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 高崎 |
| 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 川越 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 川口 |
| 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 越谷 |
| 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 船橋 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 柏 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 八王子 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 横須賀 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 富山 |
| ※通年議会制度を導入 | | | | | | | | |
| 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 金沢 |
| 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 福井 |
| 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 甲府 |
| 0 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 長野 |
| 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 松本 |
| 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 岐阜 |
| 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 豊橋 |
| 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 岡崎 |
| 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 一宮 |
| 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 豊田 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 大津 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 豊中 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 吹田 |
| 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 高槻 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 枚方 |
| 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 八尾 |
| 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 寝屋川 |
| 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 東大阪 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 姫路 |
| 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 尼崎 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 明石 |
| 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 西宮 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 奈良 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 和歌山 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 鳥取 |
| 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 松江 |
| 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 倉敷 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 呉 |
| 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 福山 |
| 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 下関 |
| 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 高松 |
| 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 松山 |
| 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 高知 |
| 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 久留米 |
| 開催なし | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 長崎 |
| 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 佐世 |
| 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大分 |
| 0 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 宮崎 |
| 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 那覇 |
| 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 鹿児島 |

特集2：中核市の議会運営に関する調査

4. 質問者数等（令和6年）

| 市名 | 代表質疑・質問 | | | 個人質疑・質問 | | | | | | |
|-----|---------|------|----------------|---------|------|----------------|------|------|----------------|--|
| | 質問日数 | 質問者数 | 1定例会当たりの平均質問者数 | 定例会 | | | 臨時会 | | | |
| | | | | 質問日数 | 質問者数 | 1定例会当たりの平均質問者数 | 質問日数 | 質問者数 | 1臨時会当たりの平均質問者数 | |
| 函館 | 2 | 4 | 4 | 13 | 61 | 15 | 1 | 2 | 2 | |
| 旭川 | 2 | 5 | 5 | 16 | 64 | 16 | 1 | 2 | 2 | |
| 青森 | 0 | 0 | 0 | 20 | 102 | 25.5 | 開催なし | | | |
| 八戸 | 1 | 5 | 5 | 12 | 64 | 16 | 0 | 0 | 0 | |
| 盛岡 | 2 | 5 | 5 | 16 | 92 | 23 | 開催なし | | | |
| 秋田 | 2 | 5 | 5 | 10 | 28 | 7 | 0 | 0 | 0 | |
| 山形 | 0 | 0 | 0 | 32 | 8 | 8 | 0 | 0 | 0 | |
| 福島 | 3 | 5 | 5 | 16 | 54 | 13.5 | 開催なし | | | |
| 郡山 | 2 | 7 | 7 | 16 | 65 | 16.3 | 開催なし | | | |
| いわき | 18 | 67 | 21.25 | 4 | 11 | 2.75 | 1 | 1 | 1 | |
| 水戸 | 5 | 21 | 5.25 | 8 | 77 | 19.25 | 0 | 0 | 0 | |
| 宇都宮 | 6 | 15 | 3.75 | 15 | 59 | 14.75 | 開催なし | | | |
| 前橋 | 2 | 12 | 6 | 10 | 106 | 26 | 1 | 14 | 14 | |
| 高崎 | 2 | 6 | 3 | 16 | 102 | 25.5 | 1 | 1 | 1 | |
| 川越 | 1 | 5 | 5.0 | 25 | 209 | 52.3 | 1 | 1 | 1 | |
| 川口 | 0 | 0 | 0 | 20 | 54 | 13.5 | 開催なし | | | |
| 越谷 | 3 | 8 | 8 | 12 | 61 | 20.3 | 0 | 0 | 0 | |
| 船橋 | — | — | — | 29 | 190 | 47.5 | 1 | 2 | 2 | |
| 柏 | 3 | 6 | 6 | 24 | 92 | 23 | — | — | — | |
| 八王子 | 7 | 23 | 5.8 | 13 | 97 | 24.3 | 開催なし | | | |
| 横須賀 | 4 | 7 | 7 | 8 | 35 | 11.7 | 開催なし | | | |
| 富山 | 2 | 4 | 4 | 15 | 86 | 21.5 | 開催なし | | | |
| 金沢 | 1 | 5 | 5 | 12 | 87 | 22 | 1 | 4 | 4 | |
| 福井 | 0 | 0 | 0 | 12 | 91 | 22 | 0 | 0 | 0 | |
| 甲府 | 12 | 55 | 13.75 | 12 | 55 | 13.75 | 0 | 0 | 0 | |
| 長野 | 2 | 6 | 3 | 11 | 98 | 24.5 | 0 | 0 | 0 | |
| 松本 | 12 | 74 | 18.5 | 4 | 15 | 3.75 | 0 | 0 | 0 | |
| 岐阜 | 4 | 16 | 4 | 13 | 70 | 17.5 | 1 | 2 | 2 | |
| 豊橋 | 2 | 9 | 4.5 | 11 | 90 | 22.5 | 0 | 0 | 0 | |
| 岡崎 | 2 | 4 | 4 | 12 | 86 | 28 | 0 | 0 | 0 | |
| 一宮 | 1 | 3 | 3 | 11 | 79 | 20 | 0 | 0 | 0 | |
| 豊田 | 1 | 4 | 4 | 12 | 78 | 19.5 | 0 | 0 | 0 | |
| 大津 | 1 | 6 | 6 | 15 | 115 | 115 | 開催なし | | | |
| 豊中 | 3 | 8 | 8 | 9 | 90 | 30 | 開催なし | | | |
| 吹田 | 7 | 18 | 4.5 | 12 | 109 | 27.25 | 開催なし | | | |
| 高槻 | 1 | 5 | 5 | — | — | — | — | — | — | |
| 枚方 | 2 | 5 | 5 | 12 | 90 | 30 | 開催なし | | | |
| 八尾 | 2 | 6 | 6 | 10 | 42 | 10.5 | 0 | 0 | 0 | |
| 寝屋川 | 2 | 5 | 2.5 | 9 | 61 | 20.3 | 0 | 0 | 0 | |
| 東大阪 | 11 | 12 | 3 | 11 | 43 | 11 | 0 | 0 | 0 | |
| 姫路 | 3 | 8 | 8 | 11 | 52 | 13 | 開催なし | | | |
| 尼崎 | 2 | 7 | 7 | 9 | 89 | 30 | 0 | 0 | 0 | |
| 明石 | 4 | 9 | 4.5 | 12 | 82 | 42 | 開催なし | | | |
| 西宮 | 2 | 7 | 1.75 | 16 | 96 | 24 | 0 | 0 | 0 | |
| 奈良 | 8 | 24 | 6 | 8 | 87 | 21.75 | 開催なし | | | |
| 和歌山 | 1 | 6 | 6 | 14 | 43 | 10.8 | 開催なし | | | |
| 鳥取 | 2 | 3 | 0.75 | 19 | 98 | 24.5 | 開催なし | | | |
| 松江 | 4 | 20 | 5 | 8 | 65 | 16.25 | 0 | 0 | 0 | |
| 倉敷 | 2 | 7 | — | 15 | 82 | 21 | 0 | 0 | 0 | |
| 呉 | 6 | 14 | 4.7 | 5 | 30 | 10 | 開催なし | | | |
| 福山 | 3 | 5 | 5 | 14 | 72 | 18 | 0 | 0 | 0 | |
| 下関 | 2 | 5 | 5 | 18 | 93 | 23.25 | 0 | 0 | 0 | |
| 高松 | 8 | 27 | 6 | 15 | 95 | 23 | 開催なし | | | |
| 松山 | 4 | 14 | 7 | 18 | 86 | 21 | 1 | 5 | 5 | |
| 高知 | 2 | 4 | 1 | 17 | 65 | 13 | 1 | 2 | 2 | |
| 久留米 | 2 | 6 | 6 | 15 | 55 | 13.8 | 0 | 0 | 0 | |
| 長崎 | 2 | 7 | 1.75 | 14 | 58 | 14.5 | 開催なし | | | |
| 佐世保 | 2 | 5 | 5 | 14 | 77 | 19.3 | 0 | 0 | 0 | |
| 大分 | 3 | 7 | — | 12 | 91 | 22.75 | 0 | 0 | 0 | |
| 宮崎 | 0 | 0 | 0 | 16 | 80 | 20 | 0 | 0 | 0 | |
| 那覇 | 9 | 70 | 17.5 | 19 | 113 | 28.25 | 1 | 2 | 2 | |
| 鹿児島 | 5 | 10 | 5.0 | 14 | 57 | 14.25 | 1 | 1 | 1 | |

5. 常任委員会（令和6年）

| 市名 | 委員会数 | 名称 | 定数 | 開催日数 | | | | |
|-----|------|-------------------|----|------|-----|----|--------------|---------------|
| | | | | 会期中 | 閉会中 | 計 | 現場視察 (再掲) | 連合審査 会(再掲) |
| 函館 | 3 | 総務常任委員会 | 9 | 4 | 7 | 11 | 0 | 0 |
| | | 経済建設常任委員会 | 9 | 4 | 6 | 10 | 0 | 0 |
| | | 民生常任委員会 | 9 | 3 | 2 | 5 | 0 | 0 |
| 旭川 | 4 | 総務常任委員会 | 8 | 1 | 12 | 13 | 0 | 0 |
| | | 民生常任委員会 | 9 | 1 | 10 | 11 | 0 | 0 |
| | | 経済建設常任委員会 | 9 | 1 | 10 | 11 | 0 | 0 |
| | | 子育て文教常任委員会 | 8 | 1 | 10 | 11 | 0 | 0 |
| 青森 | 4 | 総務企画常任委員会 | 8 | 4 | 8 | 12 | 0 | 0 |
| | | 文教経済常任委員会 | 8 | 4 | 8 | 12 | 0 | 0 |
| | | 都市建設常任委員会 | 8 | 4 | 8 | 12 | 0 | 0 |
| | | 民生環境常任委員会 | 8 | 4 | 8 | 12 | 0 | 0 |
| 八戸 | 4 | 総務常任委員会 | 7 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | | 経済常任委員会 | 7 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| | | 民生環境常任委員会 | 7 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | | 建設企業常任委員会 | 7 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 盛岡 | 4 | 総務常任委員会 | 10 | 6 | 12 | 9 | 0 | 1 |
| | | 教育福祉常任委員会 | 10 | 6 | 13 | 13 | 0 | 1 |
| | | 産業環境常任委員会 | 9 | 6 | 9 | 7 | 0 | 0 |
| | | 建設常任委員会 | 9 | 7 | 7 | 8 | 0 | 0 |
| 秋田 | 5 | 予算決算委員会 | 36 | 19 | 0 | 19 | 0 | 0 |
| | | 総務委員会 | 9 | 9 | 1 | 10 | 0 | 0 |
| | | 厚生委員会 | 9 | 13 | 1 | 14 | 0 | 0 |
| | | 教育産業委員会 | 9 | 8 | 1 | 9 | 0 | 0 |
| | | 建設委員会 | 9 | 10 | 0 | 10 | 0 | 0 |
| 山形 | 4 | 総務委員会 | 9 | 12 | 2 | 19 | 0 | 0 |
| | | 厚生委員会 | 8 | 11 | 1 | 20 | 0 | 0 |
| | | 産業文教委員会 | 8 | 9 | 3 | 19 | 1 | 0 |
| | | 環境建設委員会 | 8 | 13 | 1 | 15 | 1 | 0 |
| 福島 | 4 | 総務常任委員会 | 9 | 16 | 8 | 20 | 0 | 0 |
| | | 文教福祉常任委員会 | 9 | 14 | 11 | 22 | 0 | 0 |
| | | 経済民生常任委員会 | 9 | 15 | 9 | 18 | 1 | 0 |
| | | 建設水道常任委員会 | 8 | 12 | 9 | 22 | 2 | 0 |
| 郡山 | 4 | 総務財政常任委員会 | 11 | 11 | 0 | 11 | 1 | 0 |
| | | 建設水道常任委員会 | 9 | 11 | 0 | 11 | 1 | 0 |
| | | 環境経済常任委員会 | 9 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| | | 文教福祉常任委員会 | 9 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| いわき | 4 | 政策総務常任委員会 | 10 | 10 | 3 | 13 | 0 | 0 |
| | | 市民生活常任委員会 | 9 | 8 | 2 | 10 | 0 | 0 |
| | | 教育福祉常任委員会 | 9 | 10 | 3 | 13 | 0 | 0 |
| | | 産業建設常任委員会 | 9 | 8 | 4 | 12 | 0 | 0 |
| 水戸 | 4 | 総務環境委員会 | 7 | 10 | 12 | 22 | 0 | 0 |
| | | 文教福祉委員会 | 7 | 10 | 14 | 24 | 1 | 0 |
| | | 産業消防委員会 | 7 | 8 | 13 | 21 | 0 | 0 |
| | | 建設企業委員会 | 7 | 10 | 12 | 22 | 0 | 0 |
| 宇都宮 | 5 | 総務常任委員会 | 9 | 10 | 3 | 13 | 0 | 0 |
| | | 厚生常任委員会 | 9 | 8 | 2 | 10 | 0 | 0 |
| | | 子ども文教常任委員会(～R6.3) | 9 | 4 | 1 | 5 | 0 | 0 |
| | | 子ども教育常任委員会(R6.4～) | 9 | 4 | 2 | 6 | 0 | 0 |
| | | 環境経済常任委員会 | 9 | 7 | 3 | 10 | 0 | 0 |
| | | 建設常任委員会 | 9 | 8 | 3 | 11 | 0 | 0 |

特集2：中核市の議会運営に関する調査

| 市名 | 委員会数 | 名称 | 定数 | 開催日数 | | | | |
|-----|------|--------------|----|------|-----|----|--------------|---------------|
| | | | | 会期中 | 閉会中 | 計 | 現場視察 (再掲) | 連合審査 会(再掲) |
| 前橋 | 4 | 総務常任委員会 | 10 | 6 | 7 | 13 | 0 | - |
| | | 教育福祉常任委員会 | 10 | 6 | 7 | 13 | 0 | - |
| | | 市民経済常任委員会 | 9 | 6 | 7 | 13 | 0 | - |
| | | 建設水道常任委員会 | 9 | 6 | 7 | 13 | 0 | - |
| 高崎 | 4 | 総務常任委員会 | 10 | 5 | 5 | 10 | 0 | 0 |
| | | 教育福祉常任委員会 | 10 | 5 | 5 | 10 | 0 | 0 |
| | | 市民経済常任委員会 | 9 | 5 | 5 | 10 | 0 | 0 |
| | | 建設水道常任委員会 | 9 | 5 | 5 | 10 | 0 | 0 |
| 川越 | 4 | 総務財政常任委員会 | 9 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| | | 文化教育常任委員会 | 9 | 5 | 0 | 5 | 1 | 0 |
| | | 保健福祉常任委員会 | 9 | 5 | 0 | 5 | 2 | 0 |
| | | 産業建設常任委員会 | 9 | 4 | 0 | 4 | 1 | 0 |
| 川口 | 4 | 総務常任委員会 | 11 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 福祉保健常任委員会 | 11 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 環境経済文教常任委員会 | 10 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 建設消防常任委員会 | 10 | 5 | 2 | 7 | 0 | 0 |
| 越谷 | 5 | 総務常任委員会 | 8 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | | 民生常任委員会 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| | | 環境経済・建設常任委員会 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| | | 子ども・教育常任委員会 | 7 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| | | 予算決算常任委員会 | 31 | 20 | 0 | 20 | 0 | 0 |
| 船橋 | 7 | 総務委員会 | 10 | 8 | 1 | 9 | 0 | 0 |
| | | 健康福祉委員会 | 10 | 10 | 3 | 13 | 0 | 0 |
| | | 市民環境経済委員会 | 10 | 4 | 2 | 6 | 0 | 0 |
| | | 建設委員会 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | | 文教委員会 | 10 | 4 | 1 | 5 | 0 | 0 |
| | | 広報委員会 | 12 | 4 | 5 | 9 | 0 | 0 |
| | | 予算決算委員会 | 48 | 58 | 1 | 59 | 0 | 0 |
| 柏 | 4 | 総務市民委員会 | 9 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | | 健康福祉委員会 | 9 | 6 | 2 | 8 | 2 | 0 |
| | | 教育子供委員会 | 9 | 7 | 1 | 8 | 1 | 0 |
| | | 建設経済環境委員会 | 9 | 6 | 2 | 8 | 2 | 0 |
| 八王子 | 4 | 総務企画委員会 | 10 | 6 | 4 | 10 | 0 | 0 |
| | | 文教経済委員会 | 10 | 5 | 4 | 9 | 0 | 0 |
| | | 厚生委員会 | 10 | 6 | 4 | 10 | 0 | 0 |
| | | 都市環境委員会 | 10 | 5 | 3 | 8 | 0 | 0 |
| 横須賀 | 5 | 総務常任委員会 | 10 | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 |
| | | 民生常任委員会 | 10 | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 |
| | | 環境教育常任委員会 | 9 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| | | 都市整備常任委員会 | 10 | 8 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| | | 予算決算常任委員会 | 39 | 12 | 0 | 12 | 0 | 0 |
| 富山 | 5 | 総務文教委員会 | 10 | 6 | 2 | 8 | 0 | 0 |
| | | 厚生委員会 | 10 | 6 | 3 | 9 | 0 | 0 |
| | | 経済環境委員会 | 9 | 6 | 3 | 9 | 0 | 0 |
| | | 建設委員会 | 9 | 6 | 2 | 8 | 0 | 0 |
| | | 予算決算委員会 | 37 | 11 | 3 | 14 | 0 | 0 |
| 金沢 | 5 | 総務常任委員会 | 8 | 14 | 2 | 16 | 0 | 1 |
| | | 経済環境常任委員会 | 7 | 15 | 2 | 17 | 0 | 1 |
| | | 市民福祉常任委員会 | 8 | 14 | 2 | 16 | 0 | 1 |
| | | 建設企業常任委員会 | 7 | 13 | 2 | 15 | 0 | 1 |
| | | 文教消防常任委員会 | 8 | 13 | 2 | 15 | 0 | 1 |
| 福井 | 4 | 総務委員会 | 8 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 建設委員会 | 8 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 教育民生委員会 | 8 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 経済企業委員会 | 8 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |

特集 2 : 中核市の議会運営に関する調査

| 市名 | 委員会数 | 名称 | 定数 | 開催日数 | | | | |
|----|------|-----------|----|------|-----|----|--------------|----------------|
| | | | | 会期中 | 閉会中 | 計 | 現場視察 (再掲) | 連合審査 会 (再掲) |
| 甲府 | 4 | 総務委員会 | 8 | 9 | 5 | 14 | 0 | 0 |
| | | 民生文教委員会 | 8 | 8 | 6 | 14 | 0 | 1 |
| | | 経済建設委員会 | 8 | 8 | 5 | 13 | 1 | 1 |
| | | 環境水道委員会 | 8 | 6 | 5 | 11 | 1 | 0 |
| 長野 | 4 | 総務委員会 | 9 | 14 | 0 | 14 | 0 | 0 |
| | | 福祉環境委員会 | 9 | 14 | 2 | 16 | 0 | 0 |
| | | 経済文教委員会 | 9 | 12 | 0 | 12 | 0 | 0 |
| | | 建設企業委員会 | 9 | 8 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 松本 | 4 | 総務委員会 | 8 | 11 | 4 | 15 | 1 | 0 |
| | | 厚生委員会 | 8 | 7 | 10 | 17 | 8 | 0 |
| | | 経済文教委員会 | 8 | 10 | 8 | 18 | 2 | 0 |
| | | 建設環境委員会 | 7 | 6 | 2 | 8 | 1 | 0 |
| 岐阜 | 5 | 総務委員会 | 8 | 16 | 0 | 16 | 0 | 0 |
| | | 経済環境委員会 | 7 | 16 | 0 | 16 | 0 | 0 |
| | | 厚生委員会 | 8 | 15 | 0 | 15 | 0 | 0 |
| | | 建設委員会 | 8 | 15 | 0 | 15 | 0 | 0 |
| | | 文教委員会 | 7 | 15 | 0 | 15 | 2 | 0 |
| 豊橋 | 4 | 総務委員会 | 9 | 3 | 3 | 6 | 1 | 1 |
| | | 環境経済委員会 | 9 | 3 | 3 | 6 | 1 | 0 |
| | | 福祉教育委員会 | 9 | 5 | 3 | 8 | 1 | 0 |
| | | 建設消防委員会 | 9 | 3 | 4 | 7 | 1 | 1 |
| 岡崎 | 5 | 予算決算委員会 | 36 | 26 | 0 | 26 | 0 | 0 |
| | | 総務企画委員会 | 10 | 5 | 6 | 11 | 1 | 0 |
| | | 福祉病院委員会 | 9 | 5 | 6 | 11 | 0 | 0 |
| | | 文教経済委員会 | 9 | 5 | 6 | 11 | 1 | 0 |
| | | 建設環境委員会 | 9 | 5 | 5 | 10 | 0 | 0 |
| 一宮 | 4 | 総務委員会 | 10 | 4 | 2 | 6 | 0 | 0 |
| | | 福祉健康委員会 | 10 | 5 | 2 | 7 | 0 | 0 |
| | | 経済教育委員会 | 9 | 4 | 2 | 6 | 1 | 0 |
| | | 建設水道委員会 | 9 | 4 | 2 | 6 | 0 | 0 |
| 豊田 | 6 | 企画総務委員会 | 9 | 7 | 6 | 13 | 0 | 0 |
| | | 地域生活委員会 | 9 | 6 | 1 | 7 | 0 | 0 |
| | | 教育社会委員会 | 9 | 6 | 1 | 7 | 0 | 0 |
| | | 環境福祉委員会 | 9 | 5 | 2 | 7 | 0 | 0 |
| | | 産業建設委員会 | 9 | 6 | 8 | 14 | 0 | 0 |
| | | 予算決算委員会 | 44 | 31 | 0 | 31 | 0 | 0 |
| 大津 | 5 | 総務常任委員会 | 10 | 13 | 0 | 13 | 0 | 3 |
| | | 教育厚生常任委員会 | 10 | 12 | 0 | 12 | 0 | 3 |
| | | 生活産業常任委員会 | 9 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| | | 施設常任委員会 | 9 | 8 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| | | 予算決算常任委員会 | 37 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| 豊中 | 4 | 総務常任委員会 | 9 | 5 | 1 | 6 | 0 | 0 |
| | | 文教常任委員会 | 8 | 5 | 1 | 6 | 0 | 0 |
| | | 建設環境常任委員会 | 8 | 5 | 1 | 6 | 0 | 0 |
| | | 市民福祉常任委員会 | 9 | 5 | 1 | 6 | 0 | 0 |
| 吹田 | 6 | 財政総務常任委員会 | 9 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | | 文教市民常任委員会 | 9 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | | 健康福祉常任委員会 | 9 | 8 | 2 | 10 | 0 | 0 |
| | | 建設環境常任委員会 | 9 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 予算常任委員会 | 34 | 27 | 0 | 27 | 0 | 0 |
| | | 決算常任委員会 | 32 | 1 | 5 | 6 | 0 | 0 |
| 高槻 | 4 | 総務消防委員会 | 8 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 市民都市委員会 | 9 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 福祉企業委員会 | 9 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 文教にぎわい委員会 | 8 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |

特集2：中核市の議会運営に関する調査

| 市名 | 委員会数 | 名称 | 定数 | 開催日数 | | | | |
|-----|------|-------------|----|------|-----|----|--------------|---------------|
| | | | | 会期中 | 閉会中 | 計 | 現場視察 (再掲) | 連合審査 会(再掲) |
| 枚方 | 4 | 総務常任委員会 | 8 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | | 教育子育て常任委員会 | 8 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | | 市民福祉常任委員会 | 8 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | | 建設環境常任委員会 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 八尾 | 5 | 総務常任委員会 | 7 | 6 | 2 | 8 | 0 | 0 |
| | | 建設産業常任委員会 | 6 | 5 | 1 | 6 | 0 | 0 |
| | | 文教常任委員会 | 7 | 6 | 1 | 7 | 0 | 0 |
| | | 健康福祉環境常任委員会 | 6 | 5 | 1 | 6 | 0 | 0 |
| | | 予算決算常任委員会 | 25 | 37 | 0 | 37 | 0 | 0 |
| 寝屋川 | 4 | 総務都市創造常任委員会 | 8 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | | 健康福祉常任委員会 | 8 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 文教生活常任委員会 | 8 | 8 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| | | 予算決算常任委員会 | 24 | 9 | 1 | 10 | 0 | 0 |
| 東大阪 | 5 | 総務常任委員会 | 8 | 14 | 0 | 14 | 0 | 0 |
| | | 民生保健常任委員会 | 8 | 15 | 0 | 15 | 0 | 0 |
| | | 環境産業常任委員会 | 8 | 15 | 2 | 17 | 0 | 0 |
| | | 文教常任委員会 | 7 | 13 | 0 | 13 | 0 | 0 |
| | | 建設水道常任委員会 | 7 | 13 | 0 | 13 | 0 | 0 |
| 姫路 | 6 | 総務委員会 | 9 | 8 | 2 | 10 | 0 | 0 |
| | | 文教・子育て委員会 | 9 | 6 | 2 | 8 | 1 | 0 |
| | | 厚生委員会 | 9 | 4 | 5 | 9 | 0 | 0 |
| | | 経済観光委員会 | 9 | 6 | 3 | 9 | 0 | 0 |
| | | 建設委員会 | 9 | 6 | 2 | 8 | 1 | 0 |
| | | 予算決算委員会 | 45 | 11 | 3 | 14 | 0 | 0 |
| 尼崎 | 5 | 総務委員会 | 9 | 7 | 2 | 9 | 0 | 0 |
| | | 文教委員会 | 8 | 4 | 2 | 6 | 0 | 0 |
| | | 健康福祉委員会 | 9 | 6 | 3 | 9 | 0 | 0 |
| | | 経済環境企業委員会 | 8 | 4 | 2 | 6 | 0 | 0 |
| | | 建設消防防災委員会 | 8 | 4 | 1 | 5 | 0 | 0 |
| 明石 | 4 | 総務常任委員会 | 8 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | | 文教厚生常任委員会 | 8 | 7 | 0 | 7 | 1 | 0 |
| | | 生活文化常任委員会 | 7 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | | 建設企業常任委員会 | 7 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 西宮 | 5 | 総務常任委員会 | 8 | 9 | 8 | 17 | 0 | 0 |
| | | 民生常任委員会 | 8 | 5 | 9 | 14 | 0 | 0 |
| | | 健康福祉常任委員会 | 8 | 6 | 7 | 13 | 0 | 0 |
| | | 教育子ども常任委員会 | 8 | 7 | 8 | 15 | 0 | 0 |
| | | 建設常任委員会 | 8 | 6 | 4 | 10 | 0 | 0 |
| 奈良 | 6 | 総務委員会 | 7 | 1 | 4 | 5 | 0 | 0 |
| | | 観光文教委員会 | 8 | 1 | 4 | 5 | 0 | 0 |
| | | 厚生消防委員会 | 8 | 1 | 4 | 5 | 0 | 0 |
| | | 市民環境委員会 | 8 | 2 | 5 | 7 | 0 | 0 |
| | | 建設企業委員会 | 8 | 1 | 4 | 5 | 0 | 0 |
| | | 予算決算委員会 | 38 | 18 | 0 | 18 | 0 | 0 |
| 和歌山 | 4 | 総務委員会 | 9 | 13 | 1 | 14 | 0 | 0 |
| | | 厚生委員会 | 8 | 14 | 0 | 14 | 0 | 0 |
| | | 経済文教委員会 | 9 | 13 | 0 | 13 | 1 | 0 |
| | | 建設企業委員会 | 9 | 13 | 0 | 13 | 1 | 0 |
| 鳥取 | 4 | 総務企画委員会 | 8 | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 |
| | | 福祉保健委員会 | 8 | 10 | 1 | 11 | 0 | 0 |
| | | 文教経済委員会 | 8 | 10 | 0 | 10 | 0 | 0 |
| | | 建設水道委員会 | 8 | 9 | 1 | 10 | 0 | 0 |

特集2：中核市の議会運営に関する調査

| 市名 | 委員会数 | 名称 | 定数 | 開催日数 | | | | |
|-----|------|-----------|----|------|-----|----|--------------|---------------|
| | | | | 会期中 | 閉会中 | 計 | 現場視察 (再掲) | 連合審査 会(再掲) |
| 松江 | 5 | 総務委員会 | 9 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | | 教育民生委員会 | 9 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | | 経済委員会 | 8 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | | 建設環境委員会 | 8 | 10 | 3 | 13 | 4 | 2 |
| | | 予算委員会 | 33 | 8 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 倉敷 | 7 | 総務委員会 | 7 | 5 | 7 | 12 | 0 | 0 |
| | | 市民文教委員会 | 7 | 6 | 7 | 13 | 0 | 0 |
| | | 環境水道委員会 | 7 | 5 | 6 | 11 | 0 | 0 |
| | | 保健福祉委員会 | 8 | 6 | 6 | 12 | 0 | 0 |
| | | 文化産業委員会 | 7 | 4 | 7 | 11 | 0 | 0 |
| | | 建設消防委員会 | 7 | 5 | 4 | 9 | 0 | 0 |
| | | 予算決算委員会 | 43 | 45 | 0 | 45 | 0 | 0 |
| | | | | | | | | |
| 呉 | 4 | 総務委員会 | 8 | 5 | 6 | 11 | 0 | 1 |
| | | 民生委員会 | 8 | 5 | 7 | 12 | 1 | 0 |
| | | 文教企業委員会 | 8 | 4 | 5 | 9 | 0 | 1 |
| | | 産業建設委員会 | 8 | 9 | 5 | 14 | 0 | 2 |
| 福山 | 4 | 総務委員会 | 10 | 8 | 4 | 12 | 0 | 0 |
| | | 民生福祉委員会 | 10 | 6 | 4 | 10 | 0 | 0 |
| | | 文教経済委員会 | 9 | 4 | 4 | 8 | 0 | 0 |
| | | 建設水道委員会 | 9 | 5 | 4 | 9 | 0 | 0 |
| 下関 | 4 | 総務委員会 | 9 | 11 | 2 | 13 | 0 | 0 |
| | | 経済委員会 | 8 | 13 | 1 | 14 | 0 | 2 |
| | | 文教厚生委員会 | 9 | 12 | 1 | 13 | 0 | 0 |
| | | 建設消防委員会 | 8 | 11 | 3 | 14 | 0 | 0 |
| 高松 | 4 | 総務常任委員会 | 10 | 10 | 4 | 14 | 0 | 0 |
| | | 教育民生常任委員会 | 10 | 10 | 1 | 11 | 0 | 0 |
| | | 経済環境常任委員会 | 10 | 10 | 1 | 11 | 0 | 0 |
| | | 建設消防常任委員会 | 10 | 10 | 1 | 11 | 0 | 0 |
| 松山 | 6 | 総務理財委員会 | 8 | 5 | 4 | 9 | 0 | 0 |
| | | 文教消防委員会 | 7 | 5 | 4 | 9 | 0 | 0 |
| | | 市民福祉委員会 | 7 | 6 | 3 | 9 | 0 | 0 |
| | | 環境企業委員会 | 7 | 5 | 3 | 8 | 0 | 0 |
| | | 都市整備委員会 | 7 | 6 | 3 | 9 | 0 | 0 |
| | | 産業経済委員会 | 7 | 5 | 4 | 9 | 0 | 0 |
| 高知 | 5 | 総務常任委員会 | 9 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | | 経済文教常任委員会 | 9 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| | | 建設環境常任委員会 | 8 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | | 厚生常任委員会 | 8 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 予算決算常任委員会 | 34 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| 久留米 | 4 | 総務常任委員会 | 9 | 9 | 8 | 17 | 0 | 0 |
| | | 教育民生常任委員会 | 9 | 10 | 10 | 20 | 0 | 0 |
| | | 経済常任委員会 | 9 | 4 | 8 | 12 | 2 | 0 |
| | | 建設常任委員会 | 9 | 4 | 8 | 12 | 2 | 0 |
| 長崎 | 4 | 総務委員会 | 10 | 18 | 2 | 20 | 0 | 0 |
| | | 教育厚生委員会 | 10 | 17 | 2 | 19 | 0 | 0 |
| | | 環境経済委員会 | 10 | 16 | 2 | 18 | 2 | 0 |
| | | 建設水道委員会 | 10 | 15 | 2 | 17 | 0 | 0 |
| 佐世保 | 4 | 総務委員会 | 9 | 16 | 5 | 21 | 1 | 0 |
| | | 都市整備委員会 | 8 | 15 | 5 | 20 | 0 | 0 |
| | | 文教厚生委員会 | 8 | 15 | 7 | 22 | 0 | 0 |
| | | 企業経済委員会 | 8 | 18 | 5 | 23 | 3 | 0 |

特集2：中核市の議会運営に関する調査

| 市名 | 委員会数 | 名称 | 定数 | 開催日数 | | | | |
|-----|------|-------------------|----------|----------|----------|-----------|--------------|---------------|
| | | | | 会期中 | 閉会中 | 計 | 現場視察 (再掲) | 連合審査 会(再掲) |
| 大分 | 5 | 総務常任委員会 | 9 | 12 | 6 | 18 | 3 | 0 |
| | | 厚生常任委員会 | 9 | 12 | 4 | 16 | 3 | 0 |
| | | 文教常任委員会 | 9 | 12 | 4 | 16 | 3 | 0 |
| | | 建設常任委員会 | 9 | 12 | 4 | 16 | 2 | 0 |
| | | 経済環境常任委員会 | 8 | 12 | 4 | 16 | 2 | 0 |
| 宮崎 | 4 | 総務財政委員会 | 10 | 14 | 5 | 19 | 1 | 0 |
| | | 文教民生委員会 | 10 | 12 | 5 | 17 | 1 | 0 |
| | | 建設企業委員会 | 10 | 13 | 7 | 20 | 1 | 0 |
| | | 市民経済委員会 | 10 | 12 | 5 | 17 | 1 | 0 |
| 那覇 | 5 | 予算決算常任委員会 | 40 | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 |
| | | 総務常任委員会 | 10 | 17 | 5 | 22 | 0 | 0 |
| | | 都市建設環境常任委員会 | 10 | 13 | 1 | 14 | 0 | 0 |
| | | 教育福祉常任委員会 | 10 | 15 | 0 | 15 | 0 | 0 |
| | | 厚生経済常任委員会 | 10 | 15 | 1 | 16 | 2 | 0 |
| 鹿児島 | 5 | 総務環境委員会 | 9 | 8 | 3 | 11 | 0 | 0 |
| | | 防災福祉子ども委員会 | 9 | 8 | 3 | 11 | 0 | 0 |
| | | 市民文教委員会 | 9 | 8 | 1 | 9 | 0 | 0 |
| | | 産業観光企業委員会 | 9 | 9 | 4 | 13 | 0 | 0 |
| | | 建設消防委員会 | 9 | 7 | 2 | 9 | 0 | 0 |

6. 特別委員会（令和6年）

| 市名 | 委員会数 | 名称 | 定数 | 開催日数 | | | |
|-----|------|----------------------------------|----|------|-----|----|--------------|
| | | | | 会期中 | 閉会中 | 計 | 現場視察 (再掲) |
| 函館 | 2 | 予算特別委員会 | 26 | 14 | 0 | 14 | 0 |
| | | 予算決算特別委員会 | 26 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| 旭川 | 5 | 補正予算等審査特別委員会 (R6.1定) | 15 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | | 予算等審査特別委員会 (R6.1定) | 32 | 18 | 0 | 18 | 0 |
| | | 補正予算等審査特別委員会 (R6.3定) | 15 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | | 決算審査特別委員会 (R6.3定) | 33 | 14 | 0 | 14 | 0 |
| 青森 | 2 | 雪対策特別委員会 | 8 | 0 | 4 | 4 | 0 |
| | | 危機管理対策特別委員会 | 8 | 1 | 6 | 7 | 0 |
| 八戸 | 6 | 広域連携推進特別委員会 | 7 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | | 観光文化スポーツ推進特別委員会 | 7 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | | まちづくり推進特別委員会 | 7 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | | デジタル化推進特別委員会 | 7 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | | 予算特別委員会 | 30 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | | 決算特別委員会 | 16 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| 盛岡 | 9 | 予算審査特別委員会 | 37 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | | 子ども・子育て特別委員会 | 10 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | | 公共交通対策特別委員会 | 10 | 1 | 2 | 3 | 0 |
| | | 農商工連携特別委員会 | 9 | 2 | 4 | 6 | 0 |
| | | 環境保全対策特別委員会 | 9 | 2 | 2 | 4 | 0 |
| 秋田 | 0 | 設置なし | | | | | |
| 山形 | 4 | 予算委員会 | 32 | 46 | 0 | 46 | 0 |
| | | 決算委員会 | 32 | 7 | 0 | 7 | 0 |
| 福島 | 4 | 予算特別委員会 | 34 | 23 | 0 | 23 | 0 |
| | | 決算特別委員会 | 32 | 16 | 0 | 16 | 0 |
| | | 複合市民施設に関する調査特別委員会 | 11 | 6 | 8 | 14 | 0 |
| | | 議員定数に関する調査特別委員会 | 11 | 0 | 9 | 9 | 0 |
| 郡山 | 2 | 決算特別委員会 | 35 | 4 | 0 | 4 | 3 |
| | | ごみの減量化対策特別委員会 | 10 | 0 | 14 | 14 | 0 |
| いわき | 6 | 災害等対策推進特別委員会 | 10 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | | デジタル社会検討特別委員会 | 10 | 3 | 2 | 5 | 0 |
| | | 一般会計決算特別委員会 | 10 | 1 | 4 | 5 | 0 |
| | | 特別会計決算特別委員会 | 10 | 1 | 3 | 4 | 0 |
| | | 企業会計決算特別委員会 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | | 議員定数のあり方及び議員の長期欠席の取扱いに関する検討特別委員会 | 10 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | | 決算特別委員会 | 12 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| 水戸 | 9 | 公営企業会計決算特別委員会 | 13 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | | 市民会館及び周辺地区にぎわいづくり調査特別委員会 | 27 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | | 議会改革調査特別委員会 | 27 | 2 | 7 | 9 | 0 |
| | | 行財政改革調査特別委員会 | 27 | 0 | 5 | 5 | 0 |
| | | 偕楽園・千波湖周辺整備等調査特別委員会 | 27 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| | | 水泳競技施設等調査特別委員会 | 27 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | | 公共交通体系調査特別委員会 | 27 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | | 第7次総合計画基本構想審査特別委員会 | 27 | 0 | 7 | 7 | 0 |
| | | 決算審査特別委員会 | 11 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | | 企業会計決算審査特別委員会 | 12 | 5 | 0 | 5 | 1 |
| 宇都宮 | 6 | 懲罰特別委員会 | 12 | 1 | 5 | 6 | 0 |
| | | 行政DX調査特別委員会 | 15 | 1 | 7 | 8 | 0 |
| | | 地域共生・地域経済循環社会調査特別委員会 | 15 | 2 | 5 | 7 | 0 |
| | | 脱炭素社会調査特別委員会 | 15 | 5 | 1 | 6 | 1 |
| | | ICT利便性向上調査特別委員会 | 10 | 2 | 4 | 6 | 0 |
| | | ICT利便性向上調査特別委員会 | 10 | 2 | 4 | 6 | 0 |

特集2：中核市の議会運営に関する調査

| 市名 | 委員会数 | 名称 | 定数 | 開催日数 | | | |
|-----|------|---------------------------------|-----|------|-----|----|----------|
| | | | | 会期中 | 閉会中 | 計 | 現場視察(再掲) |
| 高崎 | 4 | 防災・危機管理対策特別委員会 | 10 | 2 | 1 | 3 | 0 |
| | | 子育て支援・定住人口増加対策特別委員会 | 9 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | | 環境施設建設特別委員会 | 10 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | | 都市集客施設整備特別委員会 | 9 | 4 | 1 | 5 | 0 |
| 川越 | 0 | 設置なし | | | | | |
| 川口 | 6 | 都市基盤整備・危機管理対策特別委員会 | 10 | 1 | 4 | 5 | 3 |
| | | 地域活性化・生活環境向上特別委員会 | 11 | 1 | 4 | 5 | 1 |
| | | 保健医療・こども家庭支援等福祉対策特別委員会 | 11 | 1 | 4 | 5 | 1 |
| | | 未来創造・教育力向上特別委員会 | 10 | 0 | 4 | 4 | 0 |
| | | 一般及び各種特別会計決算審査特別委員会 | 13 | 0 | 6 | 6 | 0 |
| | | 企業会計決算審査特別委員会 | 13 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| 越谷 | 0 | 設置なし | | | | | |
| 船橋 | 0 | 設置なし | | | | | |
| 柏 | 0 | 設置なし | | | | | |
| 八王子 | 0 | 設置なし | | | | | |
| 横須賀 | 2 | 議会基本条例検証特別委員会 | 10 | 9 | 1 | 10 | 0 |
| | | 地域防災計画検証特別委員会 | 10 | 9 | 1 | 10 | 0 |
| 富山 | 0 | 設置なし | | | | | |
| 金沢 | 5 | 都心軸再整備特別委員会 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | | 防災・復興特別委員会 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | | 公共交通特別委員会 | 10 | 7 | 0 | 7 | 0 |
| | | 一般会計等決算審査特別委員会 | 8 | 5 | 0 | 5 | 1 |
| | | 企業会計決算審査特別委員会 | 8 | 6 | 0 | 6 | 1 |
| 福井 | 4 | 予算特別委員会 | 15 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | | 決算特別委員会 | 10 | 1 | 2 | 3 | 0 |
| | | 北陸新幹線開業効果最大化対策特別委員会 | 8 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| | | 県都にぎわい創出対策特別委員会 | 8 | 1 | 3 | 4 | 0 |
| 甲府 | 2 | 予算特別委員会 | 16 | 7 | 0 | 7 | 0 |
| | | 決算審査特別委員会 | 14 | 7 | 0 | 7 | 0 |
| 長野 | 6 | 公共交通対策調査研究特別委員会 | 9 | 6 | 4 | 10 | 0 |
| | | 水道事業広域化調査研究特別委員会 | 9 | 5 | 2 | 7 | 0 |
| | | 中山間地域活性化調査研究特別委員会 | 9 | 6 | 3 | 9 | 0 |
| | | 子育て支援調査研究特別委員会 | 9 | 3 | 2 | 5 | 2 |
| | | 決算特別委員会 | 32 | 10 | 0 | 10 | 0 |
| | | 懲罰特別委員会 | 9 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 松本 | 4 | 市役所新庁舎建設特別委員会 | 16 | 2 | 1 | 3 | 0 |
| | | 市立病院建設特別委員会 | 15 | 2 | 5 | 7 | 0 |
| | | 予算特別委員会 | 全議員 | 8 | 0 | 8 | 0 |
| | | 決算特別委員会 | 12 | 0 | 4 | 4 | 0 |
| 岐阜 | 1 | インターチェンジ周辺整備対策特別委員会 | 12 | 2 | 1 | 3 | 0 |
| 豊橋 | 1 | 人づくりNo.1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員会 | 12 | 1 | 2 | 3 | 0 |
| 岡崎 | 4 | こどもまんなか社会推進特別委員会 | 9 | 0 | 8 | 8 | 0 |
| | | 岡崎未来まちづくり推進特別委員会 | 9 | 0 | 7 | 7 | 0 |
| | | PFI事業検証特別委員会 | 9 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | | 市民病院のあり方検討特別委員会 | 9 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 一宮 | 1 | 名岐道路・スマートインターチェンジ推進特別委員会 | 8 | 4 | 2 | 6 | 0 |
| 豊田 | 4 | スポーツを通じたまちの活性化特別委員会 | 11 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| | | 議会活性化推進特別委員会(R5) ※設置のみ | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 中心市街地活力向上特別委員会 | 11 | 4 | 11 | 15 | 0 |
| | | 議会活性化推進特別委員会(R6) | 11 | 7 | 10 | 17 | 0 |
| 大津 | 3 | 公共施設対策特別委員会 | 12 | 7 | 0 | 7 | 0 |
| | | DX・デジタル化推進対策特別委員会 | 12 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | | 防災対策特別委員会 | 12 | 5 | 0 | 5 | 0 |

特集2：中核市の議会運営に関する調査

| 市名 | 委員会数 | 名称 | 定数 | 開催日数 | | | |
|--------------|------|--|----|------|-----|----|--------------|
| | | | | 会期中 | 閉会中 | 計 | 現場視察 (再掲) |
| 豊中 | 2 | 空港問題調査特別委員会 | 10 | 1 | 3 | 4 | 0 |
| | | 交通インフラ調査特別委員会 | 10 | 2 | 3 | 5 | 0 |
| 吹田 | 0 | 設置なし | | | | | |
| 高槻 | 5 | 市街地整備促進特別委員会 | 9 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | | 新名神・交通体系等対策特別委員会 | 9 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | | 史跡整備・活用等特別委員会 | 8 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | | 地方分権推進特別委員会 | 8 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | | 決算審査特別委員会 | 10 | 1 | 4 | 5 | 0 |
| 枚方 | 2 | 決算特別委員会 | 15 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | | 予算特別委員会 | 15 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| 八尾 | 0 | 設置なし | | | | | |
| 寝屋川 | 0 | 設置なし | | | | | |
| 東大阪 | 1 | 決算審査特別委員会 | 10 | 0 | 14 | 14 | 0 |
| 姫路 | 1 | 新市立高等学校設置特別委員会 | 12 | 2 | 2 | 4 | 0 |
| 尼崎 | 3 | 予算特別委員会 | 42 | 28 | 0 | 28 | 0 |
| | | 決算特別委員会 | 40 | 7 | 0 | 7 | 0 |
| | | 光本圭祐議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会 | 8 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| 明石 | 1 | 令和5年度決算審査特別委員会 | 29 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 西宮 | 2 | 予算特別委員会 | 40 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | | 決算特別委員会 | 40 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| 奈良 | 3 | 補正予算等特別委員会(6月) | 11 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | | 補正予算等特別委員会(12月) | 11 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | | 行財政改革及び公共施設等検討特別委員会 | 14 | 4 | 7 | 11 | 0 |
| 和歌山 | 3 | 地震等災害対策特別委員会 | 10 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | | 決算特別委員会(R6.10.1~10.24) | 35 | 0 | 7 | 7 | 0 |
| 鳥取 | 2 | 予算審査特別委員会 | 32 | 17 | 0 | 17 | 0 |
| | | 決算審査特別委員会 | 31 | 9 | 0 | 9 | 0 |
| 松江 | 7 | 決算特別委員会 | 29 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | | 宍道湖・中海問題等対策特別委員会 | 9 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | | 島根原子力発電対策特別委員会 | 9 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | | 総合交通対策特別委員会 | 8 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | | まちづくり対策特別委員会 | 8 | 3 | 1 | 4 | 0 |
| | | 新庁舎建設特別委員会 | 9 | 3 | 1 | 4 | 0 |
| | | 松江市総合計画特別委員会 | 9 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 議員定数等調査特別委員会 | 9 | 2 | 10 | 12 | 0 | | |
| 倉敷 | 1 | 議員政治倫理審査特別委員会 | 7 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 呉 | 4 | 総合交通対策特別委員会 | 9 | 2 | 3 | 5 | 0 |
| | | 総合スポーツセンター調査検討特別委員会 | 9 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | | 予算特別委員会 | 32 | 9 | 0 | 9 | 0 |
| | | 決算特別委員会 | 14 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| 福山 | 7 | 予算特別委員会 | 37 | 14 | 0 | 14 | 0 |
| | | 企業会計決算特別委員会 | 16 | 1 | 3 | 4 | 0 |
| | | 一般・特別会計決算特別委員会 | 19 | 1 | 5 | 6 | 0 |
| | | 都市整備特別委員会 | 13 | 3 | 1 | 4 | 0 |
| | | 地方創生調査特別委員会 | 13 | 2 | 1 | 3 | 0 |
| | | 公共施設再構築特別委員会 | 12 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | | 懲罰特別委員会 | 10 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| 下関 | 2 | 一般・特別会計決算審査 | 9 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | | 下関海峡エリアビジョン調査 | 9 | 4 | 8 | 12 | 0 |
| 高松 | 4 | 総合交通対策特別委員会 | 13 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | | 卸売市場再整備特別委員会 | 13 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | | 観光エリア・附属医療施設整備特別委員会 | 14 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | | 決算審査特別委員会 | 37 | 1 | 1 | 2 | 0 |

特集2：中核市の議会運営に関する調査

| 市名 | 委員会数 | 名称 | 定数 | 開催日数 | | | |
|-----|------|-----------------------------------|-----------|----------|----------|-----------|--------------|
| | | | | 会期中 | 閉会中 | 計 | 現場視察 (再掲) |
| 松山 | 4 | 新庁舎整備調査特別委員会 | 14 | 0 | 4 | 4 | 0 |
| | | 松山市総合計画調査特別委員会 | 14 | 1 | 5 | 6 | 0 |
| | | 松山市議会デジタル化推進特別委員会 | 14 | 2 | 1 | 3 | 0 |
| | | 決算特別委員会（分科会含む） | 40 | 1 | 7 | 8 | 0 |
| 高知 | 3 | 行財政改革調査特別委員会 | 11 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| | | 南海地震等災害対策調査特別委員会 | 11 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| | | まちづくり調査特別委員会 | 12 | 0 | 4 | 4 | 0 |
| 久留米 | 4 | 歳入確保調査特別委員会 | 10 | 0 | 6 | 6 | 0 |
| | | 生活支援交通・買物問題調査特別委員会 | 10 | 0 | 8 | 8 | 3 |
| | | 予算審査特別委員会 | 10 | 9 | 0 | 9 | 0 |
| | | 決算審査特別委員会 | 10 | 8 | 0 | 8 | 0 |
| 長崎 | 6 | 子育て支援特別委員会 | 11 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | | 部活動の地域連携のあり方検討特別委員会 | 10 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | | 長崎駅周辺交通対策特別委員会 | 10 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | | 防災対策特別委員会 | 11 | 4 | 5 | 9 | 0 |
| | | 部活動のあり方検討特別委員会 | 10 | 4 | 4 | 8 | 1 |
| | | 地域公共交通対策特別委員会 | 10 | 4 | 5 | 9 | 1 |
| 佐世保 | 4 | 基地政策特別委員会 | 8 | 3 | 0 | 3 | 1 |
| | | 石木ダム建設促進特別委員会 | 8 | 4 | 1 | 5 | 0 |
| | | 特定複合観光施設（IR）推進特別委員会 | 8 | 4 | 2 | 6 | 0 |
| | | 交通体系整備特別委員会 | 8 | 2 | 1 | 3 | 0 |
| 大分 | 4 | 子ども育成・若者活躍推進特別委員会 | 10 | 4 | 2 | 6 | 0 |
| | | まちづくり推進特別委員会 | 13 | 3 | 1 | 4 | 0 |
| | | 観光振興対策特別委員会 | 12 | 4 | 3 | 7 | 1 |
| | | 決算審査特別委員会 | 40 | 13 | 0 | 13 | 0 |
| 宮崎 | 7 | 新庁舎・新消防庁舎あり方検討特別委員会 | 9 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| | | 宮崎市議会議員報酬等調査特別委員会 | 9 | 0 | 6 | 6 | 0 |
| | | まちなか活性化特別委員会 | 9 | 1 | 10 | 11 | 1 |
| | | 地域まちづくり検討特別委員会 | 9 | 2 | 12 | 14 | 0 |
| | | 子どもの権利に関する特別委員会 | 9 | 0 | 12 | 12 | 0 |
| | | 新庁舎あり方検討特別委員会 | 9 | 1 | 6 | 7 | 0 |
| | | 決算審査特別委員会 | 37 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | | 那覇 | 1 | 懲罰特別委員会 | 10 | 4 | 0 |
| 鹿児島 | 4 | 桜島爆発対策特別委員会 | 11 | 1 | 5 | 6 | 2 |
| | | 都市整備対策特別委員会 | 11 | 1 | 3 | 4 | 0 |
| | | 鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会※1 | 11 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | | 決算特別委員会※2 | 11 | 1 | 9 | 10 | 0 |

※1…令和6年4月28日まで設置

※2…令和6年9月20日から12月3日まで設置

7. 議会運営委員会・傍聴者数（令和6年）

| 市名 | 議会運営委員会 | | | 傍聴者数 | | | | | |
|-----|----------|------|--------|-------|------|-------|-------|---------|--|
| | 定数 | 開催回数 | 傍聴の許可 | 定例会 | 臨時会 | 常任委員会 | 特別委員会 | 議会運営委員会 | |
| 函館 | 7 | 14 | 許可 | 255 | 3 | 7 | 2 | 0 | |
| 旭川 | 12 | 21 | 許可 | - | - | - | - | - | |
| 青森 | 10 | 34 | 許可 | 339 | 開催なし | 6 | 0 | 0 | |
| 八戸 | 12 | 24 | 許可 | 174 | 1 | 1 | 5 | 0 | |
| 盛岡 | 12 | 19 | 許可 | 460 | 開催なし | 26 | 14 | 17 | |
| 秋田 | 9 | 26 | 許可 | 259 | 4 | 104 | 設置なし | 0 | |
| 山形 | 10 | 22 | 許可 | 464 | 0 | 34 | 5 | 0 | |
| 福島 | 11 | 28 | 許可 | 715 | 開催なし | 41 | 65 | 10 | |
| 郡山 | 10 | 18 | 許可 | 522 | 0 | 41 | 0 | 4 | |
| いわき | 9 | 20 | 許可 | 682 | 6 | 4 | 0 | 0 | |
| 水戸 | 8 | 21 | 許可 | 621 | 5 | 24 | 21 | 2 | |
| 宇都宮 | 11 | 30 | 許可 | 630 | 開催なし | 41 | 31 | 4 | |
| 前橋 | 12人以内 | 35 | 市政記者のみ | 486 | 159 | 21 | 2 | 0 | |
| 高崎 | 11 | 31 | 許可 | 363 | 0 | 20 | 11 | 0 | |
| 川越 | 9 | 31 | 許可 | 224 | 1 | 2 | 設置なし | 23 | |
| 川口 | 13 | 23 | 許可 | 1,613 | 0 | 1 | 8 | 1 | |
| 越谷 | 12 | 24 | 許可 | 329 | 0 | 120 | 設置なし | 0 | |
| 船橋 | 12 | 24 | 許可 | 198 | 1 | 47 | 設置なし | 10 | |
| 柏 | 17 | 21 | 許可 | 603 | 開催なし | 45 | 設置なし | 12 | |
| 八王子 | 13 | 20 | 許可 | 308 | 開催なし | 26 | 設置なし | 2 | |
| 横須賀 | 10 | 20 | 許可 | 144 | 開催なし | 36 | 8 | 1 | |
| 富山 | 10 | 22 | 許可 | 366 | 開催なし | 15 | 設置なし | 0 | |
| 金沢 | 12 | 39 | 不許可 | 1012 | 0 | 50 | 5 | - | |
| 福井 | 10 | 22 | 許可 | 196 | 16 | 5 | 38 | 7 | |
| 甲府 | 12 | 28 | 許可 | 340 | 16 | 56 | 11 | 0 | |
| 長野 | 9 | 22 | 許可 | 540 | 3 | 68 | 2 | 1 | |
| 松本 | 10 | 26 | 許可 | 404 | 1 | 11 | 7 | 2 | |
| 岐阜 | 11 | 16 | 許可 | 406 | 3 | 8 | 0 | 0 | |
| 豊橋 | 10 | 34 | 許可 | 578 | 80 | 166 | 1 | 29 | |
| 岡崎 | 9 | 15 | 許可 | 440 | 6 | 15 | 0 | 0 | |
| 一宮 | 9 | 20 | 許可 | 596 | 1 | 70 | 7 | 0 | |
| 豊田 | 10 | 15 | 許可 | 871 | 1 | 51 | 0 | 0 | |
| 大津 | 12 | 20 | 許可 | 把握せず | | | | | |
| 豊中 | 10 | 18 | 許可 | 216 | 開催なし | 7 | 0 | 1 | |
| 吹田 | 9 | 29 | 許可 | 302 | 開催なし | 57 | 設置なし | 11 | |
| 高槻 | 議会の議決による | 17 | 許可 | 316 | 0 | 24 | 4 | 2 | |
| 枚方 | 8 | 20 | 許可 | 247 | 開催なし | 31 | 3 | 27 | |
| 八尾 | 7 | 25 | 許可 | 424 | 1 | 67 | 設置なし | 0 | |
| 寝屋川 | 10 | 19 | 許可 | 457 | 1 | 17 | 0 | 1 | |
| 東大阪 | 12 | 17 | 許可 | 286 | 0 | 23 | 設置なし | 0 | |
| 姫路 | 11 | 21 | 許可 | 255 | 開催なし | 38 | 1 | 3 | |
| 尼崎 | 7 | 47 | 許可 | 207 | 0 | 116 | 35 | 6 | |
| 明石 | 9 | 21 | 許可 | 362 | 開催なし | 118 | 3 | 2 | |
| 西宮 | 14 | 33 | 許可 | 574 | 6 | 73 | 34 | 12 | |
| 奈良 | 10 | 24 | 許可 | 278 | 開催なし | 67 | 74 | 0 | |
| 和歌山 | 10 | 20 | 許可 | 284 | 開催なし | 29 | 0 | 0 | |
| 鳥取 | 9 | 29 | 許可 | 把握せず | 開催なし | 79 | 2 | 13 | |
| 松江 | 10 | 24 | 許可 | 302 | 3 | 19 | 5 | 1 | |
| 倉敷 | 12 | 12 | 許可 | 268 | 0 | 56 | 4 | 7 | |
| 呉 | 9 | 33 | 一部不許可 | 248 | 開催なし | 39 | 20 | 1 | |
| 福山 | 10 | 19 | 許可 | 579 | 5 | 35 | 16 | 2 | |
| 下関 | 9 | 17 | 許可 | 187 | 0 | 11 | 3 | 1 | |
| 高松 | 10 | 18 | 許可 | 494 | 0 | 29 | 23 | 21 | |
| 松山 | 12 | 24 | 許可 | 400 | 11 | 37 | 4 | 0 | |
| 高知 | 8 | 19 | 許可 | 440 | 1 | 5 | 7 | 0 | |
| 久留米 | 10 | 23 | 許可 | 681 | 0 | 47 | 22 | 1 | |
| 長崎 | 7 | 19 | 許可 | 955 | 0 | 109 | 13 | 0 | |
| 佐世保 | 9 | 15 | 許可 | 209 | 0 | 27 | 41 | 0 | |
| 大分 | 7 | 19 | 許可 | 315 | 0 | 70 | 1 | 0 | |
| 宮崎 | 7 | 40 | 許可 | 775 | 1 | 49 | 8 | 2 | |
| 那覇 | 14 | 17 | 許可 | 182 | 3 | 54 | 4 | 0 | |
| 鹿児島 | 11 | 25 | 許可 | 582 | 3 | 132 | 7 | 19 | |

8. 行政視察（令和6年度）

| 市名 | 行政視察 受入件数 | 主な調査事項 |
|-----|--------------|---|
| 函館 | 96 | 函館市地域交流まちづくりセンター, はこだてみらい館, はこだてキッズプラザ, デジタル変革推進ビジョン関係, 議会運営 |
| 旭川 | 55 | デザイン都市あさひかわ, 旭山動物園, ICTパーク, 旭川市動物愛護センター, 移住・定住の取り組み |
| 青森 | 15 | 道の駅なみおかアップルヒル, 給食費無償化の取り組み, 北海道・北東北の縄文遺跡群に関する市の取り組み, スタートアップ(新ビジネス)支援の取り組み |
| 八戸 | 59 | 八戸ブックセンター, 八戸ポータルミュージアム, 八戸市美術館, 中心市街地の活性化, FLAT HACHINOHE |
| 盛岡 | 31 | 観光振興(ニューヨーク・タイムズ関連, インバウンド), 主権者教育, 公共施設アセットマネジメント, Park-PFI(公募設置管理制度), きたぎんボールパーク(いわて盛岡ボールパーク)整備 |
| 秋田 | 20 | 学力向上の取り組み, エイジフレンドリーシティ, ドローン整備事業 |
| 山形 | 44 | SUKSK(スクスク)生活推進事業, 居心地がよく歩きたくなるまちづくり事業, 地域公共交通(MaaS等)事業, 山形市売上増進センター(Y-biz)運営事業 |
| 福島 | 43 | 道道の駅ふくしま, 次世代エネルギーパーク, 特色ある幼児教育・保育プロジェクト, こどもの夢を育む施設 こむこむ, ペット同伴避難所 |
| 郡山 | 47 | 開成山公園Park-PFI事業, DX郡山推進計画, Z世代活躍係の新設 |
| いわき | 10 | いわき版MaaS推進プロジェクト, 東日本大震災による災害復旧の現状と復興策, 避難行動要支援者の個別避難計画 |
| 水戸 | 26 | 水戸市議会ハラスメントの根絶に関する条例の制定, 水戸市清掃工場「えこみっと」, 水戸市民会館, 教育ダッシュボードを用いた教育データの利活用 |
| 宇都宮 | 79 | LRT, 議会ICT・議会改革, 子育て支援策, 不登校対策, ジャズのまちづくり |
| 前橋 | 22 | マイナンバーカードの利活用(マイタク), 道の駅まえばし赤城, 前橋市アーバンデザイン策定, まえばし暮らしテック推進事業 |
| 高崎 | 45 | ヤングケアラーSOS, 子育てSOSサービス, 高崎ブランド・シティプロモーション事業, はいかい高齢者救援システム, 新町防災アリーナ |
| 川越 | 26 | 川越市議会ハラスメント根絶条例について, 旅先納税, 観光振興, こども関連事業, 歴史を活かしたまちづくり |
| 川口 | 17 | 多文化共生の取り組み, イイナパーク川口(赤山歴史自然公園), 川口市立高等学校の統廃合, 川口市拉致被害者等の早期帰郷を望む条例の制定及び拉致問題に対する取り組み, 新庁舎の概要 |
| 越谷 | 22 | 越谷きらきらポイント(きらポ), 模擬議会(学生議会), 送迎保育ステーション事業, トイレトレーラー, 予算決算常任委員会 |
| 船橋 | 28 | 地域猫活動, ヤングケアラー支援事業, ゾーン30プラス整備事業, 議会改革・議会広報 |
| 柏 | 35 | 柏市議会ハラスメント防止条例, フレイル予防, 議会運営・議会改革, 在宅医療, 下水道老朽化対策 |
| 八王子 | 52 | ごみ減量対策の取り組み, 学校を休みがちな児童・生徒を対象とした給食提供, 高尾山学園, 重層的支援体制整備事業 |
| 横須賀 | 123 | 終活支援事業, チャットGPT, 横須賀市議会実行計画(政策検討会議), 書かない窓口, 農福連携 |

特集 2 : 中核市の議会運営に関する調査

| 市名 | 行政視察受入件数 | 主な調査事項 |
|-----|----------|--|
| 富山 | 88 | コンパクトなまちづくり(概要)、コンパクトなまちづくり(公共交通主体)、富山駅、富山型デイサービス、まちなか総合ケアセンター |
| 金沢 | 84 | D X、交通戦略、21世紀美術館、文化スポーツコミッション |
| 福井 | 36 | 学力・体力向上の取り組み、福井版ほこみち制度「ふくみち」、福井駅周辺の再開発事業の取り組み、重層的支援体制整備事業 |
| 甲府 | 26 | リニア駅周辺整備、メタバースこころのよりどころ空間、おしろらんど、防災対策 |
| 長野 | 91 | 議会運営(議会活性化、議員定数の見直し)、不登校支援(S a S a L A N D)、鳥獣被害対策とジビエ加工センター、災害対応・防災対策、都市内分権(住民自治協議会) |
| 松本 | 46 | 議会運営関係(議会活性化の取り組み等) |
| 岐阜 | 72 | 自動運転バスの実証実験、みんなの森 ぎふメディアコスモス、岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”、学びの多様化学校(草潤中学校)、岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設「ツナグテ」 |
| 豊橋 | 52 | 豊橋市バイオマス資源活用施設整備・運営事業、防災行政、こども若者支援センター「ココエール」、道の駅「とよはし」、民間プール等活用モデル事業 |
| 岡崎 | 49 | 校内フリースクール、QURUWA戦略、脱炭素化の取り組み、重層的支援体制整備事業、道路維持管理支援サービス |
| 一宮 | 31 | 尾張一宮駅前ビル(ビル内施設(図書館、子育て支援センター)のみの視察含む)、議会改革の取り組み、まちなかウォークابل、部活動の地域移行 |
| 豊田 | 99 | 衛星画像を活用した漏水調査、豊田市低炭素社会モデル地区(とよたエコフルタウン)、D X推進、重層的支援体制、S I Bを活用した介護予防事業(ずっと元気!プロジェクト) |
| 大津 | 11 | 議会B C P、広報広聴ビジョンとアクションプラン、議会だより編集、I C T、新庁舎整備 |
| 豊中 | 49 | インクルーシブ教育、小学校7時開放学業、図書館での一時保育、はぐくみセンター(こども家庭センター)、庄内さくら学園(小中一貫教育、義務教育学校) |
| 吹田 | 11 | 吹田市危機管理センター、江坂公園と図書館のリニューアル、新しい教育支援教室と不登校児童・生徒支援、水道事業における脱炭素の取り組み、市税の収納率向上に向けた取り組み |
| 高槻 | 19 | 小中学校給食費の無償化、今城塚古墳、子ども未来館、高槻城公園芸術文化劇場 |
| 枚方 | 27 | 議会改革の取り組み、I C T教育、ひらかたポイント、インクルーシブ教育、相談チャットアプリ |
| 八尾 | 43 | 議会の取り組み(議会広報)、重層的支援体制整備事業、不登校支援のための仮想空間を活用した居場所づくり、いじめ防止対策、みせるばやお・八尾市産業施策 |
| 寝屋川 | 59 | いじめ防止対策、寝屋川市立中央図書館、完全フレックスタイム制、寝屋川市立望が丘小・中学校 |
| 東大阪 | 19 | モノづくり企業のための支援施策、ウィルチェアスポーツの振興、障害児者支援センター(レピラ)、公立小中学校への空調設備の導入、NHK朝の連続テレビ小説ロケ地の活用方法 |
| 姫路 | 97 | ウォークابل推進計画、姫路駅周辺整備(トランジットモール・駅前広場)、観光戦略プラン・観光振興、マイナンバーの利活用(ひめじポイント・申請書等自動作成サービス)、こどもの未来健康支援センター(みらいえ) |
| 尼崎 | 38 | 電子地域通貨「あま咲コイン」、子どもの育ちの支援センターいくしあ、重層的支援体制整備事業、シティプロモーション(あまらぶ大作戦) |
| 明石 | 74 | むつ定期便、離婚前後のこども養育支援、あかしこども広場、認知症あんしんプロジェクト、中学校給食無償化 |

特集2：中核市の議会運営に関する調査

| 市名 | 行政視察 受入件数 | 主な調査事項 |
|-----|--------------|---|
| 西宮 | 35 | コミュニティ交通、防災危機管理センター、放課後キッズルーム事業、アスリート先生派遣事業、本庁舎周辺ウォークアブル推進事業 |
| 奈良 | 38 | 子ども会議・子どもにやさしいまちづくり条例、子どもセンター（児童相談所）、公設フリースクール、GIGAスクール、放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業（バンビーランチ） |
| 和歌山 | 35 | リノベーションまちづくり事業、議会広報の取り組み内容、和歌山市民図書館、四季の郷公園整備事業、和歌山市駅前地区第一種市街地再開発事業 |
| 鳥取 | 36 | 「つながりサポーター」の取り組み、市議会のインターネット中継等と「開かれた議会」の取り組み、スマートエネルギータウン構想の取り組み、リノベーションまちづくり、ワーケーションの取り組み |
| 松江 | 16 | AIデマンドバス、公共交通支援、RubyCityMatsueプロジェクト、観光戦略、職人商店街の取り組み |
| 倉敷 | 53 | 観光振興の取り組み、平成30年7月豪雨災害、美観地区の取り組み、コミュニティタクシーの運行、ファシリティマネジメント |
| 呉 | 62 | 議会だより、呉駅周辺地域総合開発、リノベーションまちづくり、データヘルスによる健康寿命延伸の取り組み、大和ミュージアム |
| 福山 | 37 | フリースクール、義務教育学校、ふくやま環境美化センター、小中一貫校、高齢者移動支援 |
| 下関 | 56 | 次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」、議会改革の取り組み、中心市街地にぎわいプラン、子育て支援施策、消防団の充実強化に向けた取り組み |
| 高松 | 71 | スマートシティたかまつ、高松型地域共生社会構築事業、地域公共交通計画、丸亀町商店街再開発事業、高齢者居場所づくり事業 |
| 松山 | 54 | 産官学民が連携した全世代型防災教育、みんなで歩いて暮らせるまちづくり、SDGs未来都市まつやま、選挙コンシェルジュ・選挙クループプロジェクト、消防団の充実強化 |
| 高知 | 55 | オーテピア高知図書館（県市合築図書館）、義務教育学校土佐山学舎、子どもまちづくり基金助成金事業「こうちこどもファンド」、防災関係 |
| 久留米 | 50 | ZEB化、Park-PFI、久留米シティプラザ、ふるさと納税、市議会だより |
| 長崎 | 97 | ままちぶらプロジェクト、観光行政、平和行政・平和教育、長崎スタジアムシティプロジェクト、新市庁舎建設 |
| 佐世保 | 25 | Park-PFIを活用した佐世保中央公園の整備及び管理運営、浄水施設整備、DX戦略、クルーズ誘客に係る取り組み、英語シャワー事業 |
| 大分 | 56 | 新たなモビリティサービス事業、おおいた消防指令センター、議員政策研究会、防災会議と議会BCP、おおいた動物愛護センター |
| 宮崎 | 51 | みやざき市議会DXみやだん、マチナカ3000プロジェクト、グリーンスローモビリティ「ぐるっぴー」、教育（夜間中学、不登校支援）、スポーツ（総合スポーツ戦略都市、スポーツランド） |
| 那覇 | 23 | 第一牧志公設市場、議会基本条例、那覇市母子生活支援センター「さくら」、DX推進、公共交通ネットワーク |
| 鹿児島 | 78 | 天文館図書館、かごしま環境未来館、南部清掃工場、防災／鹿児島市火山防災トップシティ構想、すこやか子育て交流館（りぼんかん）、議会運営 |

特集 3

令和6年度鹿児島市議会議員研修会概要記録

【開催日時】 令和7年1月10日（金）13時15分～15時30分

【会場】 市役所西別館4階 議会協議会室

【講演会】 講師 帖佐 直美 氏(晴海パートナーズ法律事務所)

演題 「自治体議員のコンプライアンス」



<講師プロフィール>

平成15年3月 明治大学法学部法律学科 卒業

平成18年3月 東京都立大学法科大学院修了

平成20年12月 弁護士登録(東京弁護士会)

平成20年12月 望月邦夫法律事務所に入所

平成23年4月 千葉県流山市に特定任期付職員として入職

総務部総務課政策法務室長(議会事務局書記併任)

令和3年4月 晴海パートナーズ法律事務所に入所

1 はじめに

私は、2011年4月から千葉県流山市で、総務課に籍を置いて特定任期付職員として仕事をしていた。議会事務局併任となっていたが、議員から、或いは議会事務局からも何かあれば相談を受けて一緒に解決するということをしていたので、本日は経験も踏まえて、具体的なお話ができればと思う。

2 議員に求められるコンプライアンス

本日、研修のテーマがコンプライアンスということなので、まずは言葉の意味を改めて確認しておきたい。コンプライアンスという言葉、広辞苑で確認してみると「要求や命令に従うこと、特に企業が法令や社会規範、企業倫理を守ること、法令遵守」とあり、企業倫理というのが分かりにくいのでさらに引くと、「企業が社会的に守るべき道徳」と出てくる。

コンプライアンスとは

- ・ 要求や命令に従うこと。
- ・ 特に、企業が法令や社会規範・企業倫理を守ること。
- ・ 法令遵守。
(企業倫理とは
→企業が社会的に守るべき道徳。)

(広辞苑第七版)

コンプライアンスというと法令遵守と訳されることが多いが、改めて意味を確認すると、守るべきなのは法令だけではなく、倫理や道徳というものも入ってくるというのを、ここで確認していただければと思う。

議員に求められるコンプライアンスとなると、さらに一つ高いものが求められている。選挙で選ばれているということは、「住民が自分たちの代表としてふさわしいと思って選んでいる」「住民の模範として行動することが期待されている」ということになる。万が一、議員に不祥

事が発生すると、社会的にも注目を集めるというのはこの期待の裏返しである。

議員には、住民の模範として行動するということを心に留めていただき、法令を守ることはもちろん、道徳や倫理感というものを大切にしてい、模範的な行動を心がけていただきたい。

3 議場での注意点

(1) 侮辱罪

考えてみてください。

A市の市議会議員Bは、インターネットで情報収集をしていた際に、A市内で保育所を運営する社会福祉法人Cの理事が法人の金を横領しているとの情報を得ました。

社会福祉法人Cには、保育所の運営に関して市から補助金が出ています。

これは大問題だと考えたB議員は、市議会的一般質問の場で、「市内で保育所を運営する社会福祉法人Cの理事が法人の金を横領しているとの情報がある。Cに補助金を出すに当たり市ではどのような調査を行ったのか。」と質問しました。

このB議員の言動に問題はないでしょうか。

まず、議場での注意点ということで、事例問題を考えていただきたい。

インターネットで情報を得て、それについて特に調べもせずに議場で発言してしまっているという事例である。この事例を頭の片隅に置いていただき、議場での注意点、地方自治法の条文を幾つか確認していきたいと思う。

地方自治法の132条に「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と規定されている。

活発な議論というのは、議案の審議のためにも重要だが、感情的になるあまり、相手の人格や行動を直接非難するような無礼の言葉は使ってはいけないということになっている。また、審議に必要な範囲を超えて、相手のプライベートの問題に踏み入るような発言も許されないということになっている。このような発言があると、地方自治法の132条という条文に違反することになるので、この法律に違反し、議長から発言を「制止」されたり、発言を「取り消させ」られたりということがあ

さらに、もし侮辱に当たるような発言だとすると、133条に「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。」とある。ここでいう処分は懲罰であるが、侮辱を受けたその議員1人だけでも求めることができるという条文である。

いわゆるヤジも気を付けるべきである。とっさに出るものだが、万が一、そこに侮辱に当たるような言葉が含まれていると、懲罰の対象になる可能性がある。それだけではなく侮辱に当たるような発言をしてしまうと、刑事責任に問われることもある。

国会議員の場合は、日本国憲法51条に、「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われぬ。」このような条文がある。この条文があるので、国会議員については、議場で、万が一、侮辱に当たるような発言をしたとしても、刑事責任を問われるということはない。

ところが、地方議会議員については、「地方議会についても国会同様の議会自治・議会自律の原則を認め、さらに、地方議会議員の発言についてもいわゆる免責特権を憲法上保障しているものと解すべき根拠はない」という最高裁判所の判決があるので、国会議員とは異なり、地方議会議員については、議会での発言について、例えば、名誉毀損罪、侮辱罪といった刑事責任に問われる恐れもある。

(2) 名誉毀損罪

先ほどの事例を見ていくと、侮辱に当たるような発言というのは、住民の代表としてふさわしい振る舞いをしていなければなかなかないと思うが、名誉毀損については気を付けるべきである。

先ほど考えていただいた事例を、刑法の名誉毀損罪に照らして見ていく。名誉毀損罪、刑法の230条の条文「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわら

ず」罰則が定められているということになっている。条文には「人」と書いてあるが、法人も人に含まれると考えられている。名誉毀損、傷付けるということも、感情的なことだけを指すのではなく、社会的な評価を下げる恐れを発生させることだと考えられていて、法人についても、名誉を毀損されるということはある得ると考えられている。

先ほどの事例について見ると、一般質問の場合、議場で発言しているため、「公然と」に当たると考えられる。また、社会福祉法人Cの理事が法人の金を横領しているという、「事実を摘示している」発言でもある。この発言によって社会福祉法人Cの社会的な評価が下がる恐れがあるので、「名誉を毀損した」に当たると考えられる。

国会議員とは異なり、市議会議員の議場での発言には名誉毀損罪が成立して刑事責任を問われる恐れがあるので、このB議員の発言は、名誉毀損罪が成立する恐れがある発言ということになる。

万が一、問題があるような社会福祉法人があっても何もできないのかというと、刑法の名誉毀損罪については特例が定められている。

刑法

(公共の利害に関する場合の特例)

第230条の2 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

(第2項及び第3項省略)

先ほどの条文の次の条文に、「前条第1項の行為(名誉毀損に当たるような行為)が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」とされている。

議員の議場における発言なので、公共の利害に関する事実に関与しないということはないと思われる。また発言の目的も、通常、もっぱら公益を図ることにあるものと思われる。先ほどの事例でも、このB議員は、市の補助金が適切に支出されているのかということの問題にしているので、発言の内容は、公共の利害に関する事実に関わり、またもっぱら公益を図ることに目的があったと判断されると思われる。

問題は、真実であることの証明ができるかどうか。インターネットで得た情報というのは要注意で、インターネット上の情報には情報元が分からないものがたくさんあり、インターネットでそういう情報を見たというだけでは、真実であることの証明があったとはならない。インターネット上で何か情報を得てもそれをすぐに発信してしまうのではなく、情報が真実であるかどうか、万が一、名誉毀損に当たると、訴えられた場合に、真実であることの証明ができるほど事実確認をしたのかどうかというところは、よく考えてから情報を使うようにすべきである。

B議員のように、インターネットで情報を得たと思って、すぐに公の場で発言してしまうと、そんなつもりはなかった、名誉毀損なんてするつもりはなかったけれども、結果として、名誉毀損に当たる発言をしてしまった、ということにもなりかねないので、情報の扱いは十分気を付けていただきたいと思う。

(3) 名誉毀損に当たる発言をした場合

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

このように、名誉毀損に当たる発言をしてしまったとなると、市議会議員は、国会議員のような免責特権はないので、刑事上の責任を問われる恐れがある。それだけではなく、国家賠償法1条に基づいて、市が損害賠償を請求される恐れがある。条文に「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるが、市議会議員もこの「公権力の行使に当る公務員」に該当する。過失、うっかり、違法に他人に損害を加えたとき、相手の名誉を毀損してしまったとなると、国または公共団体が、賠償する責任を負うということになっている。

ただし2項に、「故意又は重大な過失があったとき」賠償した公共団体がその発言をした議員に対して、「求償権を有する」ため、被害者に賠償した金額を、発言した議員に請求することができるという規定になっている。

つまり、よく考えずに発言すると、市に賠償責任を負わせてしまって、その金額を最終的に発言した議員が負担する、ということにもなりかねない。名誉毀損に当たらないように、特にインターネットで得た情報は、真実であるか、真実であることが証明できる程度に確認したかどうか、しっかり注意した上で、情報を使っただきたい。

(4) 議場での発言は慎重に

また、公共の場、公の場ですることがふさわしいかどうかということも検討していただきたい。

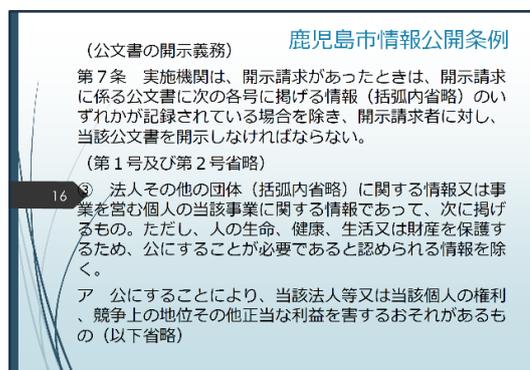
例えば、情報公開条例に基づいて、開示請求があった場合、原則開示するが、鹿児島市の情報公開条例の7条に、次の各号に掲げる情報は例外的に開示しなくていいとされている。その一つに、「法人に関する情報」で「公にすることにより、その法人の競争上の地位、正当な利益を害する恐れがあるもの」とあり、このような情報はたとえ、情報公開条例に基づいて開示請求があったとしても、開示しないとされてい

る情報である。

この開示すべきでないとされている情報に当たるような情報を、議場という公の場で発言してしまっているのかどうかということも、発言する際には、注意していただきたい。

先ほどの事例で、A市自体が何か不正を行っているというのであれば当然、公の場で議論すべきということになるが、ここで問題になっているのは、A市とは全く別の、法人Cの内部の問題なので、公の場で発言することにより、この法人Cにどのような影響が出るのかということも、しっかり検討した上で発言すべきかどうかを決める必要がある。この事例は、補助金を適正に受け取って適正に使い、その他のお金を横領しているという可能性もあるので、公の場で発言すべき内容かどうか、慎重に検討すべき事例であった。

また、補助金の使い方について問題にしたいのであれば、質問の仕方を工夫することで、法人内部の情報に触れずに質問することも可能である。例えば、保育所に補助金を交付するに当たってどのような事実関係を確認しているか等、一般的な話として質問することも可能であったので、公の場、議場での発言というのは、その中で取り扱う情報の当事者にどのような影響を与えるのかということも、慎重に検討していただきたい。



4 議場の外での注意点

(1) 著作権

議場の外での注意点について、以下の事例を少し考えていただきたい。

考えてみてください

A市の市議会議員Bは、地域のイベントに参加した際に、同イベントに参加していた住民Cと肩を組んでいるところを近くにいたDに写真撮影してもらいました。Dからメールで写真を送ってもらったB議員は、この写真をSNSに投稿しました。

このB議員の行動に問題はないでしょうか。

一緒に写ったCさんと撮影したDさんに許可を得るべきところ、許可なくSNSに投稿をした事例である。一緒に法律の条文を確認していただきたい。

SNSは、写真や動画を簡単に発信できるという特徴がある。ただし、写真や動画、撮影者に著作権が発生している場合があるので、気を付けていただきたい。

まず著作権法の中心である著作物とは何なのか。「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術、又は音楽の範囲に属するものをいう。」とされている。

著作権法10条に、著作物が列挙されていて、その中の8号に「写真の著作物」というものがある。もちろん、写真であれば何でも著作権が発生しているというわけではなく、「思想または感情を創作的に表現された写真について、著作権が発生している」ということになるが、これは判断が非常に難しい。プロの写真家が撮った芸術的な作品だけが著作物に当たるわけではなく、素人が撮った写真であっても、例えば、構図に工夫をしたり、背景に工夫をして全体をわかりやすくしたり、顔色が良く映るように、光の当て方に工夫が見られたりといった形で、思想または感情を創作的に表現したものだと思われるれば、著作権が発生するということになる。

最終的には裁判所でどう判断されるかというところを見てもないと、著作権が発生しているかどうかという判断はできないので、まずは、すべての写真に著作権が発生している可能性が

あると思って、行動することが重要である。

先ほどの事例では、写真を撮影したDさんに無断でSNSに写真を投稿してしまっている。この写真に著作権が発生していると、写真を撮影したDさんの著作権を侵害している可能性があるということである。

ここで、そもそも著作権者が誰なのかを確認していくと、「著作物を創作する者をいう」とされているので、先ほどの事例でいうと、写真を撮影したDさんが、写真の著作権ということになる。自分のカメラをDさんに渡して撮影してもらった場合はどうなのか。著作権者の定義を見ると、著作物を創作する者なので、写真で言えばシャッターを押した人となる。そのカメラが誰のものであったとしても、相当に創造的な写真であれば、写真を撮ったDさんに著作権が発生する可能性がある。

(2) 複製権・公衆送信権

実は、著作権というのは、21条から28条にいろんな権利が規定され、それらを総称して、著作権と呼んでおり、その中の一つに複製権があり、「著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。」と規定されている。複製する、つまりコピーするということは、著作権しかできないとされている。著作権者に無断でコピーするという行動をしてしまうと、著作権者の権利を侵害するということになり、違法な行為をするということになってしまう。

著作権の内容として公衆送信権というものも定められていて、「著作権者は、その著作物について、公衆送信を行う権利を専有する。」ということなので、著作権者に無断で公衆送信ということをしてしまうと、やはり著作権を侵害するということになる。

この公衆送信が何なのかというのは、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう。」という定義で、いわゆるインターネット

のホームページによる情報伝達のように、サーバーと呼ばれる送信用コンピューターに入力されている情報を、公衆からのアクセスに応じて自動的に送信する、といったものも、ここに含まれるとされている。SNSに投稿するという形で、そこにアクセスしてきた人に情報が送信されるような状態に置くということは公衆送信に当たると考えられる。

SNSに投稿することは、必ず複製と公衆送信を行っているかということはSNSの仕様にもよるため、必ずとは言えないが、多くの場合、複製や公衆送信に当たる行為をしていると思われる。

(3) 同一性保持権

さらに、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」という同一性保持権がある。

つまりは、著作者、写真を撮ったDさんは、自分が創作したものを勝手に変えたりされない権利というものを持っている。今はスマートフォンで簡単に写真が加工できてしまうが、もし先ほどの事例で、Bさんが、写真をスマートフォンで少し加工した上でSNSに投稿するというようなことをしていたとすると、複製権、公衆送信権だけではなく、この同一性保持権を侵害してしまうということになる。

(4) 権利を侵害した場合

短い事例でも、これだけの著作権法に違反する可能性がある。では、著作者の権利を侵害してしまうとどうなるか。

著作者は自分の著作権を侵害する人がいる場合、その侵害の停止や予防を請求することができるので、SNSの投稿を削除する請求が当然できる。さらに、著作権を侵害した者については著作権法上、「10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」

という刑事罰も定められている。多くの場合は、著作者から民法上の損害賠償請求を受けることとなる。

このように著作権法上の問題があるということは意識しておいていただきたい。

(6) プライバシー権・肖像権

一緒に写真に写ったCさんとは、プライバシー権、肖像権といったことが問題になってくる。どちらも、憲法上認められている権利であり、プライバシー権というのは、「私生活の内容を他人にみだりに公開されないという法的利益ないし権利」、肖像権というのは「みだりに、容姿を撮影されない自由」などと説明されている。

写真や動画に映る人にはプライバシー権や肖像権があるということを忘れず、これらの権利を害することがないように十分注意する必要がある。

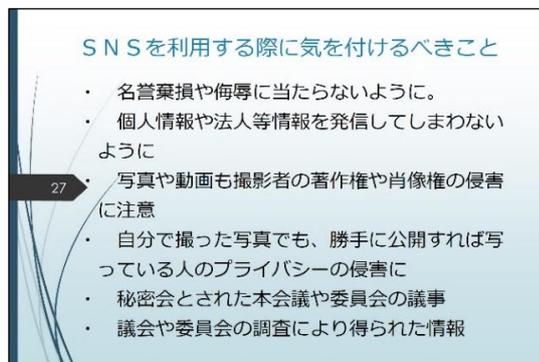
先ほどの事例では、Cさんと肩を組んで写真に写っているので、写真に写ること自体については同意していたと思われるため、肖像権は問題ない。ただし、その写真をSNSに投稿することまでは同意していないと思われる。イベントに参加していたということもCさんのプライバシーであるので、プライバシー権を侵害することがないように気を付ける必要がある。

(7) SNS利用時の注意点

まず、議場での発言と同じように、SNSも公の場に自身の発言を発信するものになる。そのため、発言内容、名誉毀損や侮辱に当たる発言に気を付けることや、個人情報や、法人の企業秘密に当たるような情報を発信してしまわないように気を付けていただきたい。

また、SNSは写真や動画を手軽に投稿できてしまうが、撮影者に著作権があること、写っている人に肖像権・プライバシー権があることを忘れずに、これらの権利を傷付けないよう気を付けていただきたい。自身で撮った写真とい

うことであれば、著作権の問題はないが、勝手に公開すると、一緒に写っている人のプライバシーの侵害になる可能性があるため、気を付けていただきたい。



(8) 秘密の保持

議員に特有の問題として、2点注意していただきたい。1点目は秘密会とされた本会議や委員会の議事について、鹿児島市議会会議規則114条に秘密の保持という規定があり、「秘密会の議事の記録は、公表しない。」「秘密会の議事は、何人とも秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。」とされている。秘密会とされた本会議や委員会の議事を外部に漏らしてしまうということは、議会の外での行動であったとしても、また、「何人も秘密性が継続する限り」とあるように、その会議の終了後であっても、懲罰の対象となる。地方自治法134条に会議規則に違反した議員に対して、「議決により懲罰を科することができる。」とされているので、秘密会の議事をSNSにうっかり投稿してしまったということになると、懲罰の対象になる。秘密会の対象となった内容を、どの部分が秘密会だったか、しっかり分けて管理し、その部分で議論された内容の資料については十分気を付けて、うっかりつぶやいてしまった、ということがないように注意していただきたい。

(9) 調査権

2点目は、議会や委員会の調査により得られた情報について、地方自治法の100条に「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。必要

があれば記録の提出を請求することもできる。」という規定がある。

調査権は、議会に権限があるため、この100条の調査権を使って得た情報というのは、議会が得た情報であり、どのように取り扱うかは議会で決めるべきなので、個々の議員の勝手な判断で外部に出てしまうというようなことがないように、気を付けていただきたい。

SNSについては、手軽で使いやすい便利なツールだからこそ、十分な注意が必要である。

(10) 政務活動費について

SNS以外の議場の外での注意点について話していきたい。1点目は、裁判例が最も多い政務活動費である。一時期ブームのようにたくさん訴訟が起こされたので、注意されているかと思うがあらためて確認しておきたいと思う。

政務活動費は「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」として、議員に交付されるものになっている。

鹿児島市議会では、政務活動費の交付に関する条例が定められていて、使うことができる対象というものがしっかり規定されている。別表に、より詳しく使い道が記載されているので、このルールに則って使うことが必要である。

改めて、議員の仕事とは何なのかということを考えてみると、議会というのは、自治体の意思を決定する重要な機関で、地域の課題解決、住民の要望の実現のために、政策を磨いて議場という場で示していくことが仕事である。

議員の活動で一番注目されるのは議場での発言ではあるが、日々の情報収集、課題検討に政務活動費を使って、その成果を議場で政策という形で示すというのが政務活動費の理想的な使われ方である。

不適切な支出をしてしまうと不当利得として返還義務が生じるだけではなく、万が一、収支報告書に虚偽や、領収書の偽造などがあれば刑事責任を問われる可能性もある。

(11) 兼業の禁止

鹿児島市議会の場合は、議員の請負状況の公表に関する条例が規定されているので、問題ないかと思うが、最近改正があった条文でもあるので、改正のポイントだけ紹介しておきたい。

この条文の改正の施行は令和5年3月1日で、どこが改正されたかと言うと、「請負」という言葉の意味が分かりにくかったため、明確化されたという点である。「請負」ということを自身の所属する自治体にはいけないというのがこの兼業禁止の条文だが、「請負」というと工事の請負をイメージしやすいが、それだけではないということが示された。「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払いをすべきものをいう。」ということなので、売買契約を含む、自治体が対価の支払いをすべき取引全般含まれるということである。「業として」というのは反復継続して自治体と取引関係にあることを禁止するという規定になっている。

もう1点は、議員が個人事業主として請負する場合について一定の金額までは規制対象外となったことである。地方自治法施行令に121条の2という条文が入り、上限が300万円と明確に規定され、年間取引額が300万円を超えない場合は、兼業禁止の対象外となる。

この条文は、議員がその自治体の取引相手となることで、議員の意向が働いて、公正な取引がされていないのではと住民に不信を抱かせないために作られている条文であり、300万円という金額が明示されたが、ぎりぎりまでいいと思うのではなく住民に公正性を疑われるようなことがないよう配慮していただければと思う。

(12) あいさつ状の禁止

公職選挙法違反

(あいさつ状の禁止)

第147条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出してはならない。

公職選挙法について、議員でいる間ずっと気を付けていただきたい条文を二つだけ紹介する。

1点目が、あいさつ状の禁止である。「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む）」つまり、議員でいる間はずっと、「当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出してはならない。」という規定になっている。もらった年賀状について、答礼のために全文自筆で送る分には構わないが、例えば、印刷されたものに名前だけ自署したものなどは、選挙区内にある者に対して送ってはいけないという規定になっている。

(13) 寄附の禁止

公職選挙法違反

(公職の候補者等の寄附の禁止)

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（括弧内省略）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。（但書以下省略）

もう1点は、寄附の禁止である。「公職にある者を含む。」とあるので、議員でいる間はずっと、「当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。」という規定になっている。こちらは罰則もあるため、より一層気を付けていただき

たい。

寄附というのは金銭や物を交付するというだけではなく、例えば無償で貸す、債務を免除する、払ってもらわなければならないものを免除するといった、相手に経済的な利益を与えるものは、寄附に含まれるとされている。

例えば、会費などの支払いも、普通より高すぎると思われるときは注意が必要である。提供されるサービスに対して会費などが不相当に高額な場合は、相当に高い部分が寄附に当たると判断されることもあるので、気を付けていただきたい。

寄附の禁止については三つ、例外的に認められているものがある。一つは政党その他の政治団体に対する寄附、それから、親族に対してする場合は例外的に良いとされている。もう一つは、講習会その他の政治教育のための集会や議員の政策を知ってもらうための集まりに関して、やむを得ない実費の補償である。例えば集まっている人の交通費を負担することなどは、寄附の禁止の例外とされている。ただしこの集会で、過度なおもてなしをしてしまうと寄附に当たるとされているので気を付けていただきたい。

5 ハラスメント

(1) パワーハラスメント

ハラスメントとは

- ・ 優越した地位や立場を利用した嫌がらせ
- ・ セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント等新しい用語が次々に生まれている

ハラスメントは、相手を傷つけるだけでなく、議員自身、ひいては議会全体の社会的信用を大きく損ねる行為です

ハラスメントという言葉を広辞苑で調べると、「優越した地位や立場を利用した嫌がらせ」と出てくる。セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント、モラルハラスメントと、次々に新しいハラスメント

が生まれているような状況だが、どのハラスメントも共通するのは嫌がらせということである。

議員については、ハラスメントがあったとなれば、その議員自身は社会的な信用を損ねることになり、それだけではなく、そのような議員がいる議会全体が住民からの信頼を失うということになるので、ハラスメントが起こらないように、議会全体でハラスメントが起こりにくい場を作っていくということが重要である。

まずはパワーハラスメントが法律でどのように定義されているのかを確認しておきたい。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」という法律に、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの。」と定義されている。この優越的な関係を背景としたというのが、どのようなものかということについて、厚生労働省が指針を出しているので確認しておきたい。

「優越的な関係を背景とした言動」とは、「当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が当該言動の行為者とされる者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを指す。」としている。

パワーハラスメントというと、上司と部下の関係というのが一番イメージしやすいかと思うが、他にも、厚生労働省の指針に挙げられているものがある。

例えば

- ・ 職務上の地位が上位の者による言動
- ・ 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの
- ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

1点目は、「同僚又は部下による言動で、当

該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ、業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの。」

議員の関係というのは対等な立場で同僚に近い関係と思われるが、対等な同僚の関係であっても、例えば、長く議員を務めていて、必要な知識豊富な経験がたくさんあるという人と、今回当選したばかりでまだまだこれから知識や経験を積み上げていく人との関係では、その豊富な知識を持っている人の協力を得なければ、うまく進められないような場面がある。

豊富な知識を持っている方が、これから知識を積み上げていく方にとっては、優越的な関係を背景とした言動を行う関係に立つということもあり得るので、議員同士の関係でも、この優越的な関係を背景とした言動、パワーハラスメントがあり得るといえることは、知っておいていただきたい。

また、「同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの。」この場合も優越的な関係を背景とした言動があり得ると、指針には記載されている。議員の中でも、場面によって、一対多数という関係に立つ場面も状況によってはあるかと思う。そのような場合、一の方に立ってしまった方にとって、多数の言動というものは優越的な関係を背景とした言動、パワーハラスメントに当たることもあり得るので、議員同士でも、パワーハラスメントがないように気を付けていただきたい。

また職員との関係でも気を付けていただきたい。優越的な関係を背景とした上司と部下がイメージしやすいですが、抵抗または拒絶することができない蓋然性が高い関係というのは、議員と職員との関係でも起こり得る。

私も流山市の職員だったときに、同じ課の職員から、職員は住民から選ばれてこの仕事をしているわけではないけれども、住民から選ばれ

て、その職にある議員というのは、全然立場が違うという話をされたことがある。

職員にとって、住民の代表である議員の言葉というのは非常に重く受け止められる傾向がある、軽く言ったつもりの言葉も、職員は必要以上に重く受け止める場合もあるということを知っていただいて、職員との関係でも、パワーハラスメントがあるということは、気を付けておいていただきたい。

例えば、「A議員は、次の議会の一般質問で新しい子育て支援事業について質問するため、詳しい内容を知りたいと思い、議員控室に子ども家庭支援課の課長に来てもらった。」という場面があったとする。控室に来てもらったこと自体は、問題ということではない。もしかしたら、「ここからは未確定のことなので今の段階でお話できないです」と課長が言っているにもかかわらず、少しでも多くの情報を住民に伝えたいという思いで、しつこく長時間、課長を控え室に拘束するようなことがあると、パワーハラスメントに当たる可能性が出てくる。職員との関係で議員は、優越的な関係を背景とした言動をし得る立場にあるということは意識していただいて、業務上必要かつ相当の範囲を超えてしまうと、それはパワーハラスメントになるということになるので、行き過ぎた行動がないように気を付けていただきたい。

また、「A議員は、次の議会の一般質問で新しい子育て支援事業について質問するため、詳しい内容を知りたいと思い、子ども家庭支援課の窓口に行き、対応した職員に関連する資料や情報の提出を求めた。」という場面があったとする。こちらもこれ自体が問題ということではない。ただ、職員の方が「わかりました、その資料なら今すぐお渡しできますよ」と対応している分には問題ないが、「議会が迫っているので急いでいる」「短期間にたくさんの資料を提出して欲しい」と求めるようなことがあると、必要かつ相当な範囲を超えたものとして、パワ

一ハラスメントに当たってくる可能性もある。必要な資料は余裕を持って求めるようにしていただき、職員が任意に応じてくれる分には問題ないが、たくさんの資料を短期間に求めるようなことをすると、パワーハラスメントに当たるともあつて気を付けていただければと思う。

議員が資料の請求をしたときに、それに対応する義務が執行部側に発生するのは、先ほど見た地方自治法100条の場面だけである。権限を行使できるのは議会であつて個々の議員ではない。そのため、窓口で個々の議員が、資料を求めるといふのは、職員にとっては、法律上の義務はない。応じる義務はないけれども、任意に応じているのである。

普段、窓口で個々の議員が、「ちょっと資料が欲しいのだけど」といふ場合は、任意で職員が応じているものであつて、義務ではないので、不当な圧力と取られないように、十分気を付けていただきたい。

職員にとって議員が特別な存在だということ意識して、軽くお願いしているつもりでも職員は重く受け止めているかもしれないので、職員の対応の状況を見ながら、行き過ぎた要求にならないよう意識していただきたい。

(2) セクシャルハラスメント

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に、セクシャルハラスメントは「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」と規定されている。

相手を傷付ける嫌がらせなので、してはいけないといふのは当然ですし、その言動の内容によっては公然わいせつ罪や侮辱罪など、刑事責任を問われる恐れもあるような言動がセクシャルハラスメントである。

セクシャルハラスメントが難しいのは、同じ言動であつても、受け止める人によつて、あるいは時代によつても、受け止め方が違ってくる点である。

自身の感覚でこの程度であればセクハラに当たらないだろうと判断するのは非常に危険であり、相手は違う感覚を持っているかもしれないし、今の時代の感覚と自身の感覚がずれているということもあるかと思う。私も若い人と話していると自分の感覚古いかも、と感ずることがあるが、時代によつても何がセクシャルハラスメントかという考え方が変わっていくので、世代によつて感覚が違ふ可能性があるということも意識して、今の社会で許される言動かどうかということを常に気を付ける必要がある。

セクシャルハラスメントについて議員の関係で裁判例があるので二つ、紹介しておきたい。

宇都宮地方裁判所平成29年10月25日判決

46

A市の職員であるXが、A市議会議員であるYから、懇親会において、背中全体をなでるように触られたり、耳元に口を近づけたりされ、ステージ上でデュエットをする際に、Xの体をYの方に引き寄せられ、Xの耳元に口を近づけたりされ、懇親会終了後に電話で男女行為を強要されたなどのセクシュアル・ハラスメントを受けたと主張して、Yに対し慰謝料等の支払を求めた件につき、請求が一部認容された事例。

懇親会とあるが、勤務時間外の宴会や懇親の場であつても、参加がほぼ義務である場合など、職務の延長と考えられるものは職場に該当するので、懇親会の場での言動もセクシャルハラスメントに該当する場合がある。

お酒が入ると気が緩みがちですが、懇親会などの場でも、セクシャルハラスメントがないように気を付けていただきたい。こちらの事例は立証がなかなか難しかったようで、Xはすべて主張していたが、裁判所が証拠から認定できたのは「懇親会において、背中全体をなでるように触られたり、耳元に口を近づけたりされ」といふ部分のみである。この部分だけでも、相手の意に反する不快な性的な言動と認められて、

セクシャルハラスメントに該当すると判断された事例である。

もう一つ目、議員同士の裁判例を紹介しておきたい。

47

千葉地方裁判所松戸支部平成12年8月10日判決

市議会棟内で男性議員が「男いらすの乙山さん」と女性議員に呼びかけた行為は、女性議員の意に反する性的な言動であり、これにより女性議員の就業環境が害され、市議会議員としての職務を遂行するうえで看過できない程度の支障を生じさせたものであるから、セクシュアル・ハラスメントに該当し、女性議員の人格権・名誉を侵害した不法行為である。

この裁判の中でこの男性議員の「男いらす」という言葉は、男性に頼らない自立した女性としての褒め言葉として言ったと主張している。実際この発言のときにどう思っていたか分からないが、裁判ではそのような主張をしている。

裁判所としては、通常性的な意味を含めて使用される、侮辱されたと感じるのが通常であるということで、「男いらす」という言葉は、自立した女性に対する褒め言葉と理解することは難しいと判断している。

市議会議員として保持すべき品位を欠いた、女性蔑視の侮辱的な発言と、裁判所は言っている。実際、男性議員がどう思っていたか分からないけれども、たとえ褒め言葉として言ったとしても、裁判所としては相手がどう受け止めるか、通常どう感じるか、というところを重視している。

実際、裁判になれば、今の時代の感覚として通常どのように受け止める言葉かというところで、判断していくことになるかと思うので、発言する際には自身の感覚ではなく、今の時代で、今の一般的な社会で、どのように受け止められる言葉かというところを、気を付けて発言していただきたいと思う。

48

例えばこんな場面

A議員は、議員数名で雑談をしていた際に、他自治体の長のセクハラに関する報道が話題になり、「あれぐらいならいいんじゃないか」と発言した。

この発言自体がセクハラに当たるという訳ではないが、このような発言が出るような場というのは、気を付けていただきたい。セクシャルハラスメントをなくすためには、その職場でハラスメントが起こりにくい環境を作っていく必要がある。一人一人が気を付けることで、ハラスメントに厳しい目がある環境を作っていくということが重要になる。

先ほどの発言が軽く行われる場というのは、ハラスメントに対する意識が低い、ハラスメントが起こりやすい場となるので、ちょっとした発言も気を付けていただきたい。

また、裁判例は男性から女性に対するものだが、男性から女性に対するものだけではない。男性も女性もセクハラ of 加害者にも被害者にもなり得る。同性を対象にした発言もセクハラになる場合がある。例えば、結婚しない理由をしつこく聞く、スリーサイズなど体の特徴に関する言動というのは、女性から男性であっても、あるいは同性同士であってもセクシャルハラスメントになる可能性があるので、気を付けていただきたい。

今、社会はハラスメントについて非常に厳しい世の中になっているので、議会全体で、ハラスメントに対して厳しい場というものを作っていただきたいと思う。

(3) 議会におけるハラスメント対策

今、パワーハラスメントとセクシャルハラスメントを定義した法律を紹介したが、どちらも労働者についての法律であり、議員には直接適用がない。パワーハラスメントも同じだが、雇

っている人に、そのような場合に適切に対応するための措置を講じなさいと命じている法律である。職員については労働関係の法律の適用があるので、鹿児島市でも職員については、ハラスメントを相談する窓口があって、もし相談があれば、それに対して事実関係を確認していく体制が整えられているかと思う。ただ、このような労働関係の法律は議員には直接適用がないので、議員については相談の窓口もなかなかない。

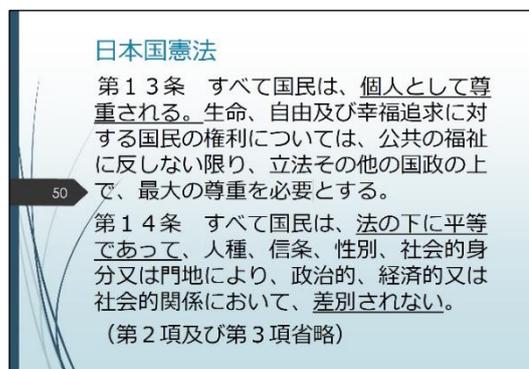
議員もハラスメントの加害者にも被害者にもなり得るが、法律は、議員についてハラスメントの相談窓口を作るようなことを義務づけていない状況で、議員は自ら条例を作って対応していくということも、必要になってくる。今ハラスメントをうたった条例というものが、全国でも、自治体で制定されてきている。

一般財団法人地方自治研究機構の令和6年3月29日時点での調査によると、ハラスメントについて規定している条例が52条例作られているということが発表されている。

いくつか作られた条例を見てみると、万が一、ハラスメントについて被害に遭ったとか、ハラスメントを見たという議員や職員が、議長に対して相談できるということが、条例に書かれている。その相談を受けたら、議長はこれに適切に対応しなければいけないという条文があったり、対応するに当たって外部の有識者から意見を聞くことができるという条文があったりという形で、条例を作ることで、議員に万が一、ハラスメントがあった場合に相談できる窓口を作り、事実関係を調査する体制を整えるということをしている自治体が出てきている。

必ずしも条例である必要はないが、現状もし議員がハラスメント被害に遭った、見たという場合に相談する窓口がないという状況だと、万が一、事案が発生したときに動くこともできないということになりかねないので、体制を整えるということが必要になってくる。

パワーハラスメントにしてもセクシャルハラスメントについても時代によって受け止め方も違ってくるということで、線を引くことは非常に難しいという状況だけれども、心の中に留めておいていただきたいものとして、最後に、日本国憲法の条文を紹介しておきたい。



日本国憲法は13条で、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定している。また14条で「法の下に平等であって、差別されない。」という規定がある。

何がハラスメントに当たるのかというのはなかなか線引きすることが難しいし、相手によっても、時代によっても受け止め方が違うということで、行動の指針がなかなか見付けにくいという時代になっているが、常に、相手を個人として尊重するということを心がけることがハラスメントに当たる行動を避けることに繋がっていく。

特に、議会というのは、様々な背景、様々な考え方を持った多様な住民の意思が反映される場でもあるので、議員にはぜひ、相手一人一人を個人として尊重する、様々な考え方、背景の方がいるが、すべての人を個人として尊重するという人権の考え方を、率先して身に付けて、住民の模範となる行動を心がけていただきたい。

議会のうごき

市議会日誌

(令和7年2月～5月)

2月

- 4日 ○議運委 令和7年第1回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、会議規則等の一部改正、鹿児島市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正、陳情審査について協議

第1回定例会 令和7第1回定例会は、2月10日から3月21日までの40日間にわたって開かれた。

この定例会では、一般会計・特別会計・企業会計の当初予算（総額5、142億4、500万円）をはじめとする予算に関する議案26件、条例その他の議案108件、計134件の議案のほか、意見書案1件、陳情28件を議決した。

- 10日 ○本会議 第1回定例会の会期を40日間と決定。令和6年度鹿児島市一般会計補正予算（第8号）など議案18件を一括上程。市長提案説明
- 12日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認、現年度関係議案の付託について協議
- 14日 ○本会議 個人質疑（2人）。議案18件を関係常任委員会に付託
- 17日 ○総環委 職員の給与に関する条例等一部改正の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。
報告事項として、「特定個人情報保護評価書」（全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 防福こ委 令和6年度鹿児島市一般会計補正予算（第8号）など議案4件を審査し、原案可決並びに報告承認。
- 市文委 工事請負契約締結の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、「特定個人情報保護評価書」（全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、令和7・8年度「はたちの集い」について説明を受け、質疑
- 産観企委 令和6年度鹿児島市一般会計補正予算（第8号）など議案8件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市スケートボード等専用施設基本構想（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、桜島フェリー出港メロディの吹鳴開始について説明を受け、質疑
- 建消委 令和6年度鹿児島市一般会計補正予算（第8号）など議案5件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、谷山第三地区土地区画整理事業 第3回事業計画変更、都市計画道路見直し基本方針策定の取組状況について説明を受け、質疑

- 18日 ○議運委 2月19日の本会議運営、会議規則等の一部改正、鹿児島市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正、傍聴規則の一部改正、鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例等の一部改正について協議
- 19日 ○本会議 議案18件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。特別職の職員の給与に関する条例等一部改正の件など議案6件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案12件についても、いずれも原案可決・承認。令和7年度鹿児島市一般会計予算など議案87件を一括上程。市長提案説明
- 20日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、新年度関係議案の付託、陳情の付託、追加議案、個人質疑の取材対応について協議
- 25日 ○本会議 代表質疑（公明党、立憲社民）
- 26日 ○本会議 代表質疑（市民連合、自民党市議団）
○議運委 追加議案の取扱いについて協議
- 27日 ○本会議 代表質疑（日本共産党、にじとみどり）。鹿児島市消防団員等公務災害補償条例一部改正の件の議案1件を上程。提案者説明
- 28日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、会議規則等の一部改正、鹿児島市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正、傍聴規則等の一部改正、鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例等の一部改正について協議

3月

- 5日 ○議運委 個人質疑発言通告について協議
○本会議 個人質疑（5人）
- 6日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 7日 ○本会議 個人質疑（5人）。議案88件を関係常任委員会に付託。
- 10・11日
○総環委 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件など議案12件を審査し、いずれも原案可決。
- 10・11・12日
○防福こ委 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件など議案13件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市こども計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
○市文委 鹿児島市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定に関する件など議案20件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、地域と共に創るまちづくりプラン（改訂案）、鹿児島市新学校給食センターの整備・運営手法調査（報告書）、市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等について説明を受け、質疑

- 産観企委 財産の無償貸付けの件など議案 31 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、市有地の売却、鹿児島市維新ふるさと館リニューアル基本計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果及び鹿児島市維新ふるさと館リニューアル基本計画（案）、桜島自然体験アクティビティ施設導入基本計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果及び桜島自然体験アクティビティ施設導入基本計画（案）、市立病院増築本体工事の入札、令和 7 年 7 月における市バス路線・ダイヤの改正（案）、鹿児島市交通事業経営計画見直しの実施、「第 2 期鹿児島市上下水道事業経営計画」の令和 6 年度見直し及び「鹿児島市上下水道事業中期財政計画（令和 7 年度～令和 9 年度）」の策定、桜島フェリーにおける非接触型クレジットカード決済（交通タッチ決済）運用開始について説明を受け、質疑
- 建消委 町の区域の変更に関する件など議案 16 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市街路樹再生プランの素案に係るパブリックコメント手続の実施結果等、ニュータウン慈眼寺団地地区における宅地開発事業の廃止、いづろ交差点周辺地区市街地総合再生基本計画、マイアミ通り利活用基本計画、城南線電線共同溝設置工事（その 5）における管路橋の架設不可に伴うその後の経過、渋滞対策基本計画策定の取組状況について説明を受け、質疑
- 18 日 ○議運委 追加議案の取扱い、鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正議案の取扱い、鹿児島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正議案の取扱い、委員会条例の一部改正議案の取扱い、会議規則の一部改正議案の取扱い、鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正議案の取扱い、意見書案の取扱い、陳情の付託、閉会中の継続調査の件、3 月 21 日の本会議運営、傍聴規則等の一部改正、発言通告と質疑のあり方等、議員の不適切な言動に対する改善要望に係る米山議員からの発言について協議
- 21 日 ○本会議 大森忍議員の発言取消しを許可。まつおはるよ議員の発言取消しを許可。副市長の選任について同意を求める件など議案 23 件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。いずれも同意。令和 7 年度鹿児島市一般会計予算など議案 88 件について、5 常任委員長の審査報告。討論（1 人）。令和 7 年度鹿児島市一般会計予算など議案 44 件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案 44 件についても、いずれも原案可決。鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例一部改正の件など議案 5 件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。いずれも原案可決。意見書案 1 件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。陳情 28 件を一括上程。委員長報告省略。友愛パス取得対象者の拡大についてなど陳情 20 件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも不採択。その他の陳情 8 件についても、いずれも不採択。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長及び松枝副市長あいさつ
- 総環委 委員会への参考人出席について協議

4月

- 21日 ○総環委 陳情7件を審査。
○防福こ委 陳情1件を審査。陳情第48号を不採択。
○市文委 陳情1件を審査。報告事項として、パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用について説明を受け、質疑
○産観企委 陳情1件を審査。報告事項として、令和7年4月2日 市電と車の事故について説明を受け、質疑
○建消委 陳情1件を審査。
- 23日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、令和7年度桜島火山対策事業費、桜島火山対策要望事項の国等の実施方針等及び令和8年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項(案)、桜島火山対策に係る今後の日程(案)について説明を受け、質疑。調査結果のまとめを行った結果、今後引き続き調査を行うことを決定
- 24日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。調査結果のまとめを行った結果、今後引き続き調査を行うことを決定
- 28日 ○議運委 令和7年第1回市議会臨時会、令和7年度常任委員・議会運営委員・特別委員及び議会選出各種役職、議会改革、議会傍聴者用の議案書等の取扱いの変更、傍聴者による議場等へのパソコン等の持込み、傍聴席へのクッション設置について協議

5月

- 9日 ○議運委 令和7年度常任委員・議会運営委員・特別委員及び議会選出各種役職の人選結果等、令和7年第1回市議会臨時会(議案の取扱い、会期日程、会議録署名議員、5月15日の本会議運営)、議会改革、議運の検討課題について協議
- 13日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認について協議

第1回臨時会・・・会期1日

- 15日 ○本会議 第1回臨時会の会期を1日と決定。桜島爆発対策特別委員会及び都市整備対策特別委員会の中間報告。専決処分の承認を求める件など議案6件を一括上程。市長提案説明。個人質疑(1人)。委員会付託省略
- 議運委 本日のこれからの本会議運営(第1号議案ないし第6号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営)、議運の検討課題について協議
- 本会議 専決処分の承認を求める件(鹿児島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の議案1件については、起立表決(電子表決)の結果、承認。その他の議案5件についても、

- いずれも原案可決・承認。陳情1件を上程。委員長報告省略。起立表決（電子表決）の結果、不採択。常任委員及び議会運営委員の選任の報告。特別委員の辞任許可及び選任の報告。監査委員の選任について同意を求める件2件を急施事件として追加上程。いずれも同意
- 総環委 正副委員長の互選（委員長にこじま洋子委員、副委員長にいけやま美月委員）
 - 防福こ委 正副委員長の互選（委員長に西洋介委員、副委員長に本田かずき委員）
 - 市文委 正副委員長の互選（委員長にのぐち英一郎委員、副委員長に向江かほり委員）
 - 産観企委 正副委員長の互選（委員長に平山タカヒサ委員、副委員長に甲斐ひろのぶ委員）。
- 各種審議会等委員の選出
- 建消委 正副委員長の互選（委員長に瀬戸山つよし委員、副委員長にせぐち和浩委員）。各種審議会等委員の選出
 - 桜島爆発 正副委員長の互選（委員長に三反園輝男委員、副委員長に霜出佳寿委員）
 - 都市整備 正副委員長の互選（委員長に佐藤高広委員、副委員長に大森忍委員）
 - 議運委 正副委員長の互選（委員長に中元かつあき委員、副委員長に三反園輝男委員）、委員外議員の取扱い、議場内交渉係、議会運営委員会引継ぎ案件、本日のこれからの本会議運営、令和7年第2回市議会定例会について協議
 - 本会議 各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の正副委員長互選結果の報告

（注）略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

- 総環委・・・・・・・・・・総務環境委員会
- 防福こ委・・・・・・・・・・防災福祉こども委員会
- 市文委・・・・・・・・・・市民文教委員会
- 産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会
- 建消委・・・・・・・・・・建設消防委員会
- 議運委・・・・・・・・・・議会運営委員会
- 桜島爆発・・・・・・・・・・桜島爆発対策特別委員会
- 都市整備・・・・・・・・・・都市整備対策特別委員会

令和7年第1回市議会定例会において可決された意見書

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

| | |
|---------|---|
| 令7.3.21 | 第1回定例会で可決 |
| 提出先 | 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、 内閣官房長官、法務大臣、総務大臣 |

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つとされ、えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題です。

再審は、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度ですが、特に重要な課題として、再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が長期化すること、再審請求手続の規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられています。

再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、裁判のやり直しが確定するまでに長期間を要していることから、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきと考えます。

よって、国におかれては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、再審法の全面的な見直しを速やかに実行されるよう強く要請します。

令和7年第1回市議会定例会において不採択となった陳情

| | | | |
|--|-----------------------|-------|-------------|
| 番 号 | 陳 情 第 1 3 号 | 受理年月日 | 令 6 . 8 . 1 |
| 件 名 | 友愛パス取得対象者の拡大について | | |
| 結 果 | 令和7. 3. 21 第1回定例会で不採択 | | |
| 付託委員会 | 防災福祉こども委員会 | | |
| <p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、現在、身体障害者手帳の5級及び6級所持者等は友愛パスが交付されておらず、市内の公共交通機関を利用する際、手帳を乗務員に見せることで運賃の半額免除を受けているが、手帳は市販のパスケースには入らないため、友愛パスのようにパスケースに入れてカードリーダーに触れるだけなら楽であり、乗務員の手を煩わすことなく利用できること、また、精神障害者保健福祉手帳所持者は友愛パスの対象者で運賃の全額免除を受けている一方で、難病患者は友愛パスの対象外であり、不公平感があることから、身体障害者手帳の5級及び6級所持者を自己負担はそのままとし、友愛パスの対象者に、また、難病患者を友愛パスの対象者とし、運賃を半額免除にさせていただくよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、友愛パスについては、障害があって日常生活に相当程度の制限がある障害者（児）等が市電、バス等を利用する場合に無料で利用できるパスカードを交付することにより、生活の利便性の向上や社会参加の促進を図ることを目的とした本市独自の制度であり、6歳以上で、1級から4級までの身体障害者手帳所持者（ただし4級は65歳以上）、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者などを交付対象とし、本市域の市電、バス、桜島フェリーを利用する際に交通事業者による割引後の運賃を本市が負担しており、令和5年度末において合計2万501人に交付し、5年度の利用件数は283万8,147件、本市の負担額は3億1,458万1千円となっている。</p> <p>身体障害者手帳の5級及び6級所持者への対象拡大については、同手帳所持者の全てを対象とする中核市は13市あるが、全ての路線で無料となる本市と比べると、路線が限られていたり、助成金額に上限を設けているなど、様々な内容となっており、決算額は本市が最も多額となっている。また、対象を同手帳4級の65歳未満並びに5級及び6級まで拡大した場合には年間約4,400万円の負担増が見込まれるほか、半額設定の同パスとするにはシステム改修などに約1億5千万円の経費が必要となる。なお、手帳の大きさについては、</p> | | | |

小さくすることで記載事項に不都合が生じる可能性があることから変更は考えていないが、ミライロIDなどのスマートフォン用アプリで本人確認をして決済できる方法もあることから利用者には周知を図っていきたいと考えている。

難病患者への対象拡大については、特定医療費（指定難病）受給者証所持者のうち、同パスの交付が予想される人数で試算したところ、年間約3,900万円の負担増が見込まれるほか、本陳情に対する交通事業者の意見を伺ったところ、国が示した標準の運送約款を基に割引を行っており、他の交通事業者との歩調や整合性が取れないと同患者を対象とすることは難しい、また、対象とするにはバスの車載器の更新やシステム改修費用などの大きな負担を伴うなどの意見があったところである。

以上のようなことから、本市としては、財源の確保や対象者の選定基準などに課題があることから、同パスの対象者拡大や機能を追加することは考えていないとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

| | | | |
|-------|------------------------------------|-------|---------------|
| 番 号 | 陳 情 第 2 7 号 | 受理年月日 | 令 6 . 10 . 31 |
| 件 名 | 住吉町 1 5 番街区を再度スタジアム候補地に取り上げることについて | | |
| 結 果 | 令和 7 . 3 . 21 第 1 回定例会で不採択 | | |
| 付託委員会 | 産業観光企業委員会 | | |

(委員会における審査経過)

本件は、スタジアム候補地として調査が始められている鹿児島サンロイヤルホテル敷地は、周辺への無断駐車問題やアクセスの悪さなどから「稼げるスタジアム」の候補地としては不向きだと考えることから、1項＝住吉町 15 番街区を再度スタジアム候補地として取り上げる。2項＝前項に伴う同ホテルの移転先として、旧鹿児島港湾合同庁舎を含む泉町 17・18 番街区を検討すること。3項＝1項及び2項の施設や県がドルフィンポート跡地に整備するスポーツ・コンベンションセンターと併せて、鹿児島港本港区一帯を天文館を含む鹿児島市中心部エリアのまちづくりの核となる県内外に誇れる鹿児島スポーツシティとして整備すること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1項＝スタジアム整備に係るこれまでの経緯としては、平成 31 年 1 月 25 日、本市が設置したサッカー等スタジアム整備検討協議会から市長にサッカー等スタジアム立地に関する報告書が提出され、候補地を浜町バス車庫、ドルフィンポート、住吉町 15 番街区の 3 か所に絞り込んだ。

令和 4 年 3 月、県がスポーツ・コンベンションセンター基本構想を公表し、「同街区は、駐車場として整備する。なお、同街区がスタジアムの整備地となった場合、県営駐車場の立体駐車場化等による機能代替を検討する」とした。

同年 11 月 1 日、市議会鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会において、スタジアム需要予測等調査・整備検討支援業務の中間報告として、浜町バス車庫、ドルフィンポート跡地等、同街区の 3 か所の候補地について、それぞれの配置図等、概算工事費及び維持管理・運営収支の試算などを説明した。

5 年 1 月 25 日、県が開催した第 2 回鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会において、鹿児島商工会議所が同街区での M I C E 施設を中心とした開発方針を提言した。

同年 6 月 6 日、市議会同特別委員会において、同跡地等及び同街区を候補地から除外し、北ふ頭が候補地になり得るか検討することを報告した。なお、同街区を除外した経緯・理由としては、土地が狭隘で、敷地拡張が必要となること、複合施設の面積が十分確保できず、運営収支がマイナスになる見込みであること、同会議所による M I C E 施設整備の提言のほか、鹿児島港本港区エリアの土地利用の方向性を示すゾーニングに本市の考え方を

反映させるためには、今後のゾーニング議論が本格化する前に考え方を整理し、検討する候補地の絞込みを行う必要があると判断したこと、市議会同特別委員会において、候補地について早急に見極めを行うよう指摘があったことを踏まえたものである。

6年3月29日、県が公表した鹿児島港本港区エリアコンセプトプランで示されたゾーニングにおいて、同街区については、利活用方針がコンベンション機能等を核とした交流・観光拠点エリアとされ、機能の方針・誘導として、「スポーツ・コンベンションセンター基本構想に基づき、駐車場を整備する」とされるとともに、「将来的に、同街区について新たな利活用の提案があった場合は、県議会においても十分御議論をいただいた上で、新たな活用を検討する」とされたところである。

同街区の現状としては、同年8月27日、県が開催した第2回鹿児島港本港区エリアまちづくり懇談会において、同会議所からホテル、MICE施設、市場等の整備の提案がなされた。また、同年9月2日付で、WeLove天文館協議会ほか4団体から県に対し、同ホテル移転に関する要望書が提出されたほか、同年9月5日、県議会に対し、同年9月2日付の要望書と同趣旨の陳情書が提出され、同年10月9日、「同街区について、バンケット機能を持ったホテル敷地としての活用を速やかに検討していただきたい」とする項目については採択された。

同年11月28日、県議会定例会の提案理由説明において、知事から、「同街区については、MICE・バンケット・ホテル等に利活用することとしたいと考えている。今後、事業者の公募に向けて、公募要領案の作成や提案内容の評価等を行うため、住吉町15番街区利活用事業提案評価委員会を設置したいと考えている」との説明がなされ、その後、7年1月9日、第1回同評価委員会が開催され、公募の条件や評価の方法について議論がなされた。

本市としては、同街区は県有地であり、港湾管理者でもある県の考えを踏まえて対応する必要があること、同街区の利活用方針は、県が策定した同プランにおいて、交通（駐車場、臨港道路、小型船だまりなど）、交流・宿泊（MICE・バンケット・ホテル）が示され、現在、県が公募に向けた検討を進めていることから、同街区を再度スタジアム候補地として取り上げることは難しいと考えており、同ホテル敷地へのスタジアム整備については、様々な課題がクリアされた場合には候補地になり得ると考えているが、現在、周辺の状況等の情報収集を行っているところである。

2項＝鹿児島サンロイヤルホテルの移転に係るこれまでの経緯としては、6年8月2日、鹿児島国際観光株式会社が、運営する同ホテルを住吉町15番街区一部へ移転を目指す旨を表明し、同日、県に対し、同ホテルの移転に向けて同地の貸付けを求める要望書を提出した。また、本市も同年8月9日、県に対し、同ホテルの移転に関する要望書を提出している。その後、9月2日付で、WeLove天文館協議会ほか4団体から県に対し、同ホテルの移転に関する要望書が提出されている。

泉町 17・18 番街区の現状としては、国が所有する旧鹿児島港湾合同庁舎跡地のほか、民間所有地が存在しており、旧港湾合庁跡地エリアは、同プランにおいて、交流、交通拠点と位置づけられている。なお、同社によると、現在の施設規模と機能で移転することを検討しているとのことであり、現在の同ホテルは敷地面積が約 1 万 9 千㎡、延床面積が約 2 万 4 千㎡であるのに対し、同街区は敷地面積が約 3,900 ㎡、形態規制として建蔽率は 80%、容積率は 300%となっていることを勘案すると、同街区は同社が目指している施設規模としては難しいと考えている。

本市としては、今後県が予定している住吉町 15 番街区の公募の動向を注視していきたいと考えている。

3 項＝鹿児島港本港区一帯を県内外に誇れる鹿児島スポーツシティとして整備することについては、本市としては、1 項及び 2 項の実現が前提であり、1 項への対応が難しいと考えられることから、本項への対応も難しいと考えている。なお、鹿児島港本港区エリアの整備については、同検討委員会における協議等を経て、同プランにおいて利活用の方針が定められた上で、県において民間活力の導入を基本にサウンディング調査などが進められているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

| | | | |
|--|---|-------|--------------|
| 番 号 | 陳 情 第 3 1 号 | 受理年月日 | 令 6 . 11 . 7 |
| 件 名 | 第 3 期市道バリアフリー推進計画（かごしま よかベンチプロジェクト）に係る検証と改善を求めることについて | | |
| 結 果 | 令和 7 . 3 . 21 第 1 回定例会で不採択 | | |
| 付託委員会 | 建設消防委員会 | | |
| <p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は、第 3 期市道バリアフリー推進計画（かごしま よかベンチプロジェクト）で進められているベンチの設置について、1 日 5 便しかない「あいバス」の停留所に設置されているベンチが道路に背を向けていることや、人通りの少ないところに数百メートルおきに、また、日が当たり暑くて座りたくないような場所や交差点・病院の前等景観を楽しむことができない場所など必要性を感じないところに高額なベンチが設置されていることから、設置場所を検証するとともに、災害時に役立つ「かまどベンチ」が設置されている他県を参考に、ベンチの種類について再考するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、市道バリアフリー推進計画は、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい歩道となるよう、バリアフリーに配慮した整備の推進を目的としており、これまで第 1 期計画（平成 18 年から 27 年）及び第 2 期計画（平成 28 年から令和 3 年）において、段差・傾斜・勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備により成果を上げており、次の段階として、第 3 期計画（令和 5 年から 13 年）では休憩施設の設置に取り組むこととしている。</p> <p>設置の基本方針としては、第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区（中央地区、鴨池地区、谷山地区）内において、人通りの多い特定道路の移動経路上へ設置することにより、全ての利用者が移動しやすい道路を構築し、利便性並びに回遊性の向上を図るほか、同地区外においては、コンパクトなまちづくりの観点から第二次かごしま都市マスタープランに位置づけている地域生活拠点、団地核、集落核などの公共交通施設や生活利便施設を結ぶ経路においても同地区と同様に設置を行うなど、市道のバリアフリー推進に取り組むこととしている。ベンチ整備時の基本的事項としては、道路の移動等円滑化に関するガイドラインを踏まえ、ベンチの間隔は 200 メートルを基本とすること、設置箇所付近のバス停にベンチがない場合は近傍に設置して併用できるように配慮すること、ベンチの仕様・デザインについては、高齢者等が立ち上がりやすいように、背もたれつきで肘かけがある 3 人がけベンチを標準とし、設置箇所の状況や地元住民の意向等を踏まえ、必要に応じて個別検討を行い、決定することとしている。</p> <p>設置箇所の選定に当たっては、歩道の有効幅員 2 メートルや自転車の通行空間など、法</p> | | | |

令等で定める幅員を確保するとともに、中高木横の木陰や歩道橋下などの道路空間を優先的に活用することとしているが、車両が乗り入れる箇所や地下埋設物がある箇所、戸建て住宅前などのプライバシーに配慮が必要な箇所を避ける必要があることから、歩道幅員が広い交差点部のほか、店舗や病院の前などにも設置している。また、歩道内の宅地側には、視覚障害者誘導用ブロックや側溝等の構造物、通信施設等の地下埋設物があるケースが多く、車道側の植樹帯等を活用してベンチを設置する際は歩行者が座りやすいよう車道を背にしている。なお、木陰等がなく上屋設置スペースがある場合は上屋の検討を行うこととしているが、ベンチの設置を優先して進めるため、5年度及び6年度は上屋の設置を行っていない。

ベンチを設置する際は、設置箇所やベンチの仕様、向きなどについて、事前に町内会等の意見を聞いた後、設置箇所付近の住民等へも説明し、理解を得ているところであり、町内会等との協議においては日常の軽易な清掃作業について、可能な範囲での協力を依頼している。

ベンチの整備状況については、5年度はナポリ通線、パース通線、中央通線の3路線で15基を、6年度は中央通線、諏訪和田線、南清見諏訪線の3路線で18基を設置しており、設置費用は、5年度実績では契約ベースで1基当たりおよそ90万円、そのうち材料費は背もたれつきベンチでおよそ20万円、背もたれなしベンチでおよそ15万円となっている。また、民間事業者によるベンチの設置事例が6年度に2件あり、桜島地域の市道横山線沿いの市有地に1基、桜ヶ丘団地の市道桜ヶ丘線沿いの店舗敷地に1基が設置されたが、いずれも本計画の整備路線であり、企業からの寄附の意向や住民等からの要望を受けて設置していただいたものである。

かまどベンチについては、歩道が災害時の移動経路になるため導入していないが、本市では、災害拠点病院である市立病院の隣に位置することなどを考慮し、防災への配慮として上荒田の杜公園に設置している。

今後のベンチの整備に当たっては、引き続き、地元住民の意見等を考慮するとともに、設置済みのベンチの利用状況等も踏まえながら、設置箇所を十分に検討の上、取組を推進していきたい。また、同計画への位置づけはないが、民間事業者等と連携した取組については、今後とも検討していきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

| | | | |
|---|--------------------|-------|---------|
| 番号 | 陳情第32号 | 受理年月日 | 令6.11.7 |
| 件名 | 桜島自然恐竜公園の管理について | | |
| 結果 | 令和7.3.21第1回定例会で不採択 | | |
| 付託委員会 | 建設消防委員会 | | |
| <p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、草が伸び、遊具はさび、危険な柵もある桜島自然恐竜公園を、桜島フェリー、タクシー及びレンタカーの利用者増につながるよう、きれいに保つとともに、桜島の観光スポット及び市民の憩いの場となるよう宣伝・管理することなどを要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、同公園は、建設局が所管する他の公園と同様に、公園内や公衆トイレの清掃は定期的に、草刈は年2回、樹木の剪定は年1回行っている。また、遊具及びトイレについては、委託業者による年1回の点検や職員による巡視を行うほか、老朽化して危険な施設については、適宜修繕を行っており、5年度はトイレ及び水飲み場の井戸水を水道水へと切り替える改修及びトイレの洋式化に約4,500万円、形象遊具の修繕に約100万円、ローラー滑り台の手すり修繕に約40万円、6年度はローラー滑り台の踊り場の防護柵修繕に約7万円を支出している。</p> <p>本市としては、これらの取組に加え、観光情報誌などへの情報提供を行っており、今後も市民の憩いの場となるよう、適切な維持管理に努めていきたいと考えている。</p> <p>なお、同公園の利用状況を踏まえると、桜島フェリーを使った観光客が来訪する観光施設としての側面もあることから、観光交流局や船舶局などとの連携等については、今後検討していきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「一定の質疑等を通して、この陳情の趣旨には大いに賛同することから、本件については採択したい」という意見、「建設局としては、同公園の通常管理を他の公園と同等に行っている上、遊具等の修繕に多額の費用を費やしており、一定の管理がなされていることなどから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------------------------------|-------|---------------|
| 番 号 | 陳 情 第 3 8 号 | 受理年月日 | 令 6 . 11 . 25 |
| 件 名 | 公園に子供たちが安全にボール遊びができる専用スペースを設置することについて | | |
| 結 果 | 令和 7 . 3 . 21 第 1 回定例会で不採択 | | |
| 付託委員会 | 建設消防委員会 | | |
| <p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、市営御所下住宅近くの大きな公園が現在、「ボール遊び禁止」となっているため、同住宅内の児童遊園で遊ぶ子供たちのボールが道路や駐車場に飛んでいき危険であることなどから、子供たちが安心してボール遊びができ、住民の迷惑とならないよう、同公園内へのボール遊びができる専用スペースの設置、もしくは同住宅の児童遊園内に柵で囲った専用スペースを設置するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、公園は誰もが使用できる公共施設であり、町内会などの各種イベントにも使用されている。公園内での硬いボールの利用については、他の公園利用者や周辺住宅などへの被害の恐れがあるため禁止している一方で、柔らかいボールを使用したボール遊びは可能としており、公園内の看板には市のホームページにアクセスする二次元バーコードをつけて、公園内のきまりを周知しているところである。また、野球やサッカーなどのスポーツができる公園を市内に 38 か所設置しており、同住宅から一番近い公園として、約 1.4 キロメートル離れた谷山第一中央公園がある。本市としては、公園は幅広い年齢層の方々が利用し、その利用も多岐にわたることから、公園内に専用スペースを設置することは困難であると考えている。</p> <p>市営住宅の児童遊園は、遊戯や休息などのための施設であり、広さも限られていることから、ボール遊び専用のスペースを設置することは困難であると考えている。なお、児童遊園の管理については、御所下住宅に限らず市営住宅全体を福祉会に依頼しているが、御所下住宅の福祉会からは、ボール遊び専用スペース設置の要望はないとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。</p> | | | |

議 会 の う ご き

| | | | |
|------------|--|--------------|--|
| <p>番 号</p> | <p>① 陳情 第 14 号 ② 陳情 第 15 号 ③ 陳情 第 16 号 ④ 陳情 第 17 号 ⑤ 陳情 第 18 号 ⑥ 陳情 第 19 号 ⑦ 陳情 第 20 号 ⑧ 陳情 第 21 号 ⑨ 陳情 第 22 号 ⑩ 陳情 第 23 号 ⑪ 陳情 第 24 号 ⑫ 陳情 第 26 号 ⑬ 陳情 第 28 号 ⑭ 陳情 第 29 号 ⑮ 陳情 第 30 号 ⑯ 陳情 第 33 号 ⑰ 陳情 第 34 号 ⑱ 陳情 第 35 号 ⑲ 陳情 第 36 号 ⑳ 陳情 第 37 号 ㉑ 陳情 第 39 号 ㉒ 陳情 第 40 号 ㉓ 陳情 第 42 号</p> | <p>受理年月日</p> | <p>① 令 6 . 10 . 16 ② 令 6 . 10 . 17 ③ 令 6 . 10 . 18 ④ 令 6 . 10 . 21 ⑤ 令 6 . 10 . 22 ⑥ 令 6 . 10 . 23 ⑦ 令 6 . 10 . 24 ⑧ 令 6 . 10 . 25 ⑨ 令 6 . 10 . 28 ⑩ 令 6 . 10 . 29 ⑪ 令 6 . 10 . 30 ⑫ 令 6 . 10 . 31 ⑬ 令 6 . 11 . 5 ⑭ 令 6 . 11 . 6 ⑮ 令 6 . 11 . 7 ⑯ 令 6 . 11 . 8 ⑰ 令 6 . 11 . 11 ⑱ 令 6 . 11 . 12 ⑲ 令 6 . 11 . 13 ⑳ 令 6 . 11 . 15 ㉑ 令 6 . 12 . 5 ㉒ 令 6 . 12 . 9 ㉓ 令 6 . 12 . 10</p> |
| <p>件 名</p> | <p>① 報道機関と傍聴者の公平な扱いを求めることについて ② 委員会傍聴の許可制廃止を求めることについて ③ 議運協議における永谷さよこ議員への発言機会の提供について ④ 個人情報保護と市議会基本条例の遵守を求めることについて ⑤ 委員会のインターネット配信を求めることについて ⑥ 委員会視察の本会議報告を求めることについて ⑦ 情報公開の改善を求めることについて ⑧ 議員活動の透明性向上を求めることについて ⑨ 住民参加の推進を求めることについて ⑩ メールやLINEなどによる請願書等の受付を求めることについて</p> | | |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ⑪ 海外視察旅行より市内視察旅行を増やすことについて ⑫ 会派規則の公開を求めることについて ⑬ 開かれた委員会を求めることについて ⑭ 市議会図書室の一般利用において議長許可を不要とする規程変更等を求めることについて ⑮ 政務活動費で作成した印刷物等の成果品を市議会図書室において保管・公開するよう求めることについて ⑯ 本会議中継において議員の顔が映る映像を求めることについて ⑰ 本会議中継に係る視聴回数の公開を求めることについて ⑱ 本会議中継のY o u T u b e 配信への変更を求めることについて ⑲ 鹿児島市公式X等のSNSにおける委員会の開催告知を求めることについて ⑳ 鹿児島市議会基本条例の一部変更を求めることについて ㉑ 議場の有効活用を求めることについて ㉒ 開示決定された公文書のメールでの送付を求めることについて ㉓ 本会議・委員会に出席する当局職員の減員を求めることについて |
| <p>結 果</p> | <p>令和7. 3. 21 第1 回定例会で不採択</p> |
| <p>付託委員会</p> | <p>議会運営委員会</p> |
| <p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、14号＝傍聴者による録音及び撮影の許可について早急に対応すること。15号＝委員会傍聴の許可制の即時廃止について早急に対応すること。16号1項＝永谷さよこ議員のY o u T u b e 出演に関する議会運営委員会での協議において本人が傍聴している場合には、必ず本人に直接の発言機会を与えること。2項＝今後、議員が関与する案件においては、会派代表者に限らず、本人が説明責任を果たすために直接発言ができるよう、議会内の手続を改善すること。3項＝公正で透明性のある議論を行い、市民の信頼を回復するための措置を講じること。17号＝委員会において傍聴希望者の氏名を委員に公表する行為の即時停止並びに個人情報保護に関するガイドラインの策定及び徹底について早急に対応すること。18号＝委員会のインターネット配信について早急に対応すること。19号＝委員会において視察を行ったときは、その内容をインターネット配信される本会議で報告し、関係部署と意見交換の場を設けること。20号1項＝議会中継映像の常時公開及び編集のため公開までに数日を要するアーカイブの速やかな公開を行うこと。2項＝議事録や資料のオンライン公開を徹底すること。3項＝陳情に対する迅速かつ適切な対応を行うこと。21</p> | |

号1項＝議員の活動報告書を定期的に公開すること。2項＝議員の出席状況や賛否状況を公開すること。3項＝議員ごとの一般質問の回数のおよび内容を公開すること。4項＝議員の政務活動費の詳細な報告と公開を行うこと。22号1項＝住民意見を収集するための定期的なアンケート調査を実施すること。2項＝住民参加型ワークショップや公聴会を定期開催すること。3項＝住民の意見を議会ですり上げるための明確な手続を制定すること。23号＝メールやLINE、専用フォームなどによる請願・陳情・要望書の受付について早急に対応すること。24号＝公金を使って視察を行うのであれば、市内視察旅行を行うこと。26号＝会派規則の即時公開について早急に対応すること。28号＝市の公式ホームページにおける委員会動画の公開はもとより、動画配信者に対する取材許可を前向きに検討すること。29号＝市議会図書室利用者の住所・氏名を提出することの廃止及び同図書室利用に議長許可を必要とする図書室規程の見直しについて早急に対応すること。30号＝政務活動費で作成した印刷物等の成果物を市議会図書室において早急に保管・公開すること。33号＝本会議中継において議員の顔と氏名が分かる映像を撮影することについて早急に対応すること。34号＝本会議中継に係る視聴回数の公開について早急に対応すること。35号＝本会議中継のYouTube配信について早急に対応すること。36号＝鹿児島市公式X等のSNSにおける委員会の開催告知について早急に対応すること。37号1項＝市民意見の的確な把握に努めることを明文化すること。2項＝議員が市民との意見交換を行い、調査・研究活動を通じて政策立案や政策提言を積極的に行うことを明文化すること。3項＝議会の会議を原則として公開し、市民に対して積極的に情報を発信し、説明責任を果たすことを明文化すること。4項＝市長等が議員の質問に対して反問することができるよう規定を設けること。5項＝議長及び副議長の選出過程を明確にする方策を講じること。6項＝政務活動費の使途に関して透明性を確保することを明文化すること。7項＝議員が市民全体の代表者として高い倫理性を持つよう努めることを明文化すること。以上の事項について鹿児島市議会基本条例により詳細に定めること。39号＝議場の有効活用について市議会において積極的に取り組むこと。40号＝開示決定された公文書のメールでの送付について市議会において積極的に取り組むこと。42号＝本会議・委員会に出席する当局職員については、コストの観点から、全員ではなく発言の可能性がある職員に限ること。以上の点について要請されたものである。

委員会においては、各面から検討した結果、14号については、傍聴者の録音について中核市62市中51市が禁止、撮影について52市が禁止していること。また、ユーチューブ等で動画を切り貼りして配信するなどの懸念があることから、動画配信の在り方についても検討する必要があると考えること。

15号については、陳情文書表に「市民が自由に議会の様子を傍聴することが制限されている」とあるが、委員会条例に「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴す

ることができる」と規定しており、現在、議会運営委員会はおおむね8人、その他の委員会はおおむね12人まで委員長が許可すれば傍聴を認める取扱いとなっていること。また、傍聴許可が諮られた場合、許可しなかった事例はないこと。

16号については、当該議員及び所属会派が、会議規則にある委員外議員の発言に関する規定を承知した上で対応していたことを踏まえると、陳情としてなじまないと考えること。

17号については、委員会は委員長の許可を得た者が傍聴できるとされており、傍聴申込みがあった場合、委員長が委員に諮った上で許可する取扱いとしていることから、その方法については検討の余地があると思われるものの、委員が傍聴申込者の氏名を把握することは今後も必要であると考えること。また、本市議会における個人情報の取扱いについては、条例等にのっとり適切に取り組んでいること。

18号については、本年度、委員会室に将来的な映像配信システムの整備を見据え、マイク設備等を整備していること。

19号については、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会が行政視察を行った際の報告は、市議会ホームページや市議会が発行している調査時報において公開しているほか、毎年1回、5月臨時会で行っている特別委員会の調査経過報告の中で報告していること。また、関係部署との意見交換の場については、本会議や委員会等において、視察内容に関して当局の見解を求めるなどの対応を行っていることから、特に設ける必要はないと考えること。

20号については、視聴者が必要な情報を検索しやすいよう、議員ごとに映像を分割する作業等を行うため、録画放映の公開までに原則として4日程度の日数が必要であること。また、不適切発言があった場合、発言取消し等の対応がなされるまで、そのまま放映され続けることは問題であり、慎重に取り扱う必要があると考えること。

21号については、本市議会では、市議会だよりや市議会ホームページにおいて議員活動等を公開していること。また、各議員がそれぞれの主張や見解に基づいて個別に市政報告を発信していると考えること。

22号については、アンケート調査は、各会派や各議員が必要に応じて実施すればよいと考えること。また、住民参加型のワークショップや公聴会の定期開催については、これまで本市議会においても出前議会等について議論してきた経過があり、現在、子供議会などを視野に望ましい形態の検討が続いていること。住民の意見を議会に取り上げるための明確な手続の制定については、議会としては協議した経過はないが、各議員が地域住民や市民団体からの要望等を踏まえ選挙で公約に掲げ、実現に向けて取り組んでいると考えること。

23号については、会議規則では、請願・陳情書には、請願・陳情者が署名又は記名押印をしなければならないと規定しており、特に請願では紹介議員が必要となること。また、

全国市議会議長会の調査によると、40市が請願・陳情手続のオンライン化を実施しているが、手続のオンライン化に当たっては実務上の課題もあることから、これらの課題の整理が必要であると考えること。

24号については、各議員が必要に応じて市内の視察を行っているほか、特別委員会においても桜島火山爆発総合防災訓練等の実績があること。また、各議員がそれぞれ市民への報告会等を定期的で開催しているほか、市民の声を聞くために出向く活動も行っていること。

26号については、市議会基本条例で「議員は、議会活動を行うため、同一の政策上の理念を有する議員で構成する会派を結成できるものとする」と規定しており、会派の考え方は、この条文により公開されていると考えること。

28号については、14号及び18号と同趣旨の陳情であること。

29号については、市議会図書室は、地方自治法で、議員の調査研究に資するために設置し、一般にこれを利用させることができると規定されており、重要な書物や記録を適正に管理する上では、一定の手続が必要であると考えること。

30号については、政務活動費の交付に関する条例等では、印刷物等の成果品を添付してはならないという規定もないことから、各会派においてそれぞれ判断することによいと考えること。

33号については、議会中継は、議員の質疑及び当局の答弁を伝えることが目的であり、現行のとおりでよいと考えること。

34号については、議会生中継は1時間ごとの新たなアクセス件数は把握できるが、その時点での実際の視聴件数とは異なること。録画放映は1か月ごとの個別動画再生件数等が把握できるが、集計作業にかなりの労力を要すること等から、公開は難しいと考えること。

35号については、議会中継にユーチューブを利用している中核市は62市中11市であり、このうち、生中継のみが5市、録画放映のみが4市、両方が2市であること。また、ユーチューブ配信におけるトラブルとして、ユーチューブ運営側の都合により、本会議等の生中継及び録画放映が視聴できなくなった事例等が確認されていること。

36号については、令和6年10月から鹿児島市公式Xや市議会公式フェイスブック、インスタグラムにおいて、各委員会の開催告知を行っていること。

37号については、陳情文書表記載の7項目は、既に市議会基本条例に詳細に規定されており、現行のとおりでよいと考えること。

39号については、議場は緊急時などいつでも本会議が開けるように備えることが必要であり、議会としての本来の役割を発揮できるよう、さらなる充実をしてから目的外利用による活用を行うことが望ましいと考えること。また、学校や町内会、市民から要望があった際は議場見学を受け入れており、一定の活用が図られていること。

40号については、利便性だけを考えた場合、メールでの送付も考えられるが、情報漏えいなどのセキュリティ対策、資料のコピー代の徴収方法、SNSにおける取扱い等の課題があることから、他都市調査を行うなど、慎重な対応が必要であると考えること。

42号については、本会議・委員会に出席する当局職員の必要性は質疑を行う議員が判断すべきであり、当局職員は職務の一環で出席していることから、特段の影響はないと考えること。

なお、今回の陳情全般を踏まえた場合、議会の運営に関しては、これまで議会運営委員会において脈々と協議がなされ、その結果が現在の在り方となっていると考える。陳情文書表にある、市議会の常識は市民の非常識であるというようなことは、これまで積み上げてきた経過すら冒瀆する内容と受け止められかねない内容であることから、陳情全般について到底受け入れられる内容ではないこと。

以上の点を踏まえ、委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨に沿えないものとして、いずれも不採択とすべきものと決定。

令和7年第1回市議会臨時会において不採択となった陳情

| | | | |
|--|--|-------|---------------|
| 番 号 | 陳 情 第 4 8 号 | 受理年月日 | 令 7 . 1 . 1 6 |
| 件 名 | 市民と共に「いじめ」、「自殺」、「児童虐待」、「犯罪」等を減らす取組について | | |
| 結 果 | 令和7. 5. 15 第1回臨時会で不採択 | | |
| 付託委員会 | 防災福祉こども委員会 | | |
| <p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1項＝現在、国は治安に関する様々な統計データをインターネット上で公開しているが、そのうち、地域の治安の状態を表す社会の状況として、自殺者数、いじめの認知件数、児童相談所における児童虐待相談対応件数、交通事故死者数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数及び人口増減数の9項目に加え、犯罪の状況として、強盗、殺人、不同意性交等（強制性交等）、不同意わいせつ（強制わいせつ）、窃盗犯、放火、略取誘拐・人身売買の認知件数及び来日外国人による刑法犯・特別法犯の総検挙件数の8項目の合計17項目の数値を減らすことが、治安を回復し、よりよい社会を実現する上で特に重要であると考えことから、自治体（市区町村）は、その地域の治安の状態を表すこれらの項目について数値化した図表を作成するとともに、自治体のホームページや広報紙等で公表し、市民と共有すること。2項＝1項で公表した数値を減らす方法を考え、数値目標を設定した実施計画を策定・公表し、市民と協力して取り組むこと。以上の点について、要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1項＝社会の状況の9項目については、県警所管の交通事故死者数及び国が調査を行っている完全失業率を除き、所管部局でそれぞれ数値を把握し、各分野に係る関連施策等の必要性に応じて計画の策定や公表の判断を行っている。また、交通事故死者数及び犯罪の状況の8項目については、県警所管の情報ではあるものの、防犯行政の観点から、本市に関する情報については提供を受け、一部を公表している。</p> <p>2項＝治安に特化した実施計画等はないものの、17項目に関する事業については、第六次総合計画において、防犯対策を含め、各分野の個別計画や施策が展開されていることから、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向の基本的な指針は、既に示されているものと考えている。また、犯罪の状況の8項目については、治安の中核を担う警察等が社会・公共の秩序維持のための取組を行うとともに、県警においては、ホームページ上で市町村別の犯罪発生実態を公表しており、本市においても県警から情報提供を受け、統計情</p> | | | |

報として多くの項目を公表している。

以上のようなことから、本市としては、新たに治安に特化した情報の公表や実施計画等を策定する必要性は低いものと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

議長会報告

(令和7年2月～令和7年5月)

(1) 開催状況

| 年月日 | 会議名及び場所 | 主な議題等 | 主な議決事項等 |
|-------------------|--------------------------------|-----------------------------------|--|
| 令和7. 4. 17 (木) | 鹿児島県市議会議長会 定期総会 於：奄美市 | ・提出議案26件の審議等について | ・「鹿児島東西・南北幹線道路の早期整備」など議案26件を可決し、関係省庁等に要望活動を行うことを決定 |
| 令和7. 4. 24 (木) | 九州市議会議長会 第100回定期総会 於：大分市 | ・提出議案21件の審議等について ※うち、鹿児島県関係分3件 | ・「南九州地域の交通網の整備促進」など議案21件を可決し、関係機関への実行運動を行うことを決定 |
| 令和7. 5. 19 (月) | 鹿児島県市議会議長会 臨時総会 於：東京都 | ・4月の定期総会で可決をした議案26件の関係省庁等への要望について | ・「鹿児島東西・南北幹線道路の早期整備」など4月の定期総会で可決をした議案26件について関係省庁等要望先の確認 ・本県関係国会議員との意見交換会等 |
| 令和7. 5. 20 (火) | 全国市議会議長会 第101回定期総会 於：東京都 | ・提出議案27件の審議等について ※うち、鹿児島県関係分1件 | ・「九州における高速交通網等の整備促進について」など議案27件を可決 |

(2) 議決された要望等

① 鹿児島県市議会議長会関係

鹿児島県市議会議長会定期総会（令和7.4.17開催）

道路整備等公共事業関係予算の確保について

本県は、多くの離島や半島などを抱える厳しい地理的条件に加え、特殊土壌であるシラスに覆われ、台風などの自然災害に対し脆弱な地域である。また、主な交通手段として自動車交通への依存度が高く、他県に比較して高齢化も著しく進行している状況である。

こうしたことから、本県にとって道路は、地域の発展や経済活動を支える最も重要な社会基盤であると共に、防災ネットワークや救急医療体制の構築により住民の安心・安全を確保するための生命線であり、道路整備の重要性、必要性は一層増大している状況にある。

また、地方創生及び国土強靱化を推進し、真に必要な道路整備や維持管理を計画的かつ着実に進めていくことが求められている。

さらに近年は、台風の大型化や局地的に大雨をもたらす線状降水帯等に見られるように、記録的な暴風や大雨等により、河川氾濫や土砂災害が発生し、住民の生命・財産に被害が生じており、河川や砂防対策も急がれている。

令和2年12月に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、激甚化する風水害や巨大地震への備えを充実させるほか、インフラの老朽化対策や防災分野のデジタル化推進に、自治体支出分や民間投資なども含め政府全体で15兆円規模の巨費が必要とされており、5か年加速化対策の5年目までの予算が令和6年度補正予算で確保されたところである。

引き続き、地域活性化や住民生活に不可欠な道路整備の必要性及び地方財政の危機的状況に十分配慮し、地方にとって真に必要な道路の長期安定的な整備・管理が進められるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して継続的に取り組むこと。

また、山積する道路整備の課題に対応していくために、必要な道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、賃金水準などの上昇も加味した上で道路関係予算の要求額を満額確保し、対策期間完了後も切れ目なく継続的・安定的に進めていくために、国土交通省全体の公共事業関係予算の総枠を十分確保していただくよう強く要請する。

東九州自動車道の建設整備促進について

東九州自動車道は、九州東海岸地域を連絡し、九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道とともに九州を循環

する高速道路ネットワークを形成し、東九州はもとより、九州全体の産業、経済、観光、文化等の一体的発展と浮揚に貢献する路線である。また、災害時における緊急輸送道路や代替道路の確保など、今後の安全安心な地域づくりを進める上でも必要不可欠である。

東九州自動車道の整備状況は、平成28年度に「日南東郷～油津間」「夏井～志布志間」が事業化、29年度に「日南北郷～日南東郷間」が供用開始、令和元年度に「油津～南郷間」「奈留～夏井間」が事業化、3年度に「志布志～鹿屋串良間」が、4年度には「清武南～日南北郷間」が供用開始となるなど早期完成に向けた整備が進んでいる。また、「南郷～奈留間」については、令和6年4月に事業化され、早期の全線開通が望まれているところである。

鹿児島県大隅地域及び宮崎県南那珂地域は、地理的条件に加え、地域の発展・振興の基盤となる高速道路ネットワークの未整備区間があることから、この地域全体の活性化と自立的発展の確立を促進し、一体的浮揚を図るためには、東九州自動車道の早期整備は不可欠である。

については、東九州自動車道の建設を促進するため、道路事業に必要な予算を長期的かつ安定的に確保し、下記の事項について特段の措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 日南・志布志道路（日南東郷～油津間）（夏井～志布志間）、油津・夏井道路（油津～南郷間）（奈留～夏井間）及び南郷奈留道路の供用予定年次の明示及び早期完成を図ること。
- 2 隼人道路（隼人東～隼人西間）の4車線化事業の早期完成を図ること。
- 3 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「末吉財部IC～隼人東IC間」の事業中区間の早期完成及び残る優先整備区間の早期事業化を図ること。
- 4 鹿屋串良JCTの志布志方面からのオフランプ合流箇所安全性向上に向けた抜本的対策を図ること。

南九州西回り自動車道の整備促進について

南九州西回り自動車道は、平成29年11月に「出水阿久根道路」が全線開通し、「芦北出水道路」についても、県境～出水IC間において用地買収が完了し、橋梁などの工事が進められている。

また、「阿久根川内道路」については、阿久根IC～（仮称）西目IC間においては約9割の用地が取得済みで全区間で工事が進み、（仮称）湯田西方IC～薩摩川内水引IC間においては、令和5年8月に（仮称）草道トンネルが完成しており、（仮称）大川IC～（仮称）湯田西方IC間においても同年10月に設計説明会が行われるなど、着実に整備が進められている。

しかしながら、八代市・芦北町・津奈木町・水俣市・出水市・阿久根市・薩摩川内市・いちき串木野市を結ぶ南九州西岸地域は、自然環境、産業、観光等で豊かなポテンシャルを持ちながらも地域の発展に必要な社会基盤の整備が大きく立ち後れており、特に高速交通機関が十分に発展していない本地域においては、高規格道路をはじめとする道路網の整備が大きな課題となっている。

また、本自動車道の沿線には、九州電力株式会社川内原子力発電所が立地しており、原子力災害発生時に大きな役割を担う重要な道路でもある。激甚化・頻発化する災害による脅威に対応し、また、平時・災害時を問わず安定的な人流・物流を確保するためにも、ミッシングリンクを早期に解消し、国道3号とのダブルネットワークを構築することが極めて重要である。

については、地元住民の地域づくりへの熱意、南九州西回り自動車道の早期完成への永年の熱望を御賢察いただき、次の事項について、特段の御高配を賜るよう要望する。

記

- 1 芦北出水道路及び阿久根川内道路の供用開始予定年次の明示及び早期完成を図ること。
- 2 阿久根川内道路の全区間における用地取得及び工事着手など更なる整備促進を図ること。
- 3 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「美山IC～伊集院IC間」の事業中区間の整備促進及び残る区間の早期事業化を図ること。

高規格道路「鹿児島東西幹線道路」の早期整備について

「鹿児島東西幹線道路」は、九州縦貫自動車道や整備が進む南九州西回り自動車道などの道路と一体となって広域幹線ネットワークを形成する高規格道路として、必要不可欠な路線である。

また、この道路は、鹿児島都市圏の有機的な交流・連携機能を一層高め、物流、経済活動の飛躍的な向上並びに交流人口の拡大を図るものであるとともに、鹿児島市域の東西交通軸を強化し、市民生活の利便性を向上させる骨格道路であることから、その整備は急務となっている。

鹿児島ICから高麗通線付近までの区間は「鹿児島東西道路」として、平成

13年度に事業化され、25年9月には、関係各位のご尽力により、新武岡トンネルを含む鹿児島ICから建部ICまでの約2.2km区間が供用開始され、現在、東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事等に組み込まれている。

この道路は、鹿児島ICを経由する広域交通と、市域周辺の団地等から流入する都市内交通が混在することによる武岡トンネル付近の抜本的な交通渋滞解消に向けて、広域交通を分担する道路として整備が急がれている。さらに、平成30年10月には、南九州西回り自動車道における唯一の未着工区間であった阿久根川内道路が、令和4年10月には暫定2車線区間における優先整備区間である美山ICから伊集院IC間の4車線化も工事着手されるなどの着実な整備に伴い、今後、武岡トンネル付近における交通量の更なる増加が見込まれ、渋滞が一層深刻化することが懸念されることから、田上ICから甲南IC（仮称）までの整備区間の早期完成が望まれるところである。

については、東西幹線道路の整備効果と、早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 田上ICから甲南IC（仮称）までの区間の早期完成を図ること。
- 2 甲南IC（仮称）以東については、早急に事業に着手すること。

高規格道路「鹿児島南北幹線道路」の早期整備について

「鹿児島南北幹線道路」は、九州縦貫自動車道や整備が進む南九州西回り自動車道、「鹿児島東西幹線道路」などの道路と一体となって広域幹線ネットワークを形成する高規格道路として必要不可欠な路線である。

また、この道路は、鹿児島都市圏の有機的な交流・連携の促進に資するとともに、鹿児島市の南北交通軸の強化により、市内の国道10号、225号等の幹線道路の慢性的な渋滞を解消し、経済の活性化を図るとともに、市民生活の利便性を向上させる骨格道路である。

しかしながら、平成6年12月に地域高規格道路の「計画路線」として指定を受け、また、令和3年6月策定の『かごしま新広域道路交通計画』の広域道路ネットワークにも位置づけられたところであるが、まだ具体化されておらず、事業化が図られていない状況である。

については、南北幹線道路の整備効果と、早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 南北交通軸の交通渋滞対策を早急に講じること。
- 2 鹿児島南北幹線道路を事業化すること。

高規格道路「北薩横断道路」の整備促進について

「北薩横断道路」は、九州縦貫自動車道や、現在整備が進む南九州西回り自動車道の高規格道路を補完し、南九州地域における広域ネットワークの形成を図る重要な役割と、川北薩地域と鹿児島空港を直結する空港アクセス道路としての機能をもつ全長約6.4kmの高規格道路であり、九州西岸軸構想の推進と一体化する高速交通網を構築する上で最も重要な路線である。

この路線の整備促進により、経済・観光等の地域間交流はもとより、本地域と鹿児島空港、地方拠点都市等との連携機能がさらに高まり、都市部への物流・経済活動が飛躍的に向上し、県内外との広域的な交流の活性化がより一層促進されることは確実である。

これまで本地域においては、高規格道路の計画路線として「北薩横断道路」の指定がなされ、既に野坂 I C～さつま広橋 I C 間 10.6km、さつま泊野 I C～高尾野 I C 間 14.5km が供用されており、令和 6 年 3 月 17 日には、さつま広橋 I C～佐志 I C 間 5.8km が新たに供用開始となるなど、当該道路の整備が着実に図られてきている。

また、鹿児島空港～野坂 I C 間の溝辺道路が令和 2 年から事業化され、高尾野 I C から阿久根市折口（一般国道 3 号）に接続する「阿久根高尾野道路」8.9km は 3 年 3 月に着工されたところである。

さらに、令和 3 年には佐志 I C～さつま泊野 I C 間の「宮之城道路」約 10km の事業化が正式決定し、「北薩横断道路」の全区間が事業化された。

については、本道路の早期完成及び供用開始の実現を促進するため、下記の事項について、特段の配慮を要望する。

記

- 1 「溝辺道路」、「宮之城道路」及び「阿久根高尾野道路」への予算の重点配分による早期開通を図ること。
- 2 高規格道路「北薩横断道路」全体の一層の整備促進を図ること。

鹿児島港臨港道路（鴨池中央港区線）の整備促進について

港湾施設は、産業活動や市民生活を支える基幹的な社会資本であり、地域が発展していくためには、今後ともその整備を推進する必要がある。

特に、観光資源が豊富で多くの離島を有する本県の特性を生かし、観光を主とした経済の活性化と、効率的かつ安定的な海上輸送ネットワークの形成を図るためには、臨港道路の早期整備が必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の配慮を求めるものである。

記

港湾物流の円滑化を図るとともに、臨海部の交通混雑を緩和するため、臨港道路（鴨池中央港区線）の早期整備を図ること。

大隅縦貫道の建設促進について

大隅地域は、半島という地理的条件もあり、高速交通体系が他の地域に比べて著しく遅れている。

大隅縦貫道は、東九州自動車道との高速交通ネットワークを形成することにより、鹿児島空港や志布志港などの各拠点施設と連結して、大隅地域の自立的発展と広域連携を促進し、地域活性化を図るうえで必要不可欠な高規格道路として、また、緊急医療、災害時の代替ルートとして整備が期待されている道路である。

このような中、当路線においては、平成26年12月に鹿屋串良JCTから笠之原IC間、約6kmの串良鹿屋道路が開通し、27年4月からは「吾平道路」、令和3年3月からは「吾平大根占田代道路」について、それぞれ事業が進められているところである。

今後、大隅地域特有の第一次産業を基軸とする地場産業の振興や企業誘致、観光開発・誘致など、各種プロジェクトが広域的連携により展開されていることや、国際バルク戦略港湾として志布志港の整備が進められる上でも重要な道路となるため、早期に整備を進めることが必要である。

このようなことから、下記の事項について、早急な措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 「吾平道路」の早期完成を図ること。
- 2 「吾平大根占田代道路」の早期整備を図ること。
- 3 国道448号以南の更なる整備促進を図ること。

薩摩半島横断道路の早期整備について

南さつま市と指宿市を最短で結ぶ薩摩半島横断道路は、南薩地域の交通の利便性、周遊性を一層高め、産業・経済・観光・文化の振興、消防・救急活動及び環境衛生等の生活広域行政の充実が期待できるとともに、アクセスが限定的な半島地域において大規模災害等が発生した際の避難・救援ルート等として機能する地域安全保障のエッセンシャルネットワークの確立等にも繋がることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く実施中期計画等に必要な予算を十分に確保し、同道路の早期整備に向け、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

大隅横断道路の早期実現について

大隅横断道路（垂水市～鹿屋串良JCT間）は、東九州自動車道等と垂水港との連結により、大隅半島の各拠点を結ぶ幹線道路ネットワークを形成し、県都鹿児島市と志布志港を起点とする物流の促進、交通の利便性の向上や生活圏の拡大が期待できるとともに、新たな観光ルートの確立・交流が期待される。

また、国道220号との2路線を確保することで、災害時における交通網のリスク分散が可能となり、安心

安全な経済活動の推進が図られる。

以上のことから、大隅地域全域の更なる発展の推進に必要不可欠であるので、大隅横断道路の早期事業化を図るよう要望する。

国道10号鹿児島北バイパス及び白浜拡幅の整備推進について

国道10号は、福岡県北九州市を起点とし、大分県・宮崎県を経て始良市・鹿児島市に至る東九州の根幹をなす主要幹線道路であり、東九州の経済、産業、文化の発展に大きく寄与する道路である。鹿児島市は地形的な制約により市外から市内に流入するルートが限られており、中でも始良・霧島方面など鹿児島市の北側からの主な流入ルートである国道10号は、磯地区周辺で交通容量の不足等から慢性的な交通渋滞が発生している。

磯地区は観光レクリエーション地区であり、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである旧集成館があることから、今後、観光客の更なる増加や遺産価値の保全の観点から磯地区への交通流入の改善が急がれている。

一方、これまでの道路整備の効果もあり、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言下においても、物流を滞らせることなく、地域経済や雇用を支えてきた。

このような中、国道10号鹿児島北バイパスについては、社会情勢の変化などを踏まえ、ルートの検討がなされてきたが、平成27年12月に山岳ルートをもとに、都市計画の変更が行われ、また、令和5年12月には、土砂災害への対策としてルートや構造形式を変更するため、都市計画の変更を行い、安全確保を図ることとされた。

現在、花倉地区ほか改良工工事等に取り組まれている。

国道10号白浜拡幅については、2車線で、急峻な傾斜地に面していることから、台風や集中豪雨などによる土砂災害等に対する防災面への対応も求められており、現在、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として脇元地区において改良工の整備が加速的に進められている。

近年の気候変動により、全国的に大規模災害が頻発しており、安心安全なまちづくりの要として災害に強い道路整備は、喫緊の課題となっていることから、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、更なる事業の充実・推進が必要なところである。

本道路の整備は、鹿児島市や始良・霧島地域の活性化はもとより、今後増加が予想される観光客等の利便性向上や地域住民の安全確保に関わる重要かつ喫緊の課題であることから早期に整備していただくよう、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 国道10号鹿児島北バイパスの早期完成及び令和5年12月の都市計画変更が行われた未事業化区間の早期整備を図ること。
- 2 国道10号白浜拡幅（4車線化）の早期完成を図ること。

国道220号の整備促進について

一般国道220号は、宮崎市を起点とし志布志市・鹿屋市・垂水市を経て、霧島市に至る路線であり、大隅地区の産業・経済・観光・文化等の振興にとって必要不可欠な主要幹線道路である。

国道220号の垂水市域の大半の区間は、鹿児島湾の海岸線に沿って片側は急峻なシラス台地の崖下に整備された道路のため、降雨による崖崩れ等の影響を受けやすい状況である。

特に、牛根境地区については防災事業の一部未完成区間があり、牛根境から霧島市福山間も含め、連続雨量200mmでの通行規制は依然として続いている。そのため、今後も通行止めが発生した場合、地域住民の生活はもちろんのこと、本市のみならず霧島市を含めた産業・経済活動等に多大な支障を来し、地域経済に及ぼす影響は著しいものがあると考えられる。

また、牛根地区で児童・生徒や老人等の交通弱者などの通行の安全確保を目的に歩道整備事業が着手され年々進んでいるが、歩道未設置地区や狭あいな区間も多く、大型車の通行も多いことから、着手地区全ての両側歩道について早期の整備完了が望まれる。

よって、大隅半島全体を着実に発展させていくためにも、牛根境地区の防災事業の早期完成を図っていくとともに、現在進められている磯脇地区の歩道整備を推進していく必要がある。

については、地域住民の生活・財産を守るため、下記事項について特段のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 垂水市牛根境防災の早期完成を図ること。
- 2 垂水市磯脇地区歩道の整備促進を図ること。
- 3 古江バイパスの早期完成を図ること。
- 4 志布志市志布志町帖地区の歩道の整備促進を図ること。
- 5 霧島市亀割峠防災の早期完成を図ること。

国道225号の早期整備促進について

国道225号は、県都鹿児島市と南薩地区を結ぶ産業・経済・観光・文化等地域の発展に欠かせない南薩地区の動脈路線であり、沿線住民の日常生活はもとより、高度医療・食料供給等の重要な役割を担っている幹線道路である。

これまでの整備により、川辺トンネルの開通及び付近の視距改良、鹿児島市下福元町影原交差点の改良が完

了し、また、その他の沿線地区の整備も着実に進められており、地域住民の利便性向上とともに地元経済にも成果が表れている。

しかしながら、カーブが連続し交通事故の多発する区間や急峻な傾斜地を伴う防災要対策箇所、異常気象時の事前通行規制区間があることから、道路が遮断された際は市民生活や地域の経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

また、通学する児童生徒の安全面はもちろんのこと、登坂車線や交差点の改良など効率の面からも一層の改善が望まれている。

このような状況をご賢察いただき、下記事項の早急な取り組みについて、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

- 1 峯尾(みねお)峠の視距改良事業L=1,000mの早期着手を図ること。
- 2 川辺峠南九州市側の登坂車線未整備区間L=800m及び連続カーブ区間L=700mの早期整備を図ること。
- 3 南九州市川辺町田代地区の登坂車線の早期整備を図ること。
- 4 南九州市川辺町木場田(こばんた)橋の改修を図ること。
- 5 南九州市川辺町両添(りょうぞえ)上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成を図ること。
- 6 南九州市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備を図ること。
- 7 枕崎市J A枕崎支所付近から中洲橋区間の道路修繕の早期着手を図ること。

国道226号の整備促進について

国道226号は、県都鹿児島市と指宿市を結び、さらには南九州市、枕崎市を経て南さつま市に至る幹線道路であり、薩摩半島地域の産業、経済の発展はもとより、地域住民の生活道路及び観光の主要ルートとしても極めて重要な路線であることから、同路線の早期整備のため、次の措置を要望する。

記

- 1 喜入防災の早期着工を図ること。
- 2 国道226号指宿市十二町交差点から鹿児島市平川道路起点までの当面の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、線形改良や道路拡幅、交差点の改良、歩道の設置等の整備を図ること。
- 3 国道226号鹿児島市喜入旧市(もとまち)交差点から同市平川道路起点間の4車線化に向けた調査検討を進めること。

- 4 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応し、地方公共団体への人的・技術的支援のため、地方整備局等の体制を充実・強化すること。
- 5 県管理に係る国道226号の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、未改良区間の早期整備、歩道の設置、路面の老朽化対策等に必要な支援を図ること。また、次の事項の整備促進を図ること。
 - (1) 早期完成及び早期整備等について
 - ア 南さつま市坊津町久志拡幅工区（久志地区）の早期着工
 - イ 南さつま市坊津町坊拡幅工区（耳取峠）の早期着工
 - ウ 南さつま市笠沙町野間池地区から同市坊津町秋目地区の早期着手
 - エ 指宿市山川成川地区（山川高校前交差点）の早期完成
 - (2) 歩道整備等について
 - ア 南九州市穎娃町長崎地区の歩道設置の早期着手
 - イ 南九州市穎娃町大川から知覧町門之浦区間の歩道設置の早期着手
 - ウ 南さつま市加世田万世工区（消防団詰所から相星橋）の歩道設置の早期着工
 - エ 枕崎市遠見番地区の道路法面変状箇所早期整備完成
 - (3) 老朽化対策について
国道226号の改良済み区間においては、路面等の老朽化がみられており、交通の円滑化を阻害し、事故の発生リスクを高めることが懸念されることから早めのメンテナンスを行うなど老朽化対策の強化を図ること。

国道270号の早期整備促進について

薩摩半島西部は、豊かな自然や古い歴史等の観光資源に恵まれた地域であり、また、ごみ処理等広域での取り組みを行っており、さらに広域的な連携の強化を目指している。

一方、自動車交通に依存するこの地域では、国道270号は福岡や熊本等と連絡する南九州西回り自動車道へのアクセス道路であり、地域の生活や産業・経済・観光・文化の振興の上からも、極めて重要な幹線道路である。

しかし、本路線は代替路がなく、頻発する集中豪雨や台風等により、しばしば通行止めが発生し、住民生活はもとより災害時の避難や救援活動にも支障を来している。また、原子力発電所における有事の際には住民が避難するために必要不可欠な基幹道路となる。

このようなことから、地域住民の生活や社会経済活動を災害から守り、物流の増加や各地域からの新鮮な農水産物の運搬時間の短縮をはじめ、運搬効率の向上を図るため、交通量や円滑な交通に対応した拡幅・付加車線等の整備や、住民が安心・安全に通行できる広幅員歩道等の整備など、早急な対応が強く求められているところである。

ついては、本路線の早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

- 1 災害時や原子力発電所における有事の際の円滑・迅速な避難や救護活動を確保するため、集中豪雨や台風時の冠水等による交通途絶のない、災害に強い安心・安全な道路の整備促進を図ること。
- 2 円滑な交通に対応した道路の拡幅や道路線形の改良、付加車線等の整備を促進するとともに、高齢者や子ども等の歩行者が安全・快適に通行できる歩道の整備を図ること。

国道447号の整備促進について

国道447号は、宮崎県えびの市を起点とし鹿児島県伊佐市を経て出水市に至る南九州地区の横断道路であるが、霧島連山や九州山地に囲まれているため、急カーブや急勾配の区間、すれ違い困難な未整備区間が多く残されており、夏季は濃霧の発生、冬季は積雪凍結による交通規制が行われている状況にある。

本路線は、沿線地域の人、モノ、情報等の県際交流を促進し、農林業をはじめ、観光・商工業の振興に大きな役割を担っている。また、現在伊佐～えびの間を大きく迂回している国道268号に依存することなく、九州縦貫自動車道（えびのIC）と、現在建設中の南九州西回り自動車道の両高規格道路を東西に最短距離で結ぶ幹線道路でもあり、加えて、九州新幹線出水駅へのアクセス道路でもある。

このようなことから、地域沿線の社会活動や経済基盤の発展に大きく寄与することとなる両県境バイパス（トンネルを含む）の早期完成をはじめとする本国道の整備が強く望まれている。

については、本路線の重要性と沿線住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

宮崎県えびの市真幸地区から鹿児島県伊佐市大口青木地区間のバイパスの早期完成と未整備区間の解消を図ること。

島原天草長島連絡道路構想及び三県架橋構想の推進について

島原天草長島連絡道路構想（三県架橋構想を含む）は、令和3年7月に国が策定した九州地方新広域道路交通ビジョン及び計画により示された広域道路による「九州リングネットワーク」形成イメージにおいて、西九州自動車道や南九州西回り自動車道などとともに九州全体を周回する大きなリングを構成する路線として、構

想路線に位置付けられている。

本構想は、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域交通網を整備することにより、九州新幹線、空港、港湾などと一体となって、東アジアをはじめとする国際的な交流基盤を形成するほか、大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資などを輸送する「命の道」としての機能も有するなど、災害に強い多軸型国土の形成や九州の一体的な浮揚を図るために必要不可欠なプロジェクトである。

特に、平成28年熊本地震により、九州縦貫自動車道をはじめとする、九州内の交通ネットワークが寸断されたことを受け、リダンダンシー（多重性）の役割を果たす新たな縦軸としての本架橋構想の重要性が再認識されたところである。

また、本構想については、令和5年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）において、「湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、地域活力の創出、リダンダンシー（多重性）の確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性も踏まえつつ、民間活力の活用も視野に、長期的視点から取り組む。」と記述され、また、平成28年3月に国土交通大臣により決定された九州圏広域地方計画において、「長崎、熊本、鹿児島 の 3 県 に ま た が る 九 州 西 岸 地 域 に お け る 多 様 な ネ ッ ト ワ ー ク の 形 成 に よ る 交 流 ・ 連 携 機 能 の 強 化 を 図 る 。」 と 記 述 さ れ て い る 。

人口減少が加速する中、本地域の生活・観光・産業の発展や人口拡大による地方創生に向けた取組を加速させるためには、「島原天草長島連絡道路」の早期整備が不可欠であり、本構想の実現は、その効果を大きく発揮させる基盤となり得るものと考えている。

そのような状況の中、令和6年度から2年間、熊本県が会長県を務める島原・天草・長島架橋建設促進協議会では、7年1月に構想推進地方大会を開催し、また、同年2月に関係地域の小学生が参加するサッカー大会を開催するなど、地域間の積極的な交流を推進し、機運の醸成を図ってきている。

なお、本構想を推進するために、国、関係3県等により、様々な調査が実施され、多くの基礎的データが蓄積されつつあり、国においても、鹿児島県長島町及び長崎県南島原市口之津町における地震観測調査や船舶航行実態調査等のほか、具体的な事業化を見据えた調査が進められてきたところである。

さらに、島原・天草・長島架橋建設促進協議会においても、令和3年度、整備効果の検討調査を行い、あらためて本構想の必要性を再認識したところである。

以上のことから、今後、本構想の実現のため、次の事項について特段の配慮を要望する。

記

- 1 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査を再開すること。
- 2 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること。
- 3 必要な道路整備のための予算を確保すること。

都城末吉道路及び曾於志布志道路の事業化について

東九州自動車道は、令和3年7月に「志布志IC～末吉財部IC間」が供用開始し、また、都城志布志道路は、令和7年3月に全線開通と、各事業主体により着実に整備を進められている。

今後、東九州自動車道と都城志布志道路の2つを結ぶ都城末吉道路・曾於志布志道路を新たに整備することにより、更なる利便性の向上、農林水産物の輸送時間の短縮、近隣医療センターへの迅速な救急搬送、広域観光の拡大、交流人口の増加などが実現し、南九州圏域全体の地域活性化が期待される。

また、大規模災害時に救命、救急、支援物資の輸送におけるダブルネットワークの効果が期待される。

については、道路整備実現に向けて早期整備が促進されるよう、下記の事項について特段の措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 (仮称) 都城末吉道路について、早期事業化を図ること。
- 2 (仮称) 曾於志布志道路について、早期事業化を図ること。

土砂災害発生時の応急措置に対する財政措置について

近年、全国各地で局地的集中豪雨に伴い土砂災害が頻発し、その度に甚大な被害が生じている。

被災箇所の復旧にあたり、県や市町村が実施する災害関連事業は、国庫補助の対象となるが、補助事業決定前に、二次被害発生を防止し、市民生活の安全を確保するために実施する応急的な措置については、補助制度がないために市町村が単独で行うことになっており、その財政負担は非常に大きなものとなっている。

については、集中豪雨等による土砂災害発生時に、二次被害発生防止のための仮設防護柵や大型土のう設置など、災害対策基本法に基づき市町村が行う応急措置に対して特段の財政措置を講じるよう強く要望する。

地域医療の確保について

現在、地方自治体が経営する公立病院においては、全国的に医師不足が顕著となっており、その解消が喫緊の課題となっている。また、診療科の偏在については、産科・小児科においても進行しており、深刻な社会問題となっている。

伊佐市の高度な医療や二次救急医療を担う鹿児島県北薩地域の中核的医療機関である県立北薩病院においても、消化器内科や外科などでは常勤医の不在が続いている状況である。

このような厳しい環境の中、公立病院は中核病院として地域における医療のセーフティネットとしての役割を果たしてきたところであるが、「医師の働き方改革」の開始に伴い、医師派遣がますます困難になると危惧し

ている。このような状況は、地方の公立病院における医師の確保に重大な支障をきたし、公立病院の存続なども心配され、住民が地域医療に対し大きな不安を抱えた生活を強いられている現状である。

については、地域住民の身近で、なくてはならない地域医療の確保のため、下記の事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 医師不足の解消や偏在の是正を図るため、医師の計画的な育成、確保及び定着を目的とした実効性ある支援策を講じること。
- 2 地域住民だれもが、いつでも、どこでも必要な医療を受け、安全で安心な生活を送ることができるよう、公立病院の診療体制の強化を図るための支援策を講じること。

特殊地下壕対策の強化について

旧日本軍により設置された防空壕については、当時の実態を把握する資料は皆無に等しく、無数にある防空壕は戦後80年以上放置され、鹿屋市内には、現在把握しているだけで630箇所の防空壕がある。

これまで、危険性の高い特殊地下壕については、特殊地下壕対策事業等を利用しながら、埋め戻しなどの対策を実施してきているが、鹿屋市は、終戦直前には前線基地として位置づけられ、旧日本軍の手でいたるところに防空壕が張り巡らされていることから、今後、都市開発や土地利用の拡大等により、新たに危険性の高い防空壕が発見される場合や既存の防空壕の老朽化により、危険度が高くなる可能性及び未発見の防空壕の陥没等による災害が発生する場合は考えられる。

これらの特殊地下壕対策については、一地方自治体で処理するには、莫大な財政投資を必要とし、現在の財政状況では不可能な状況であることから、下記のとおり要望する。

記

第二次世界大戦中における防空壕について、改めて歴史的検証を行い、鹿屋市など特別な事情を有する自治体を特別地域に指定し、防空壕の補助制度を抜本的に見直すとともに、国の直轄事業として実態調査と埋め戻し工事を実施すること。

農林漁業の振興対策について

近年、世界的な人口増加等による食料需要の増大や気候変動による生産減少など、様々な要因によって食料の安定供給に影響を及ぼす中、大きく輸入に依存する我が国では、食料品や生産資材などの値上げ、化石燃料の高騰などにより、国民の生活に対する不安感は日に日に増している。

その中でも食料は、人間の生命維持・健康で充実した生活をする上での基礎であることから、農林漁業の振興は、食糧安全保障上の観点から、国・地方自治体において注力すべき最重要課題の一つである。

しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化、担い手不足による労働力の減少、荒廃森林・林地開発の増加、自然環境の変化等による漁獲量の減少等により生産基盤が脆弱化したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国内の農林漁業にかかる生産、流通、消費等あらゆる分野に対して過去にない大きな影響を及ぼした。併せて、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安等による配合飼料や肥料、燃料等の農業用資材価格の高止まりにより、農業経営を圧迫する事態も生じている。

こうした中、農林漁業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等の取り組みが不可欠である。

このようなことから、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 過疎地域及び中山間地域等における現状を踏まえた農地利用の最適化や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進するとともに、既存の農業用施設長寿命化対策の取り組みを更に強化し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と農村環境整備等を図ること。
また、未相続地の取扱いが困難なことから、基盤整備等が立ち遅れている農地等が多く存在するため、未相続地の有効利用に関する法的な整備を図ること。
- 2 担い手不足や労働力不足を解消するため、自動化技術による省力化などICT技術活用による効率的で高品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに、生産機械等導入に係る農家の負担軽減を図るため、支援策を強化すること。
- 3 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。
- 4 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、米をはじめとする国産農産物の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- 5 畜産業振興策の強化及び畜産農家の確保・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに、口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病等に対する支援策・防疫体制を拡充すること。
- 6 過疎化や高齢化に伴う荒廃農地の発生等により、有害鳥獣の生息域が拡大している中、農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣の駆除と電気柵設置等の被害防止対策を推進するとともに、自治体の負担軽減を図ること。
- 7 農業用資材価格の高騰に起因する農業経営への影響を緩和すべく、各種補助制度による支援策の充実を図ること。
- 8 国土の保全、水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること。
- 9 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の

推進、種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

肥薩おれんじ鉄道に対する支援について

肥薩おれんじ鉄道は、九州新幹線を整備する基本条件の一つである並行在来線の経営分離により、九州新幹線の新八代―鹿児島中央間の開業に伴い、九州旅客鉄道株式会社から八代―川内間を承継した。

本鉄道は、経営分離された在来線がこれまで地域で果たしてきた地域の足としての役割を維持するとともに、深刻なトラックドライバー不足や2050年カーボンニュートラル実現に向けた対応として物流分野において重要な役割を果たす貨物鉄道を維持するため、日本貨物鉄道株式会社からの貨物調整金及び沿線自治体や大量・安定輸送により利益を享受する地域からの支援を得ながら、国内外の観光客の誘客や経費削減など経営安定に向け様々な営業努力を行ってきた。

一方で、沿線自治体の人口減少や少子化による通学利用者の減少等により輸送人員・運輸収入も減少し、さらに、老朽化した施設・設備の更新や維持管理に係るコストも増加しており、経営環境は非常に厳しい状況である。

さらに、平成25年度から令和4年度までの10年間実施されてきた県内全市町村で構成する鹿児島県市町村振興協会の基金による支援については、令和9年度までの5年間に限り引き続き実施されることが決定され、今後5年間、経営強化に向けて最大限努力することが求められている。

現在、本鉄道は同社経営陣及び沿線首長で構成する「肥薩おれんじ鉄道経営安定化対策委員会」を設立し、中長期的な視点に立った経営の安定化に向けた施策や施設・設備の維持管理について検討を進めており、令和4年度からは新たな中期経営計画のもと、経営改善に向けて取り組んでいるところである。また、令和5年度には輸送人員が100万人を超え、4年ぶりにコロナ禍前の水準まで回復しているが、経営状態の改善には至っていないことから、出水市、阿久根市、薩摩川内市の沿線3市においても、協議会を設立し、更なる利用促進に向けた取組を展開している。

さらに、令和6年度には、新たに「肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会」を設置し、今後、肥薩おれんじ鉄道地域公共交通計画の作成及び実施等に関する協議・調整を行うこととしている。

については、大変厳しい経営状況にある肥薩おれんじ鉄道が、将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 肥薩おれんじ鉄道の旅客・貨物輸送は、沿線を含む県内全域の物流政策において重要であることを鑑み、本鉄道の維持と徹底的な活用に向けた取組に対し、ハード・ソフト両面においてさらなる財源確保措置を講じること。
- 2 安全な鉄道輸送を確保するため、九州旅客鉄道株式会社から引き継いだ施設・設備の更新や鉄道事業の

再構築に資する過大設備のスリム化に対する国庫補助制度のさらなる拡充を図ること。

- 3 台風や大雨等による気象災害が激甚化・頻発化していることを鑑み、防災・減災に向けた取組を加速するために行う対策や災害復旧に係る国庫補助制度のさらなる拡充を図ること。

特別支援教育に関する財政措置等の充実について

平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、学齢期にある子どもたちの就学の在り方が大きく変わった。

具体的には、障害者基本法第16条に示されているとおり、かつては市町村教育委員会の「就学指導委員会」が、就学基準に該当する障害のある児童生徒について「特別支援学校への就学を前提」として判断していた。しかし、法改正に伴う学校教育法施行令の改正により、就学基準はガイドラインとして残るものの、「保護者や本人の意向を最大限に尊重し、特別支援学校への就学と地域の小・中学校への就学を、個別に判断する」仕組みへと変更された。

さらに、平成25年度には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が制定され、同法に基づき、鹿児島県では「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が定められた。同条例第13条には「教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止」が規定され、保護者の意向を踏まえた就学先の決定が義務付けられている。

こうした状況の中、我が国における障害のある児童生徒数は年々増加しており、県内各市でも、特別支援学級の新設・増設に加え、校舎の増設、特別支援教育支援員の増員、さらには医療的ケア児への対応として看護師の配置を求める声が相次いでいる。

よって、国に対しては、障害のある児童生徒を受け入れる小・中学校における新たな施設整備に必要な財政措置を講じることに加え、特別支援教育に携わる教職員定数の充実、特別支援教育支援員及び看護師の配置に必要な支援体制の強化を、強く要望する。

離島地域における物価高及び燃油価格差の是正について

離島地域は、我が国の領域、排他的経済水域等を保全するなどの役割があるが、これらの役割を安定的かつ継続的に担っていくためにも、定住の促進等を図っていくことが重要である。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展、産業基盤や生活環境等に関する地域間格差の是正など、取り組むべき様々な課題を抱えている。

離島における物価は、本土と比較して相対的に高い状況にある。国土交通省が令和2年度に行った調査結果によると、本土側の都市の平均と比較すると、離島での価格が1割～3割程度高くなっている。また、ガソリン価格について、離島の平均は本土よりも18円程度高い。離島地域においては、流通段階における海上輸送

費の発生や仕入規模が小さいため卸値も高止まりの傾向にあること等が要因となり、本土との価格差を拡げる結果となっている。このことは、島民生活の大きな負担となっており、ひいては産業振興、経済活動の阻害要因となっている。

この燃油価格差をはじめとする離島地域の物価高は、島民や販売者の自助努力だけでは解消しえない課題であることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 離島における生活必需品などの流通コスト対策の創設を図ること。
- 2 離島のガソリン流通コスト対策事業の助成額及び油種の拡充を図ること。

奄美地域における持続可能な地域医療の確立について

離島は、遠隔性、隔絶性などの条件下において限られた医療資源を有効に活用する体制の整備が求められている。しかしながら、かかりつけ医機能を有する医療機関の閉院、産科、小児科、耳鼻科などの専門医の人材不足、輸血用血液備蓄体制の喪失などその限られた医療資源でさえ危機的状況にある。

国境離島、排他的経済水域の保全に資する離島において安心して住み続けられる定住環境の整備は極めて重要である。

離島であるがゆえに「命をあきらめる」ことがないように下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

医療提供体制の確保・充実

- 1 離島勤務医確保に資する施策の創設・拡充を図るとともに、一次医療機関開設に係る負担軽減策を講じること。
- 2 血液備蓄所の開設など輸血用血液製剤の安定的な供給体制の構築を図ること。
- 3 やむを得ず島外医療機関を受診する際の交通費や宿泊費に係る負担の軽減及び遠隔医療の促進による医療へのアクセスに係る負担の軽減策を講じること。
- 4 夜間運航が可能な航空機の配備等による急患空輸体制の強化策を講じること。

**② 九州市議会議長会定期総会（令和7.4.24開催）
（鹿児島県関係分）**

地域医療の確保について

現在、地方自治体が経営する公立病院においては、全国的に医師不足が顕著となっており、その解消が喫緊の課題となっている。また、診療科の偏在については、産科・小児科においても進行しており、深刻な社会問題となっている。

伊佐市の高度な医療や二次救急医療を担う鹿児島県北薩地域の中核的医療機関である県立北薩病院においても、消化器内科や外科などでは常勤医の不在が続いている状況である。

このような厳しい環境の中、公立病院は中核病院として地域における医療のセーフティネットとしての役割を果たしてきたところであるが、「医師の働き方改革」の開始に伴い、医師派遣がますます困難になると危惧している。このような状況は、地方の公立病院における医師の確保に重大な支障をきたし、公立病院の存続なども心配され、住民が地域医療に対し大きな不安を抱えた生活を強いられている現状である。

については、地域住民の身近で、なくてはならない地域医療の確保のため、下記の事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 医師不足の解消や偏在の是正を図るため、医師の計画的な育成、確保及び定着を目的とした実効性ある支援策を講じること。
- 2 地域住民だれもが、いつでも、どこでも必要な医療を受け、安全で安心な生活を送ることができるよう、公立病院の診療体制の強化を図るための支援策を講じること。

農林漁業の振興対策について

近年、世界的な人口増加等による食料需要の増大や気候変動による生産減少など、様々な要因によって食料の安定供給に影響が及ぶ中、大きく輸入に依存する我が国では、食料品や生産資材などの値上げ、化石燃料の高騰などにより、国民の生活に対する不安感は日に日に増している。

その中でも食料は、人間の生命維持・健康で充実した生活をする上での基礎であることから、農林漁業の振興は、食糧安全保障上の観点から、国・地方自治体において注力すべき最重要課題の一つである。

しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化、担い手不足による労働力の減少、荒廃森林・林地開発の増加、自然環境の変化等による漁獲量の減少等により生産基盤が脆弱化したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国内の農林漁業にかかる生産、流通、消費等あらゆる分野に対して過去にない大きな影響を及

ばした。併せて、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安等による配合飼料や肥料、燃料等の農業用資材価格の高止まりにより、農業経営を圧迫する事態も生じている。

こうした中、農林漁業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等の取組が不可欠である。

このようなことから、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1. 過疎地域及び中山間地域等における現状を踏まえた農地利用の最適化や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進するとともに、既存の農業用施設長寿命化対策の取り組みを更に強化し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と農村環境整備等を図ること。
また、未相続地の取扱いが困難なことから、基盤整備等が立ち遅れている農地等が多く存在するため、未相続地の有効利用に関する法的な整備を図ること。
2. 担い手不足や労働力不足を解消するため、自動化技術による省力化などICT技術活用による効率的で高品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに、生産機械等導入に係る農家の負担軽減を図るため、支援策を強化すること。
3. 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。
4. 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、米をはじめとする国産農産物の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
5. 畜産業振興策の強化及び畜産農家の確保・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに、口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病等に対する支援策・防疫体制を拡充すること。
6. 過疎化や高齢化に伴う荒廃農地の発生等により、有害鳥獣の生息域が拡大している中、農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣の駆除と電気柵設置等の被害防止対策を推進するとともに、自治体の負担軽減を図ること。
7. 農業用資材価格の高騰に起因する農業経営への影響を緩和すべく、各種補助制度による支援策の充実を図ること。
8. 国土の保全、水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること。
9. 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

南九州地域の交通網の整備促進について

交通網の整備充実は、産業、経済、観光、文化の振興、災害時における避難、救助などに重要な役割を果たすものである。

とりわけ、国土の中枢部から遠く離れた鹿児島県域では、中央あるいは九州域内を結ぶ交通網の整備は地域活性化を推進し、少子高齢化が進む中、救急医療体制の構築や地方への医師派遣など、安心安全な社会の実現を図る上でも、重要かつ緊急な課題である。

また、地方創生及び国土強靱化を推進するため、道路整備や維持管理を計画的かつ着実に進めていくことが求められている。

よって、国においては、地方が真に必要な道路を整備するための予算を安定的に確保されるとともに、広域的な交通網の整備促進のため、下記事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1 道路整備の必要性及び地方財政の危機的状況に十分配慮し、道路の長期安定的な整備・管理が進められるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して継続的に取り組むこと。

また、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応し、地方公共団体への人的・技術的支援のため、地方整備局等の体制を充実・強化すること。

2 東九州自動車道の建設整備促進について

- (1) 日南・志布志道路（日南東郷～油津間）（夏井～志布志間）、油津・夏井道路（油津～南郷間）（奈留～夏井間）及び南郷奈留道路の供用予定年次の明示及び早期完成を図ること。
- (2) 隼人道路（隼人東～隼人西間）の4車線化事業の早期完成を図ること。
- (3) 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「末吉財部IC～隼人東IC」間の事業中区間の早期完成及び残る優先整備区間の早期事業化を図ること。
- (4) 鹿屋串良JCTの志布志方面からのオフランプ合流箇所への安全性向上に向けた抜本的対策を図ること。

3 南九州西回り自動車道の整備促進について

- (1) 芦北出水道路及び阿久根川内道路の供用開始予定年次の明示及び早期完成を図ること。
- (2) 阿久根川内道路の全区間における用地取得及び工事着手など更なる整備促進を図ること。
- (3) 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「美山IC～伊集院IC」間の事業中区間の整備促進及び残る区間の早期事業化を図ること。

4 高規格道路等の整備促進について

- (1) 鹿児島東西幹線道路の「田上IC～甲南IC（仮称）」間の早期完成及び甲南IC（仮称）以東の早期事業着手を図ること。
- (2) 鹿児島南北幹線道路の早期事業化を図ること。
- (3) 北薩横断道路の「溝辺道路」、「宮之城道路」及び「阿久根高尾野道路」の早期開通を図ること。
- (4) 鹿児島港臨港道路（鴨池中央港区線）の早期整備を図ること。
- (5) 大隅縦貫道の「吾平道路」の早期完成、「吾平大根占田代道路」の早期整備及び国道448号以南の整備促進を図ること。
- (6) 薩摩半島横断道路の早期整備を図ること。

- (7) 大隅横断道路の早期事業化を図ること。
- (8) 都城末吉道路及び曾於志布志道路の早期事業化を図ること。

5 一般国道の整備促進について

- (1) 国道10号の鹿児島北バイパスの早期完成、未事業化区間の早期整備及び白浜拡幅（4車線化）の早期完成を図ること。
- (2) 国道220号について
 - ア 垂水市牛根境防災、古江バイパス及び霧島市亀割峠防災の早期完成を図ること。
 - イ 垂水市磯脇地区及び志布志市志布志町帖地区の歩道の整備促進を図ること。
- (3) 国道225号について
 - ア 峯尾峠の視距改良事業L=1,000mの早期着手を図ること。
 - イ 川辺峠南九州市側の登坂車線未整備区間L=800m及び連続カーブ区間L=700mの早期整備を図ること。
 - ウ 南九州市川辺町田代地区の登坂車線の早期整備を図ること。
 - エ 南九州市川辺町木場田橋の改修を図ること。
 - オ 南九州市川辺町両添上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成を図ること。
 - カ 南九州市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備を図ること。
 - キ 枕崎市JA枕崎支所付近から中洲橋区間の道路修繕の早期着手を図ること。
- (4) 国道226号について
 - ア 喜入防災の早期着工を図ること。
 - イ 「指宿市十二町交差点～鹿児島市平川道路起点」間の当面の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、線形改良や道路拡幅、交差点の改良、歩道の設置等の整備を図ること。
 - ウ 「鹿児島市喜入旧市交差点～同市平川道路起点」間の4車線化に向けた調査検討を進めること。
 - エ 南さつま市坊津町久志拡幅工区（久志地区）の早期着工を図ること。
 - オ 南さつま市坊津町坊拡幅工区（耳取峠）の早期着工を図ること。
 - カ 南さつま市笠沙町野間池地区から同市坊津町秋目地区の早期着手を図ること。
 - キ 指宿市山川成川地区（山川高校前交差点）の早期完成を図ること。
 - ク 南九州市穎娃町長崎地区及び「穎娃町大川～知覧町門之浦」間の歩道設置の早期着手及び南さつま市加世田万世工区（消防団詰所から相星橋）の歩道設置の早期着工を図ること。
 - ケ 枕崎市遠見番地区の道路法面変状箇所等の早期整備完成を図ること。
 - コ 改良済み区間の老朽化対策の強化を図ること。
- (5) 国道270号の道路拡幅、道路線形の改良及び付加車線等の整備を促進し、歩道の整備を図ること。
- (6) 国道447号の「宮崎県えびの市真幸地区～鹿児島県伊佐市大口青木地区」間のバイパスの早期完成及び未整備区間の解消を図ること。

6 島原天草長島連絡道路構想及び三県架橋構想の推進について

- (1) 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査を再開すること。
- (2) 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること。
- (3) 必要な道路整備のための予算を確保すること。

③ 全国市議会議長会定期総会（令和7.5.20開催）
（鹿児島県関係分）

九州における高速交通網等の整備促進について

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、災害時の輸送路確保等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備及びJR在来線の輸送改善を行うとともに、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを早期に行い、所要の整備財源を確保すること。
- 2 高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道）、地域高規格道路及び主要国道の整備促進、早期全線供用を図ること。
- 3 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の早期実現に向けた所要の調査の再開を図ること。
- 4 特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者について、当該地域を訪れる者に拡大するとともに、離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造を推進し、新船建造に対する財政的支援を行うこと。
- 5 沖縄県の慢性的な交通渋滞の緩和と均衡ある持続的な発展を図るため、沖縄振興計画に掲げる鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入に加え、本島（中）南部圏域への鉄軌道の延伸等を図ること。

地方行財政調査会資料目録

(令和7年2～5月)

議会図書室に地方行財政調査会の資料を保管しています。

項目は次のとおりですので、ご利用ください。

| 号 数 | 調 査 資 料 項 目 | 発 行 日 |
|------|--|------------|
| 7169 | 2024 年度市税徴収実績調べ (2024 年 11 月末現在) | R 7. 2. 3 |
| 7170 | 都市の災害時における通信手段等の整備に関する調べ(2024 年 12 月現在) | R 7. 2. 17 |
| 7171 | 都市のふるさと納税寄付金受入額調べ (令和 5 年・令和 6 年) | R 7. 2. 21 |
| 7172 | 市長部局における職位の状況調べ (2024. 4. 1 現在) | R 7. 3. 5 |
| 7173 | 2024 年度市税徴収実績調べ (12 月末現在) | R 7. 3. 11 |
| 7174 | 2024 年度市税徴収実績調べ (2025 年 1 月末現在) | R 7. 4. 1 |
| 7175 | 文化・芸術に係る市長表彰等の選定基準に関する調べ | R 7. 4. 1 |
| 7176 | 都市の「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく事業に関する調べ(2024 年 12 月 1 日現在) | R 7. 4. 2 |
| 7177 | 都市の男性相談窓口に関する調べ | R 7. 4. 3 |
| 7179 | 都市の 2025 年度地方税収当初予算 (案) 調べ | R 7. 4. 23 |
| 7180 | 都市の 2025 年度重点施策・主要新規単独事業調べ | R 7. 4. 30 |
| 7181 | 2024 年度市税徴収実績調べ (2025 年 2 月末現在) | R 7. 5. 2 |
| 7182 | 都市の 2025 年度当初予算案に関する調べ | R 7. 5. 2 |
| 7183 | 都市の一般職給与削減状況調べ (2025. 1. 1 現在) | R 7. 5. 8 |
| 7184 | デジタル地域通貨に関する調べ (2025 年 1 月 1 日現在) | R 7. 5. 8 |
| 7185 | 2024 年度市税徴収実績調べ (2025 年 3 月末現在) | R 7. 5. 30 |

図書室だより

◎新規購入図書（令和7年2～5月）

議会図書室

| 図 書 名 | 著・編者名 | 発 行 所 |
|--|------------------------|--------|
| 月刊 ガバナンス 2月号 | ぎょうせい | ぎょうせい |
| 判例地方自治 No.514 | 地方自治判例研究会 | ぎょうせい |
| 地方議会人 2月号 | 全国市議会議長会・全国町 村議会議長会 | 中央文化社 |
| 自治体情報誌「D-file」1月号 | イマジン出版 | イマジン出版 |
| 月刊 ガバナンス 3月号 | ぎょうせい | ぎょうせい |
| 地方議会人 3月号 | 全国市議会議長会・全国町 村議会議長会 | 中央文化社 |
| 行政組織をアップデートしよう 時代にあった政 策を届けるために | 吉田泰己 | ぎょうせい |
| 在外選挙ハンドブック 第5次改訂版 | 在外選挙研究会 | ぎょうせい |
| 地方議員のための選挙トリビア 選挙をめぐるあ れこれ | 河村和徳 | 中央文化社 |
| 先行事例からわかる自治体のための個人情報保護 法運用ガイド | 高野祥一 | 第一法規 |
| 事例でわかる自治体のための組織で取り組むハー ドクレーム対応 改訂版 | 横山雅文 | 第一法規 |
| 地方公務員の〈新〉勤務時間・休日・休暇 第4次 改訂版 | 澤田千秋 | 学陽書房 |
| 新版 逐条地方公務員法（第6次改訂版） | 橋本 勇 | 学陽書房 |
| 自治体情報誌「D-file」2月号 上 | イマジン出版 | イマジン出版 |
| 市民ワークショップは行政を変えたのか ミニ・パ ブリックスの実践と教訓 | 長野 基 | 勁草書房 |
| 児童虐待防止のための保護法制 | 佐柳忠晴 | 勁草書房 |

図 書 室 だ よ り

| 図 書 名 | 著・編者名 | 発 行 所 |
|---|--------------------|--------|
| 個人情報保護法コンメンタール 第2版 第1巻 | 石井夏生利・曾我部真裕・森 亮二 | 勁草書房 |
| 機会の平等 境遇による格差から自由な社会に向けて | ジョン・ローマーほか | 勁草書房 |
| 自治体における「負の政策波及」 障害者差別解消条例とホームレス支援政策はいかに抑制されたか | 白取耕一郎 | 法律文化社 |
| 自治体情報誌「D-file」2月号 下 | イマジン出版 | イマジン出版 |
| 自治体情報誌「D-file」別冊 春号 | イマジン出版 | イマジン出版 |
| 月刊 ガバナンス 4月号 | ぎょうせい | ぎょうせい |
| 地方議会人 4月号 | 全国市議会議長会・全国町村議会議長会 | 中央文化社 |
| 自治体情報誌「D-file」3月号 上 | イマジン出版 | イマジン出版 |
| 月刊 ガバナンス 5月号 | ぎょうせい | ぎょうせい |
| 自治体情報誌「D-file」3月号 下 | イマジン出版 | イマジン出版 |
| 地方議会人 5月号 | 全国市議会議長会・全国町村議会議長会 | 中央文化社 |
| ヒルビリー・エレジー | J. D. ヴァンス | 光文社 |
| 「おひとりさまの老後」が危ない! | 上野 千鶴子・高口 光子 | 集英社 |
| 自分も相手も尊重し、心理的安全性を高める アサーティブ・コミュニケーション | 森田汐生 | ナツメ社 |
| あなたにもある無意識の偏見：アンコンシャスバイアス | 北村英哉 | 河出書房新社 |
| 自治体情報誌「D-file」4月号 上 | イマジン出版 | イマジン出版 |
| 自治体情報誌「D-file」4月号 下 | イマジン出版 | イマジン出版 |

鹿児島市議会事務局

令和7年7月31日発行

No. 152 号